

第6期

(平成27年度～平成29年度)

高齢者福祉計画
介護保険事業計画

平成27年 3月

葉山町

目 次

第1部：総論	1
第1章 計画策定の趣旨.....	3
1 計画の目的.....	5
2 計画の位置づけ.....	6
3 計画期間.....	8
4 計画策定にあたって.....	9
5 計画の推進に向けて.....	12
第2章 葉山町における高齢者の現状.....	15
1 高齢者数等の推移.....	17
2 給付費の推移から見た介護保険サービスの利用状況.....	20
3 アンケート調査結果のポイント.....	25
第3章 基本理念と基本目標.....	43
1 基本理念.....	45
2 基本目標.....	45
3 第5期計画期間中の実施状況及び第6期の目標.....	48
4 施策の体系.....	52
第2部：各論	53
基本目標1：元気で健康な状態を維持する.....	55
1 医療と介護の連携.....	57
2 介護予防事業.....	58
3 介護予防ケアマネジメント事業.....	64
4 総合相談支援事業・権利擁護事業.....	64
5 包括的・継続的マネジメント事業.....	66
6 社会参加の促進.....	67
7 就業の支援.....	71
基本目標2：地域でお互い助け合いながら暮らしていく.....	73
1 地域福祉活動への支援.....	75
2 生活支援コーディネーターの設置.....	75
3 地域ケア会議の開催（再掲）.....	76
4 生きがいミニデイサービス事業（再掲）.....	76
5 高齢者虐待防止への取り組み.....	77
6 災害時における対策.....	78
基本目標3：認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる.....	79
1 認知症について理解する.....	81
2 認知症予防事業の実施.....	84
3 認知症ケアパスの作成、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の設置.....	86
基本目標4：年齢を重ね介護が必要な状態となっても、 可能な限り、葉山町で暮らしていけるまちとする.....	87
1 ひとり暮らし高齢者等への支援体制.....	89
2 要介護高齢者の把握.....	92
3 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進.....	92
4 介護給付等費用適正化事業.....	93
5 予防給付サービスの推進.....	94
6 介護給付サービスの推進.....	101
7 地域密着型サービスの推進.....	110
8 その他サービスの推進.....	114

第3部：介護保険事業の適正な運用について	115
第1章 介護保険サービス事業の見込み	117
1 被保険者数等の今後の見込み	119
2 介護サービスの利用見込量の推計	120
3 介護保険事業にかかる総費用の見込み	125
第2章 葉山町の介護保険料	127
1 保険料の設定	129
2 保険料段階の設定	132
第3章 介護保険事業の適正な運営	135
1 サービスの質の向上	137
2 サービスの適切な利用の促進	149
3 利用者への情報提供	150
4 低所得者への配慮	151
5 事業評価の仕組み	154
第4部：資料編	155
1 葉山町介護保険事業計画等運営委員会	157
2 葉山町の高齢者サービス関係機関・施設	160

第 1 部：総論

第 1 章

計画策定の趣旨

1 計画の目的

介護保険制度が施行された年である平成 12 年 10 月 1 日時点で、葉山町の 65 歳以上高齢者数は 6,312 人、高齢化率 20.1%であったものが、平成 26 年 10 月 1 日時点で 9,986 人、29.8%まで上昇しており、今後も団塊の世代を中心として 65 歳以上高齢者数は増加し続けていくと見込まれます。

しかしながら、高齢者にはこれまでの人生で培ってきた「知識」や「経験」という大きな財産があります。

葉山町の特徴として、比較的元気な高齢者が多いこと、主治医を持っている方の割合が高いことなどが掲げられ、今後、在宅医療・介護との連携、介護予防事業、認知症施策の推進に力を入れていく必要があります。

また、もう 1 つの特徴として、持ち家率が高いこと、地域のコミュニティは比較的機能していること、このままの現在の住まいを継続させたいと願っている高齢者が多いことが挙げられます。

地域でお互い助け合いながら、年齢を重ねても可能な限り葉山町で暮らしていける町づくりを行うため、地域福祉活動を推進している社会福祉協議会と協働した取り組みを行うことが重要となっております。

更に、今後、ますます高齢化が進展していく中、介護保険料の上昇を可能な限り抑制しながらも、介護が必要な状態になった際は、十分な介護保険サービスが提供できるよう、適正な給付管理を行う必要があります。

このような状況において、本町では、団塊の世代が全員 75 歳以上となる平成 37 年度を見据えた上で、「お互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせるまち はやま」を基本理念として平成 29 年度までの高齢者福祉及び介護保険事業の計画目標を盛り込んだ「第 6 期（平成 27 年度～平成 29 年度）高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、年齢を重ねても葉山町で生き生きと暮らしていける町づくりを行ってまいります。

皆様のご理解とお力添えをお願いいたします。

2 計画の位置づけ

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の性格

第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の根拠法のひとつであった老人保健法が平成19年度で廃止され、老人保健事業として実施していた事業が、健康増進法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業へ移行されたことを踏まえ、第4期計画から保健計画部分を分離して、高齢者福祉計画・介護保険事業計画として計画を策定しています。

高齢者福祉計画とは

高齢者福祉計画とは、老人福祉法第20条の8に規定された計画で、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保をはじめとする高齢者の福祉について定めるものです。

具体的には、介護サービス基盤の整備を含む高齢者の総合的なプランとして、高齢者福祉施策の基本的方向、今後取り組むべき具体的な施策、計画の推進体制などを盛り込んだ内容となります。高齢者福祉計画は、介護保険事業計画と一体のものとして作成する必要があります。

介護保険事業計画とは

介護保険事業計画とは、介護保険法第117条第1項に規定された計画で、国の基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施について定めるものです。国による基本指針は次の通りです。

1 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化
平成37年度の推計及び第6期の目標
市町村介護保険事業計画作成のための体制の整備
要介護者等地域の実態の把握
日常生活圏域の設定
他の計画との関係
その他

2 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

日常生活圏域
各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
各年度における地域支援事業の量の見込み

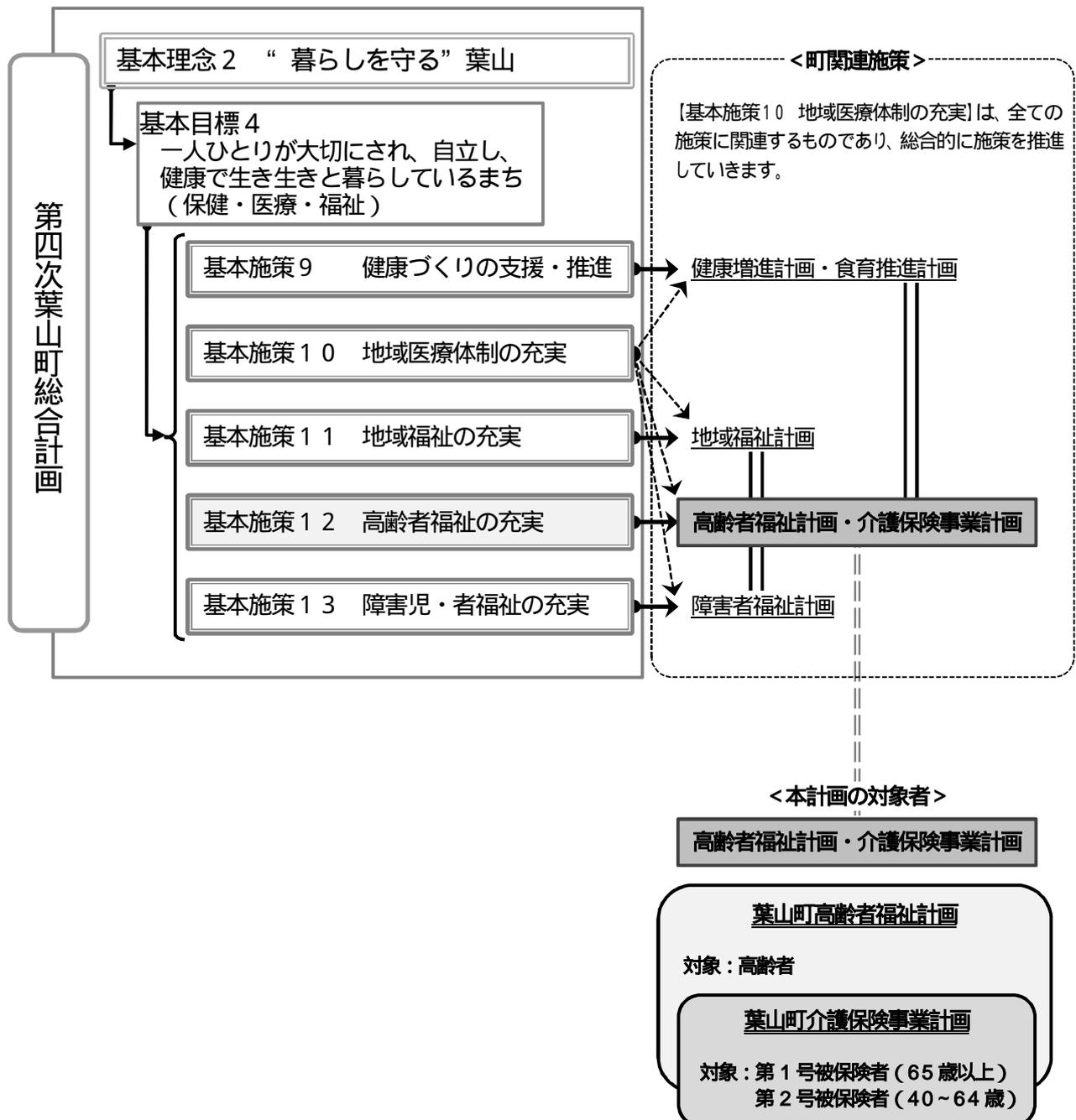
3 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
市町村独自事業に関する事項
介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

(2) 総合計画との位置づけ

高齢者福祉計画は、介護保険事業計画を包含した一体的な計画とします。

また、「第四次葉山町総合計画基本構想」における保健・医療・福祉分野の基本目標である「一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち」を踏まえて計画策定を行うことで、本計画の上位計画にあたる「葉山町総合計画」との整合を図りました。



3 計画期間

この計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年の計画とします。

今後、介護需要の変化、基盤整備の状況、介護保険財政の状況等、計画の進捗管理を常に行いながら、平成 29 年度中に再度見直しを行うこととします。

【諸計画の期間】

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
平成 12 年	●					
平成 13 年	┆					
平成 14 年	┆					
平成 15 年	┆	●				
平成 16 年	┆	┆				
平成 17 年		┆				
平成 18 年		┆	●			
平成 19 年		┆	┆			
平成 20 年			┆			
平成 21 年				●		
平成 22 年				┆		
平成 23 年				┆		
平成 24 年					●	
平成 25 年					┆	
平成 26 年					┆	
平成 27 年						↑
平成 28 年						↓
平成 29 年						↕

4 計画策定にあたって

(1) 計画策定のための体制

住民参加による計画策定

計画策定にあたっては、保健医療関係者及び被保険者代表からなる委員で構成する「葉山町介護保険事業計画等運営委員会」(以下「運営委員会」)で、計画案を検討しました。

高齢者の実態把握

本計画の対象である要支援・要介護認定者とその介護者、要支援・要介護認定者を除く高齢者の実態及び意向等を把握するため、また、介護サービスの提供状況を精査するために、各種アンケート調査を実施しました。

住民への意見募集(パブリック・コメントの実施)

計画策定にあたっては、計画の素案を住民に公開し、広く意見募集を行いました。意見募集の方法としては、町ホームページ、町役場1階福祉課窓口、町政情報コーナー、保健センター、図書館及び福祉文化会館に意見募集案内と計画素案を掲示するとともに、「広報はやま」にも、意見募集のお知らせを掲載しました。

(2) 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域とは

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとなっております。

葉山町における日常生活圏域について

本町では、全町を一体の日常生活圏域と設定します。

本町は、三浦半島の西北部に位置し、北は逗子市、東部、南部は横須賀市に接し、西は相模湾に面していて、面積 17.06 km²、人口 33,556 人（平成 26 年 10 月 1 日現在）の海と緑に囲まれた自然豊かな町です。

町内の移動に大きな時間がかからず、公共交通手段であるバス便の多くは逗子駅に向けて運行されており、また、介護施設も町内全域に所在しております。

以上の条件を勘案し、本町では明確に地区を分割するような日常生活圏域は形成されていないと判断し、全町を一体の日常生活圏域とします。

なお、地域包括支援センターについては、第 6 期計画期間中は、町内全域を一体的に把握し、地域住民、行政機関、介護保険事業者、医療機関等との連携を密接に取れるよう 1 か所に事業を集約し積極的に地域を訪問できる体制を構築し、総合相談窓口機能、各種機関との連携拠点としての機能強化に努めてまいります。今後の町内状況を勘案し、必要に応じ増設を検討するなど、地域包括ケア推進の核となる機能の強化を図ってまいります。

	通所リハビリテーション	通所介護	認知症対応型通所介護	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設（有料老人ホーム）	認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）	介護老人福祉施設（特養）	介護老人保健施設
木古庭	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上山口	-	2	-	2	-	-	-	1	-
下山口	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一色	2	3	-	1	2	2	-	1	2
堀内	-	2	1	-	-	2	-	-	-
長柄	-	2	-	-	-	-	3	-	-
合計	2	9	1	3	2	4	3	2	2

平成 26 年 10 月現在

特定施設(有料老人ホーム)は、全て混合型の施設

認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)施設数はユニット数

短期入所療養介護、介護老人保健施設は、ユニット型は別として計上

(3) 重点目標

第6期計画では、地域包括ケアの実現を目指すため、次の4点を重点施策として基本目標に盛り込みました。

介護予防事業、9 0 圭賜Ü 嬭懊次驍判勲闕餃" 白裾倍黥餉

各種介護予防事業を充実させ、葉山町全体として、これからも元気で健康な状態を維持してまいります。

また、年齢を重ねても可能な限り自宅で過ごしていくためには、日頃から自分の健康状態を把握し、日常生活を管理することが大切であることから、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持つことの重要性を周知するとともに、医療と介護の連携に向けて、その環境づくりに努めます。

鞞衰範校情賜Ü 嬭€ 楯鯨鵠紳鯨驍" 箕心 驍判勲闕餃" 白裾倍黨餉

元気な高齢者が支え手となりお互いさまの地域づくりを行うため、社会福祉協議会と協議し生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を設置するとともに、介護予防事業の充実、新総合事業に対応できる地域ボランティア等の育成などに努めます。

鞞埃欄曉負膝驍判勲闕餃" 白裾倍黥餉

認知症を知り、認知症を理解する地域の実現のため、認知症サポーター養成講座の開催、認知症予防教室の充実を行うとともに、認知症ケアパスの作成、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の設置を目指します。

鞞 衰範肝驍校情顯Ü 嬭 樂) 許驍判勲闕餃" 白裾倍黥餉

可能な限り現在の住まいを継続できるよう、緊急通報システム、配食サービス、徘徊高齢者SOSネットワーク等見守り活動の推進を図るとともに、地域密着型介護老人福祉施設¹、夜間対応型訪問介護事業所²、訪問看護事業所の新規整備、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの各種介護サービスの普及推進に努めます。

1 地域密着型介護老人福祉施設とは、定員29人以下の特別養護老人ホームで、原則所在市町村民しか入所することができません。

2 夜間対応型訪問介護事業所とは、夜間に定期的な巡回または随時の通報により介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪問して訪問介護サービス提供するもので、その提供時間帯は最低限22時から6時までを含みます。

5 計画の推進に向けて

(1) 地域包括ケアシステムの構築

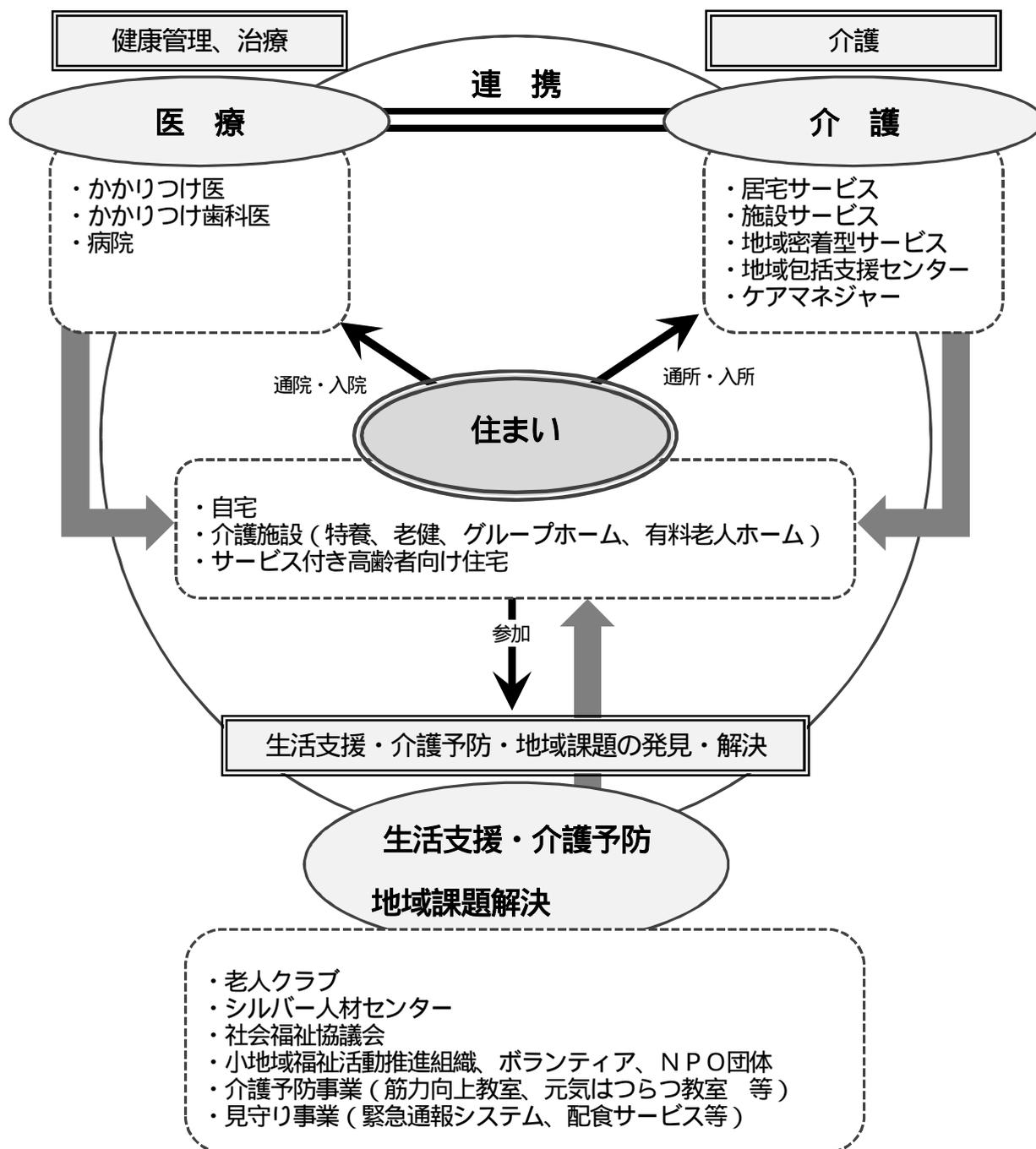
団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた葉山町で暮らし続けることができるよう、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっております。

本町の特徴として、持ち家率が高く、現在の住まいをこのまま継続させたいと希望される方が多いことから、逗葉医師会、逗葉歯科医師会と連携しながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、普段から自分の健康に気をつけられる体制を構築するとともに、医療と介護が連携してサービス提供を行なえる環境づくりに努め、在宅での生活を支援してまいります。

更に、介護が必要な状態になっても、可能な限り自宅で過ごしていけるよう、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所などの各種介護サービスの普及推進、夜間対応型訪問介護事業所、訪問看護事業所の新規整備に取り組んでまいります。

また、比較的コミュニティが確立されていることもあり、住民の困りごとは住民で解決できる体制づくりを目指すはやま住民福祉センターの取り組みへの支援を行うとともに、社会福祉協議会、小地域福祉活動関係者と連携し、平成29年4月までに移行する新総合事業に対応するため、小地域福祉活動推進組織、住民ボランティア団体、NPO団体の育成、高齢者の生きがい対策として老人クラブ、シルバー人材センターへの活動支援を行ってまいります。

【葉山町の目指す地域包括ケアシステム】



(2) 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、下記の事項について、国や県と密接な連携を図りながら、施策の実行に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対して必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要望していきます。

制度全般の運営
施設整備等のサービス基盤整備
サービス提供事業者の指導
介護保険事業所情報の提供
その他

(3) 町内組織との連携

年齢を重ねても幸せな笑顔で過ごしていける町をつくるために、介護保険事業所のみならず、様々な町内組織と連携してまいります。

制度の谷間にあって対応できない困難ケースや、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない地域の多様なニーズについて、積極的に課題を発見し、解決していくことを目指す取り組みが必要になっており、町内会、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO団体などとの連携を図ってまいります。

更に、健康管理を行うためにも逗葉医師会、逗葉歯科医師会と連携し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち自分の健康状態を把握することを引き続き推奨するとともに、医療と介護が連携できる環境づくりに努めてまいります。

(4) 町各種施策との連携

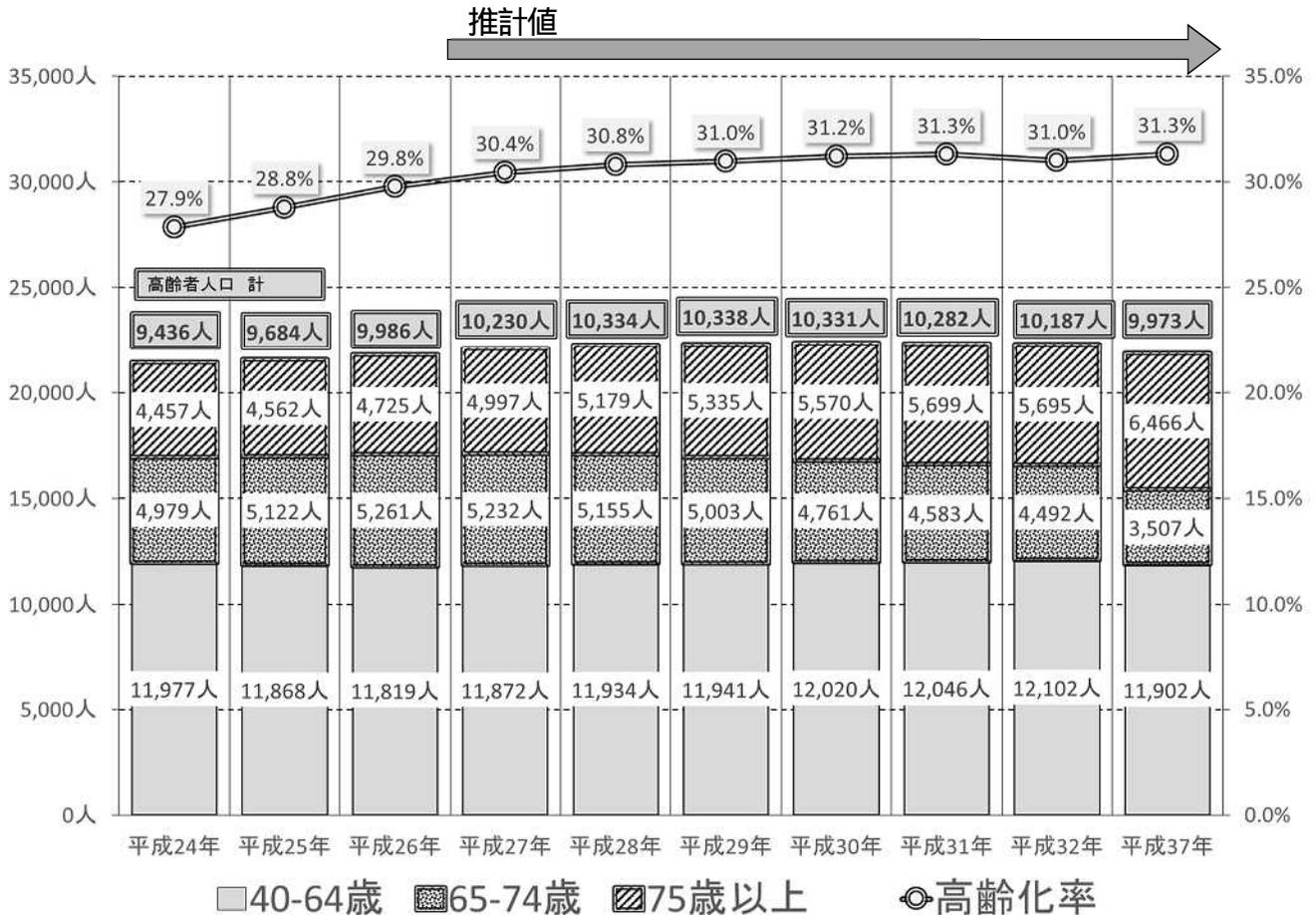
この計画を確実に実施していくため、障害があっても安心して年を重ねられるよう障害福祉施策との連携を図るとともに、キッチンはやまや初心者ヨガ教室など生涯学習関連事業への参加の呼びかけ、認知症サポーター養成講座を役場職員に対し実施するなど、関連各課による各種施策との連携を更に強化し、町ぐるみで高齢者施策の推進にあたります。

第 2 章

葉山町における高齢者の現状

1 高齢者数等の推移

(1) 高齢者人口等の推移及び推計



住民基本台帳 各年 10月1日
 人口推計はコーホート変化率法により、男女1歳階級別に推計しています。
 推計値については小数点第1位を四捨五入して表示しているため、見た目の数字の合算が表示されている合算値と一致しない場合があります。
 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に使用する高齢者数は、直近の数値を用いて1年ごと、1歳刻みで集計し、独自に推計しております。

高齢者数の推移を見ると、平成24年～平成26年にかけてやや増加傾向にあり、平成27年～29年も増加するものと試算されています。

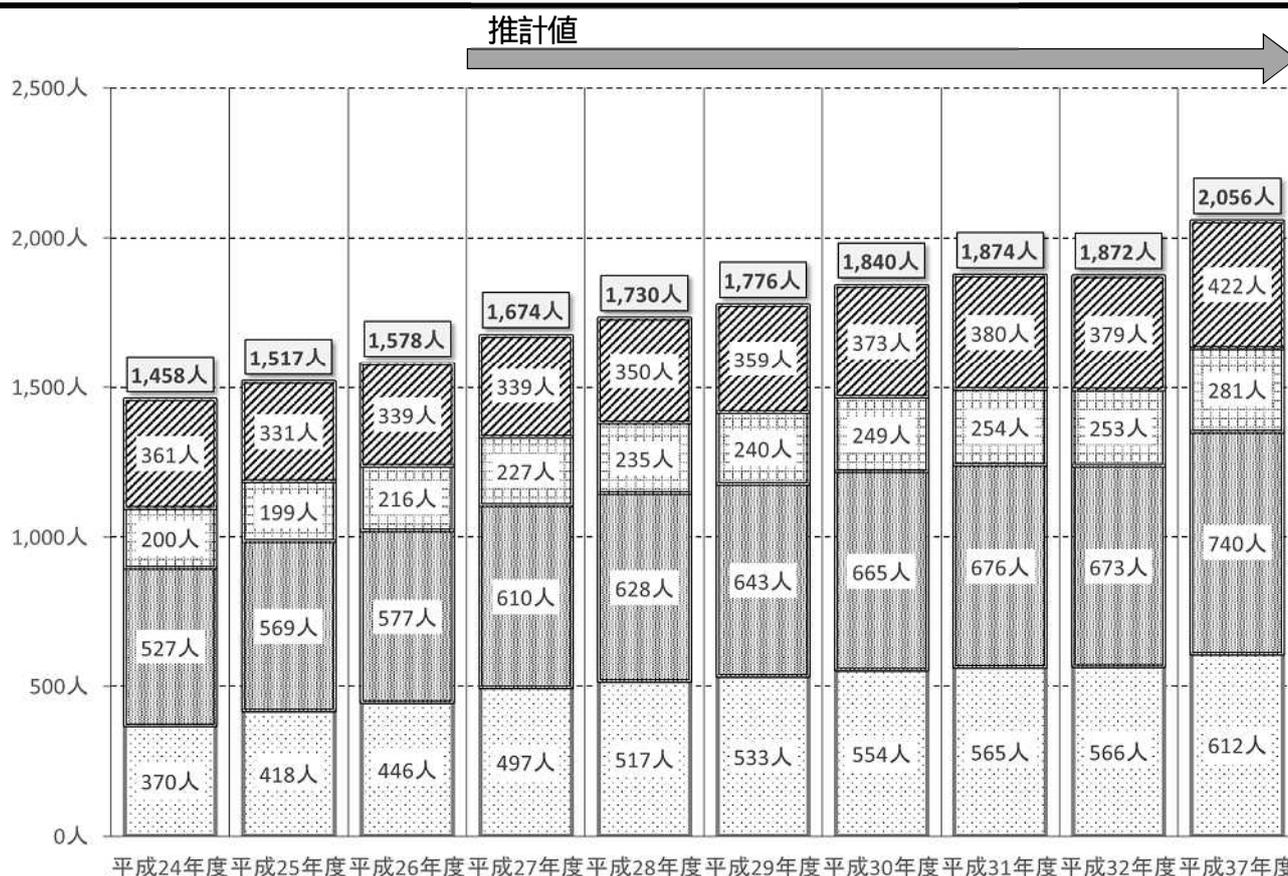
しかし、増加数は鈍化し、平成30年には平成29年よりも高齢者人口は減少して10,331人、平成37年には9,973人と平成26年とほぼ同じ水準になるものと想定されています。

65-74歳の前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者について見ると、前期高齢者は減少傾向にあるのに対して、後期高齢者は増加傾向に推移するものと想定されます。

40-64歳人口は、平成24年～平成26年にかけてやや減少傾向にありますが、平成27年以降はわずかながら増加に転じるものと試算されています。

しかし、増加の幅は大きなものではなく、やがて減少に転じるものと想定され、平成37年には11,902人になるものと推計されます。

(2) 要支援・要介護認定者数の推移及び推計



要支援1・2
 要介護1・2
 要介護3
 要介護4・5

平成24～26年度は月報(10月分)のデータを使用、平成27年度以降は推計値

直近5年間の前期高齢者、後期高齢者、第2号被保険者数に占める認定者の割合の平均値を算出し、平成27年以降、各層に占める認定者の割合を一定と仮定して、推計人口に乘じることで認定者数の推計を行っています。

推計値については小数点第1位を四捨五入して表示しているため、見た目の数字の合算が表示されている合算値と一致しない場合があります。

要支援・要介護認定者数の推移を見ると、認定者数は増加していくものと試算されており、平成29年度は1,776人、平成32年度は1,872人、平成37年度には2,056人と2千人を超えるものと思われます。

要支援・要介護認定者数に占める要介護度別の割合に大きな変化は見られず、要介護1・2を中心として比較的軽度の方の割合が多い状況が続いていくものと想定されます。

	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5	合計数
平成27年度	497人 (29.7%)	610人 (36.4%)	227人 (13.6%)	339人 (20.3%)	1,674人
平成29年度	533人 (30.0%)	643人 (36.2%)	240人 (13.5%)	359人 (20.2%)	1,776人
平成37年度	612人 (29.8%)	740人 (36.0%)	281人 (13.7%)	422人 (20.5%)	2,056人

(3) 要支援・要介護認定者数の前回計画値との実績値との比較

			平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援・要介護等認定者計	実績		1,458人	1,517人	1,578人
	計画		1,378人	1,432人	1,476人
	計画との差 (実績 - 計画)		80人	85人	102人
介護度別	要支援 1	実績	213人	256人	274人
		計画	198人	208人	215人
		計画との差 (実績 - 計画)	15人	48人	59人
	要支援 2	実績	157人	162人	172人
		計画	141人	150人	159人
		計画との差 (実績 - 計画)	16人	12人	13人
	要介護 1	実績	302人	347人	328人
		計画	292人	309人	323人
		計画との差 (実績 - 計画)	10人	38人	5人
	要介護 2	実績	225人	222人	249人
		計画	218人	223人	226人
		計画との差 (実績 - 計画)	7人	-1人	23人
	要介護 3	実績	200人	199人	216人
		計画	214人	222人	229人
		計画との差 (実績 - 計画)	-14人	-23人	-13人
	要介護 4	実績	176人	152人	178人
		計画	151人	150人	149人
		計画との差 (実績 - 計画)	25人	2人	29人
	要介護 5	実績	185人	179人	161人
		計画	164人	170人	175人
		計画との差 (実績 - 計画)	21人	9人	-14人

平成 24 年～26 年度の認定者数について、第 5 期計画における計画値との差異を検証すると、平成 24・25 年度は計画よりも実績は 80 人程度上回っていますが、平成 26 年度には計画値と実績の差は 102 人となっています。

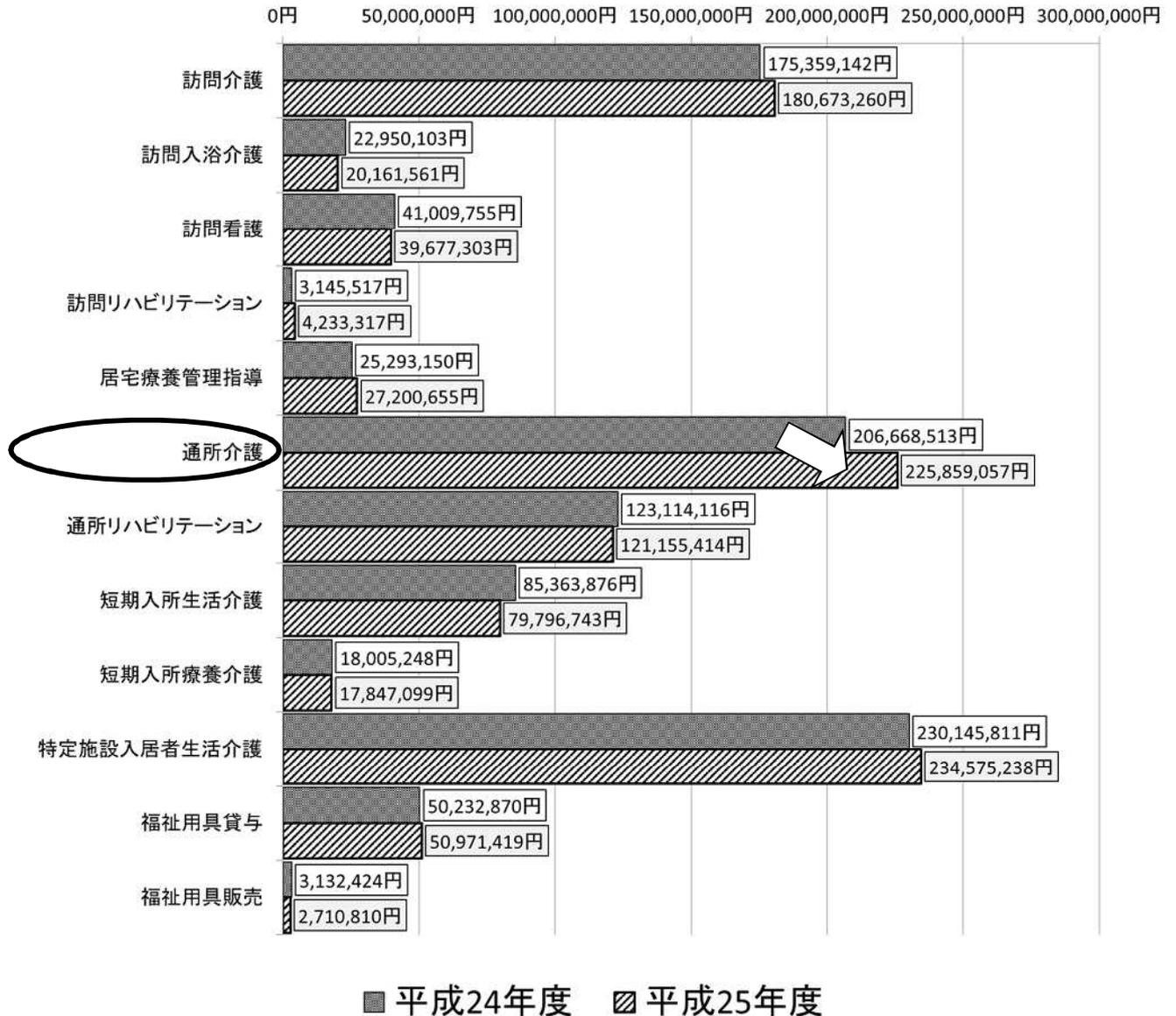
介護度別に見ると、要支援 1 は年々実績が計画値を上回り、平成 26 年度には 59 人計画を上回る水準となっています。

反対に、要介護 3 は平成 24 年～26 年度まで実績が計画値を下回っています。

2 給付費の推移から見た介護保険サービスの利用状況

(1) 介護給付サービスの利用状況

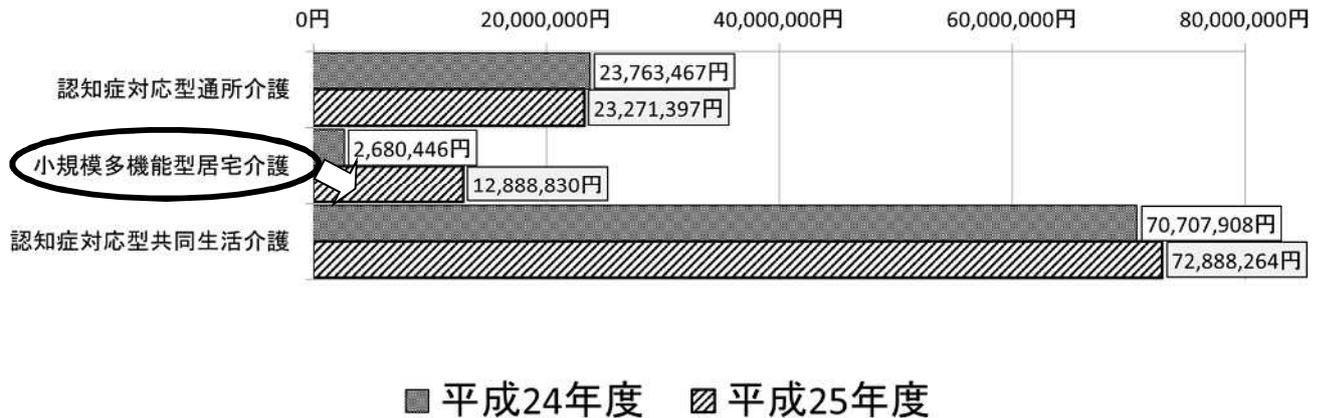
1) 居宅サービス



介護給付サービスのうち、居宅サービスについて給付費の推移を見ると、多くのサービスは平成24～25年度にかけて大きな変化はありませんでしたが、通所介護では給付費がやや増大しています。

通所介護の利用がやや増大しています。

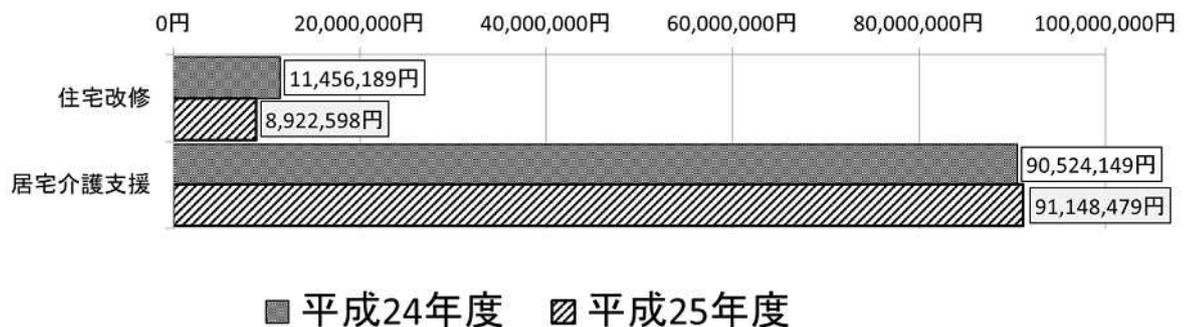
2 地域密着型サービス



介護給付サービスのうち、地域密着型サービスについて給付費の推移を見ると、平成25年6月に1事業所開設された影響で、小規模多機能型居宅介護の給付費は大きく増大しています。

小規模多機能型居宅介護の利用が大きく伸びています。

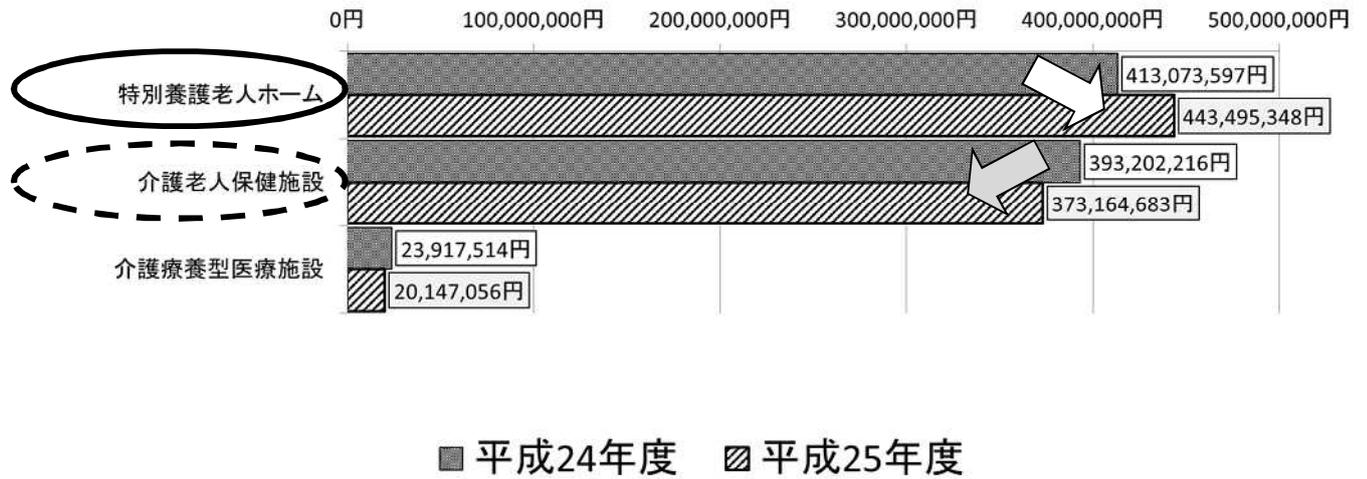
3)その他サービス



介護給付サービスのうち、その他サービスについて給付費の推移を見ると、住宅改修、居宅介護支援ともに平成24～25年度の給付費に大きな変化はありません。

住宅改修、居宅介護支援については利用状況に大きな変化は見られません。

4 施設サービス

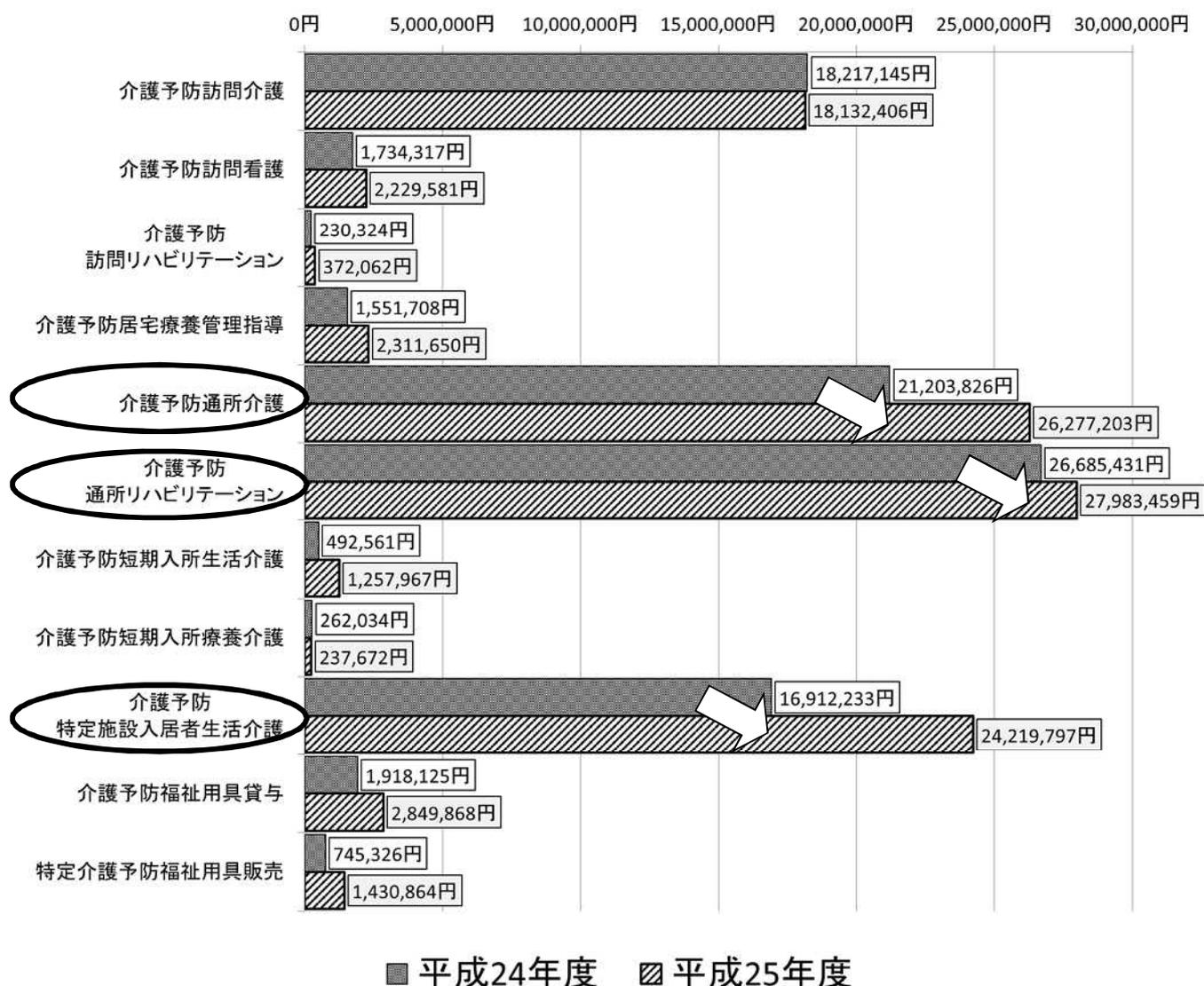


介護給付サービスのうち、施設サービスについて給付費の推移を見ると、特別養護老人ホームの利用はやや増加しているものの、介護老人保健施設については反対にやや減少しています。

介護給付の施設サービスについては、特別養護老人ホームの利用がやや増え、反対に介護老人保健施設の利用がやや減少しています。

(2) 予防給付サービスの利用状況

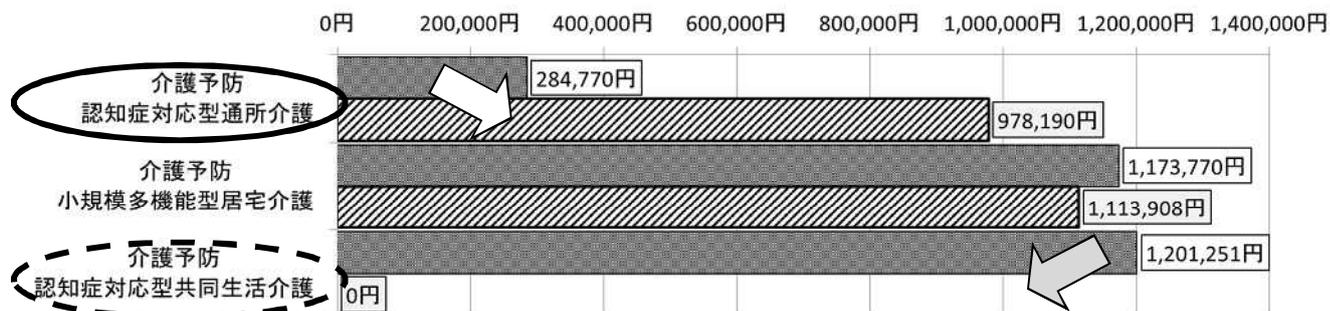
1) 介護予防サービス



予防給付サービスのうち、介護予防サービスについて給付費の推移を見ると、全般的に利用が増えていますが、特に介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防通所介護の利用の伸びは大きく、ついで介護予防通所リハビリテーションの利用がやや増えています。

介護予防サービスの利用は全般的に増加傾向にあり、特に介護予防特定施設入居者生活介護と介護予防通所介護の利用が伸びています。

2) 地域密着型サービス

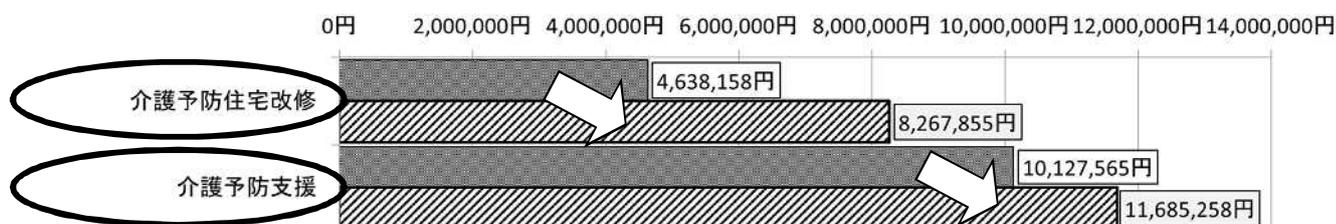


■ 平成24年度 ▨ 平成25年度

予防給付サービスのうち、地域密着型サービスについて給付費の推移を見ると、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用が平成 25 年度にかけて激減していますが、反対に介護予防認知症対応型通所介護の利用は大幅に増大しています。

介護予防認知症対応型通所介護の利用が大きく伸びています。

3) その他サービス



■ 平成24年度 ▨ 平成25年度

予防給付サービスのうち、その他サービスについて給付費の推移を見ると、介護予防住宅改修、介護予防支援ともに利用が増大しています。

介護予防住宅改修、介護予防支援の利用は伸びており、特に介護予防住宅改修は平成 24 ~ 25 年度にかけて倍近くの伸びとなっています。

3 アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の概要

調査の目的

本調査は、第6期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画策定の重要な基礎資料として、町民のニーズを測ることを目的とし実施しました。

調査の設計

調査種別	調査対象	抽出方法	調査時期
高齢者	平成26年2月3日時点で、要支援・要介護認定を受けていない高齢者8,317名中1,518名を無作為抽出	無作為抽出	平成26年2月～3月
要介護認定者	平成26年2月3日時点で、要支援・要介護認定を受けている65歳以上高齢者1,443名	悉皆調査(全員)	平成26年2月～3月

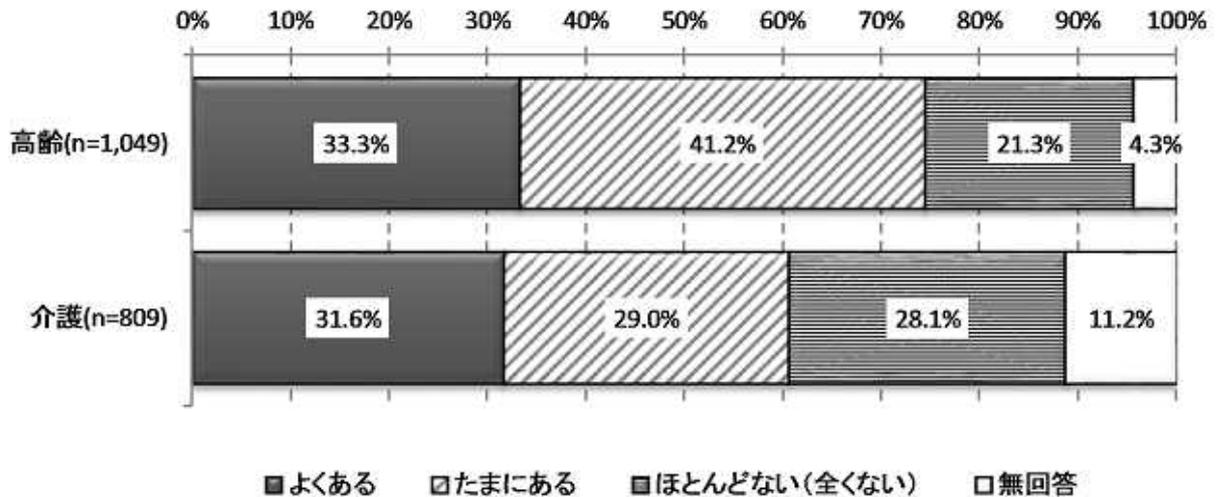
調査対象者に対して調査票を郵送配布し、郵送で回収することにより調査を行いました。

回収結果

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
高齢者	1,518 票	1,049 票	69.1%
要介護認定者	1,443 票	809 票	56.1%

(2) 調査結果のポイント

1)日中ひとりになること

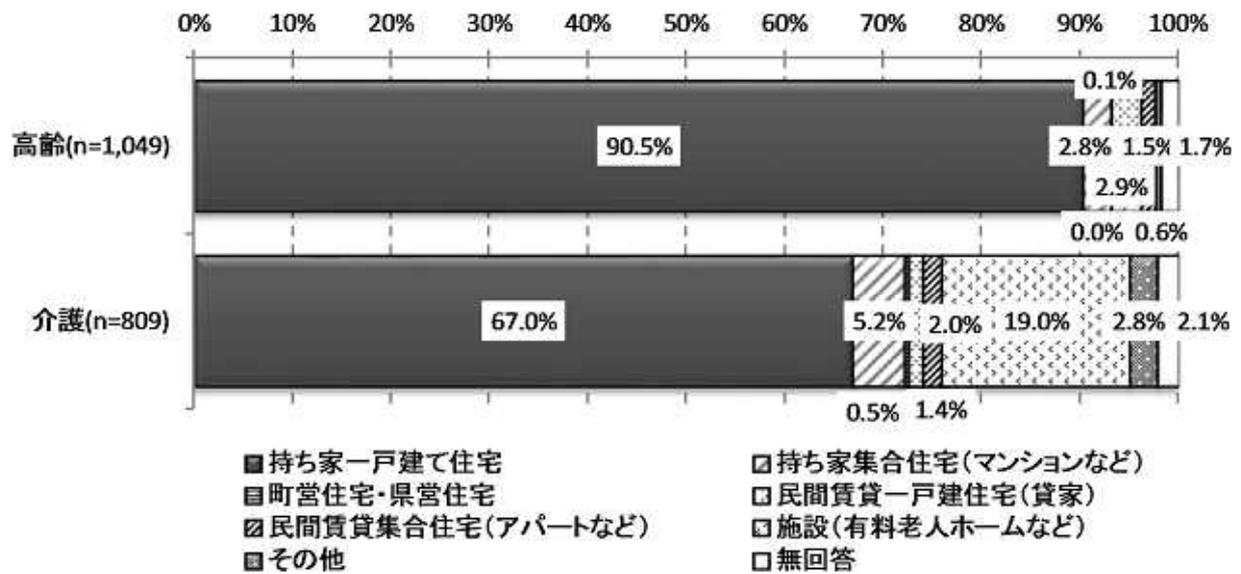


	n	よくある	たまにある	ほとんどない(全くない)	無回答
高齢	1,049人	349人	432人	223人	45人
介護	809人	256人	235人	227人	91人

日中ひとりになることが、高齢者、要介護認定者ともに「よくある」は3割となっています。

また、高齢者では「たまにある」が41.2%なのに対し、要介護認定者では29.0%、「ほとんどない(全くない)」が28.1%となっています。

2 現在の住まい

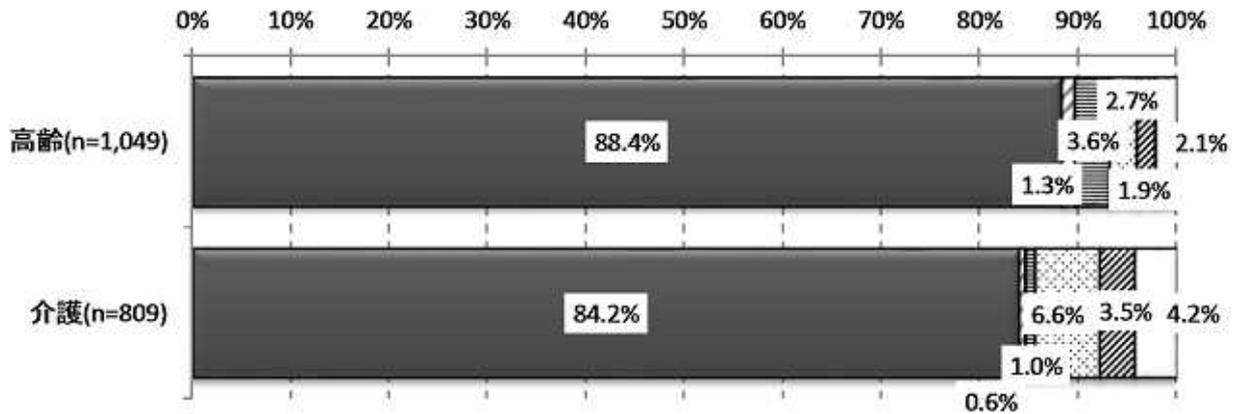


	n	持ち家一戸建て住宅	持ち家集合住宅(マンションなど)	町営住宅・県営住宅	民間賃貸一戸建住宅(貸家)	民間賃貸集合住宅(アパートなど)	施設(有料老人ホームなど)	その他	無回答
高齢	1,049人	949人	29人	1人	30人	16人	0人	6人	18人
介護	809人	542人	42人	4人	11人	16人	154人	23人	17人

現在の住まいは、「持ち家一戸建て住宅」が高齢者では 90.5%、要介護認定者でも 67.0%と多数を占めています。

要介護認定者では「施設(有料老人ホームなど)」も 19.0%みられます。

3 今後の住居希望

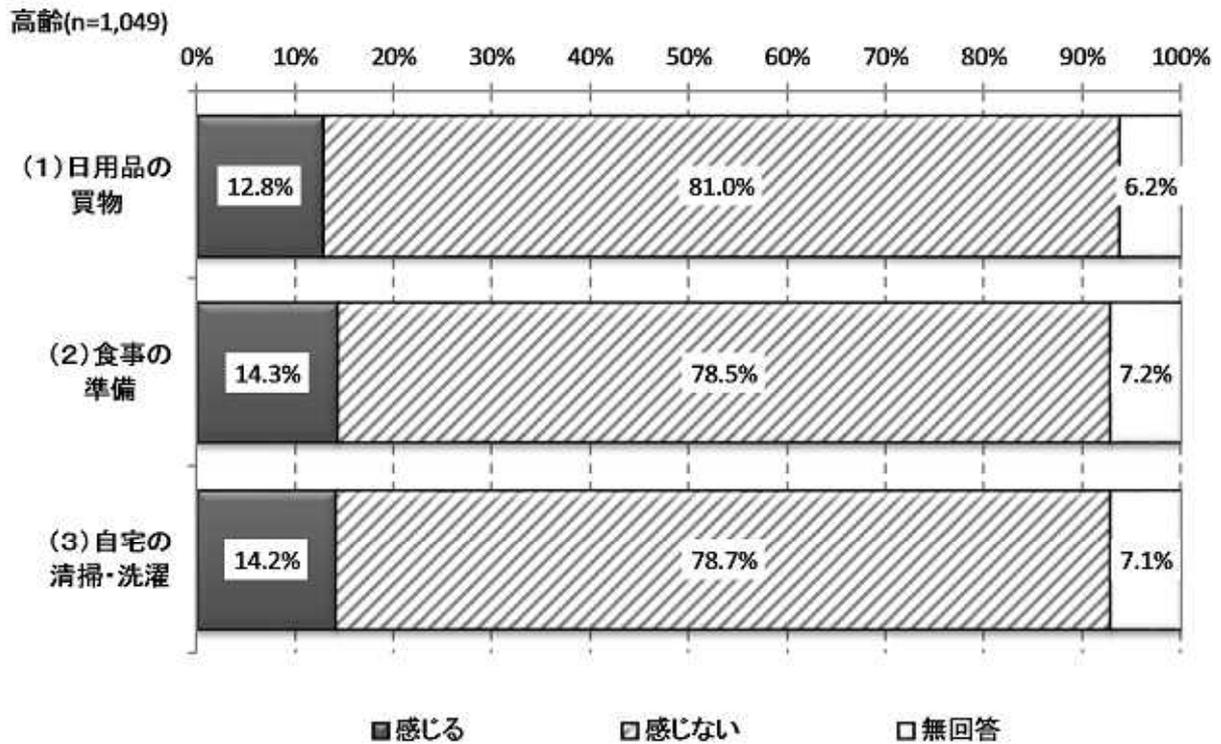


- このまま現在の場所(自宅あるいは施設)に住み続けたい
- 別居している家族のところに移りたい
- 持ち家を手放し、便利なマンション等に引っ越したい
- 有料老人ホームなど介護施設に入居したい
- その他
- 無回答

	n	このまま現在の場所(自宅あるいは施設)に住み続けたい	別居している家族のところに移りたい	持ち家を手放し、便利なマンション等に引っ越したい	有料老人ホームなど介護施設に入居したい	その他	無回答
高齢	1,049人	927人	14人	38人	28人	20人	22人
介護	809人	681人	5人	8人	53人	28人	34人

高齢者、要介護認定者ともに「このまま現在の場所(自宅あるいは施設)に住み続けたい」という、現状の住いのまま暮らしたいという回答が8割以上を占めています。

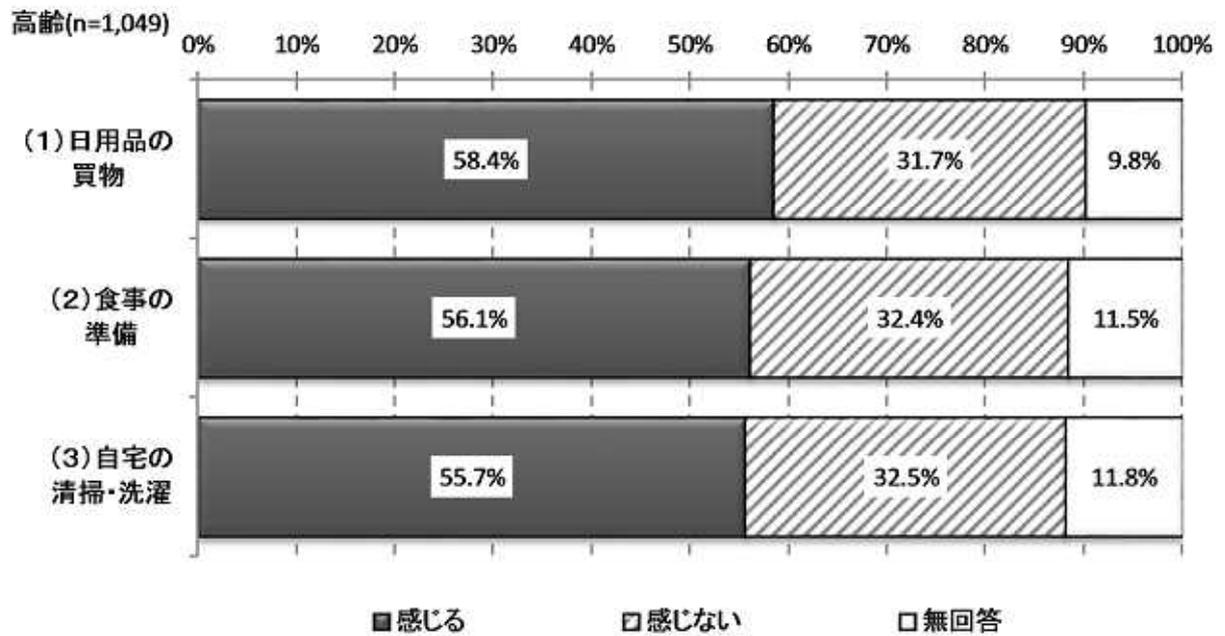
4)日用品の買い物、食事の準備等についての現在の負担感



	感じる	感じない	無回答
(1)日用品の買物	134人	850人	65人
(2)食事の準備	150人	823人	76人
(3)自宅の清掃・洗濯	149人	826人	74人

日用品の買物、食事の準備、自宅の清掃・洗濯ともに約8割の方が現在負担感を「感じない」とし、負担を「感じる」との回答は1割強となっています。

5)日用品の買い物、食事の準備等についての将来の不安感

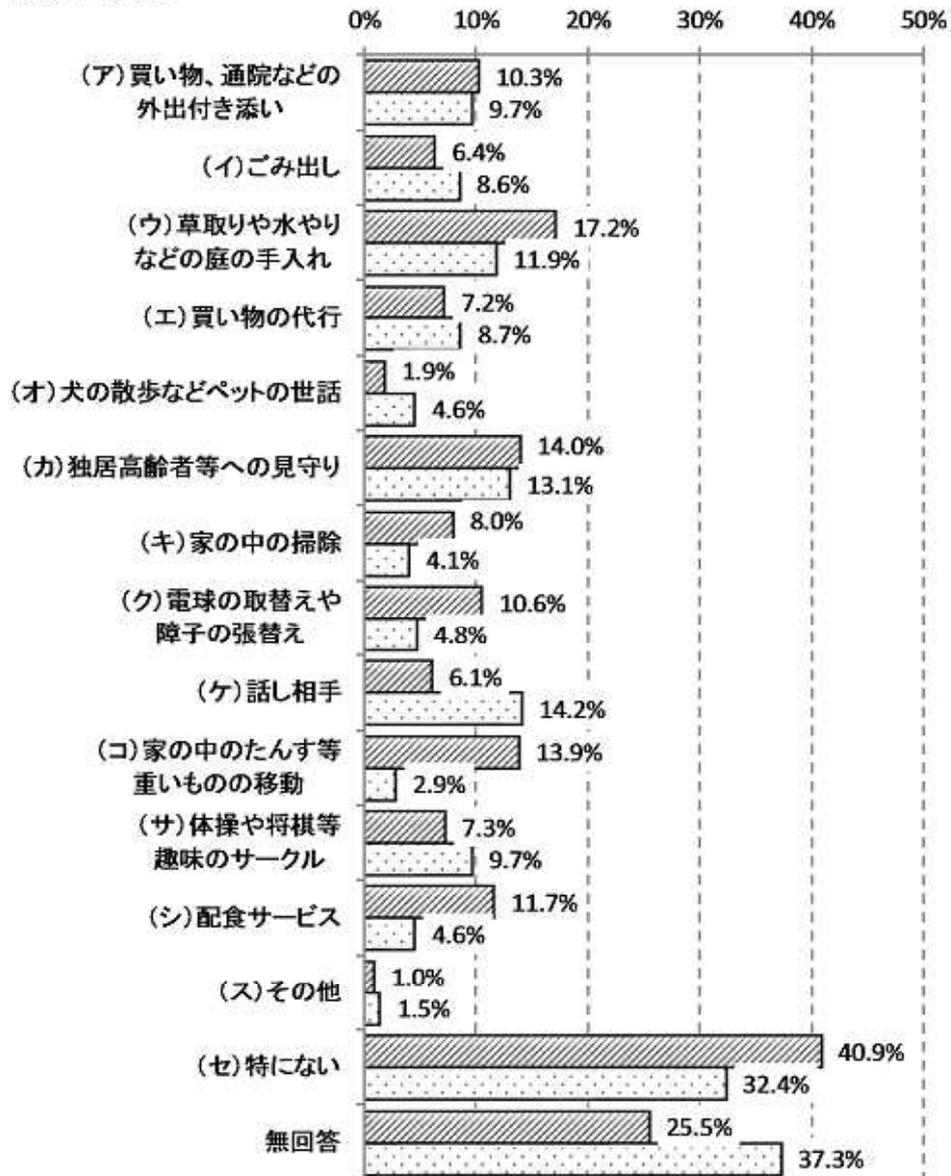


	感じる	感じない	無回答
(1)日用品の買物	613人	333人	103人
(2)食事の準備	588人	340人	121人
(3)自宅の清掃・洗濯	584人	341人	124人

日用品の買物、食事の準備、自宅の清掃・洗濯についての将来の不安については、6割弱が「感じる」と回答しています。

6 地域ボランティアについて

高齢(n=1,049)



▨ ボランティア団体・サークル活動にして欲しいサービス

▤ ボランティア団体・サークル活動として参加してもよいサービス

高齢者(n = 1,049人)

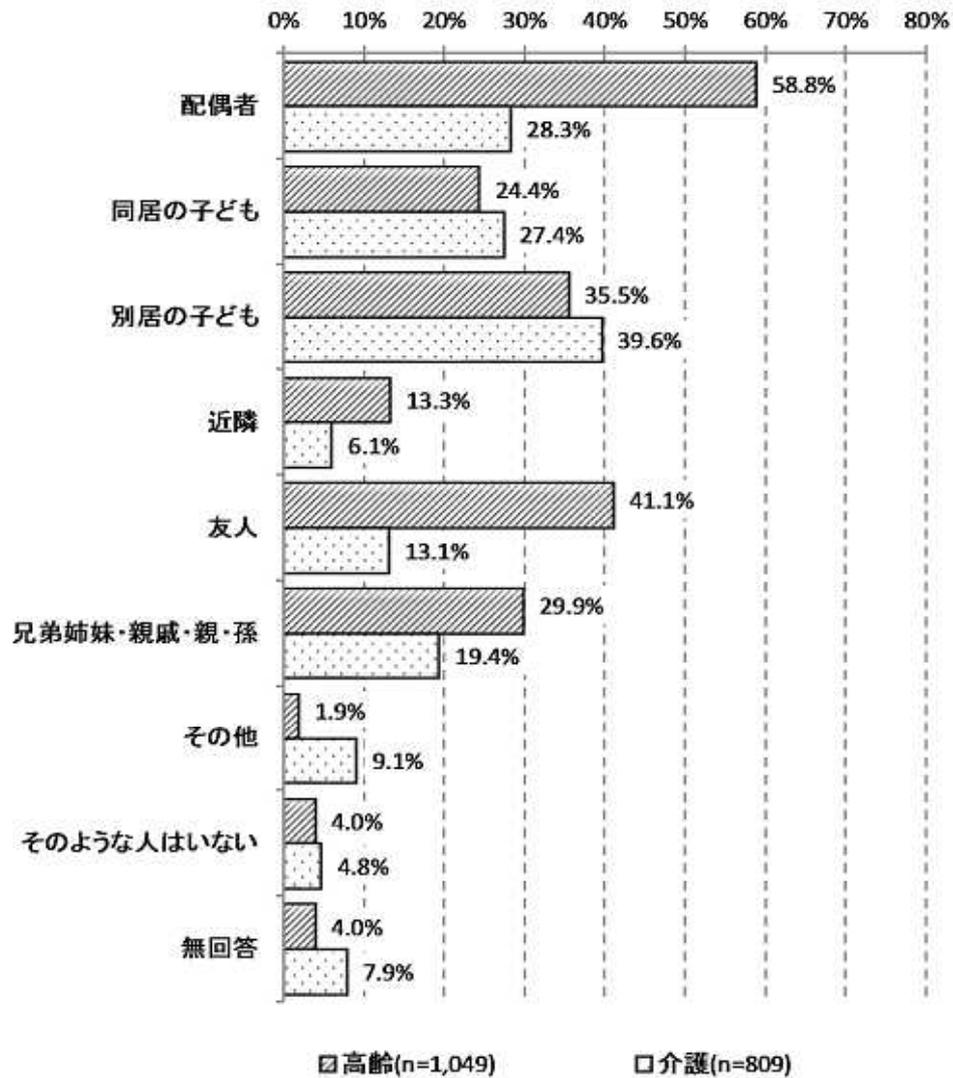
	買い物 通院な どの外 出付き 添い	ごみ 出し	草取り や水や りなど の庭の 手入れ	買い物 の代行	犬の散 歩など ペット の世話	独居高 齢者等 への見 守り	家の中 の掃除	電球の 取替え や障子 の張替 え
して欲しいサービス	108人	67人	180人	76人	20人	147人	84人	111人
参加してもよいサービス	102人	90人	125人	91人	48人	137人	43人	50人

	話し 相手	家の中の たんす等 重いも のの 移動	体操や将 棋等趣味 のサーク ル	配食サー ビス	その他	特に ない	無回答
して欲しいサービス	64人	146人	77人	123人	10人	429人	267人
参加してもよいサービス	149人	30人	102人	48人	16人	340人	391人

地域ボランティアにして欲しいサービス、参加してもよいサービスともに「特にな
い」という回答が最も多くなっています。して欲しいサービスとしては、「草取りや
水やりなどの庭の手入れ」、「独居高齢者等への見守り」などへの回答が多く、参加し
てもよいという回答も同じくらいの割合を占めていますが、「家の中のたんす等重い
ものの移動」、「配食サービス」などについては、して欲しいという回答に比べ参加し
てもよいという回答の割合はかなり低いものとなっています。

また、「話し相手」については、して欲しいという回答はあまり高くないものの、
反対に参加してもよいという回答の割合が高いものとなっています。

7) 心配事や愚痴を聞いてくれる人



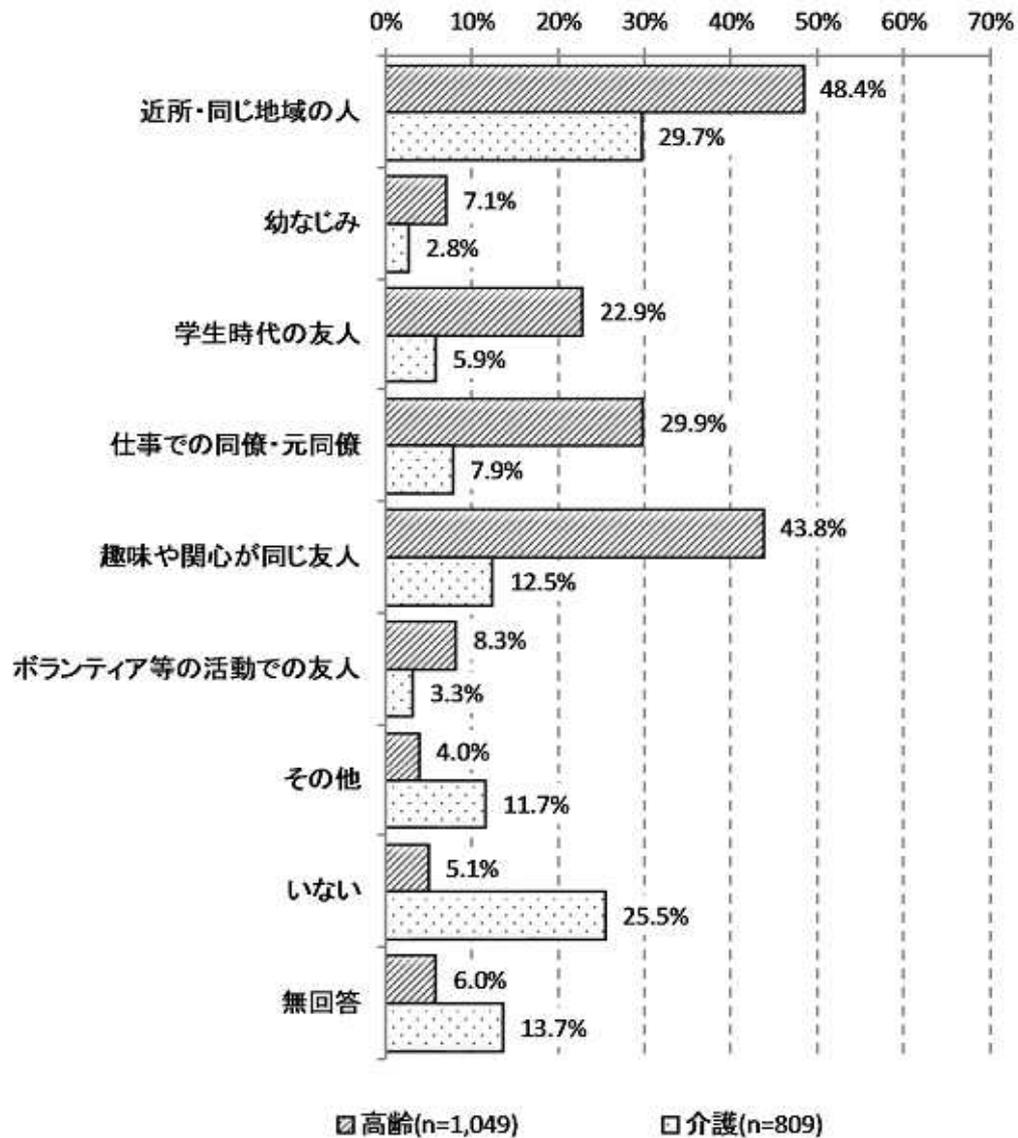
	n	配偶者	同居の子ども	別居の子ども	近隣	友人	兄弟姉妹・親戚・親・孫	その他	そのような人はいない	無回答
高齡	1,049人	617人	256人	372人	139人	431人	314人	20人	42人	42人
介護	809人	229人	222人	320人	49人	106人	157人	74人	39人	64人

心配事や愚痴を聞いてくれる人については、高齡者では「配偶者」が約6割で最も多く、次いで「友人」「別居の子ども」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が約3～4割となっています。

要介護認定者では、「別居の子ども」が4割で最も多く、次いで「配偶者」「同居の子ども」が続いています。

高齡者、要介護認定者ともに「そのような人はいない」との回答は少なくなっています。

8 よく会う友人 知人との関係

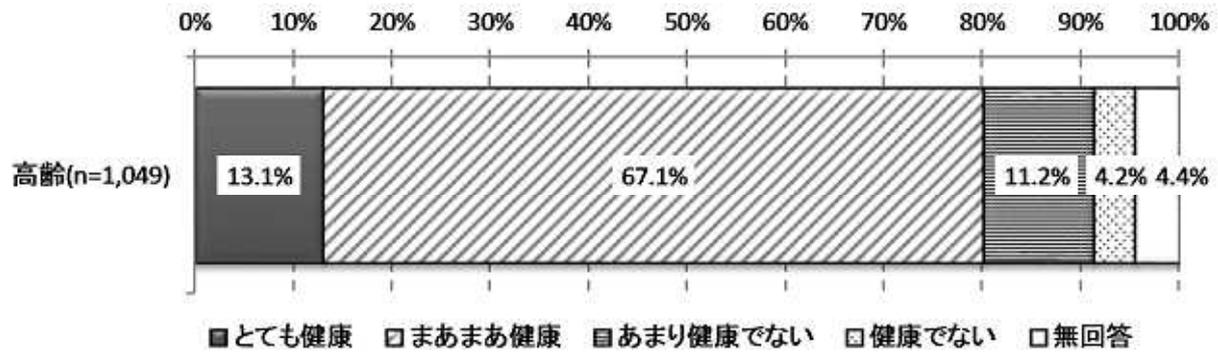


	n	近所・同じ地域の人	幼なじみ	学生時代の友人	仕事での同僚・元同僚	趣味や関心が同じ友人	ボランティア等の活動での友人	その他	いない	無回答
高齢	1,049人	508人	75人	240人	314人	459人	87人	42人	53人	63人
介護	809人	240人	23人	48人	64人	101人	27人	95人	206人	111人

よく会う友人・知人については、高齢者、要介護認定者ともに、「近所・同じ地域の人」、「趣味や関心が同じ友人」への回答が多くなっています。

要介護認定者では、よく会う友人・知人が「いない」という回答も1/4以上を占めています。

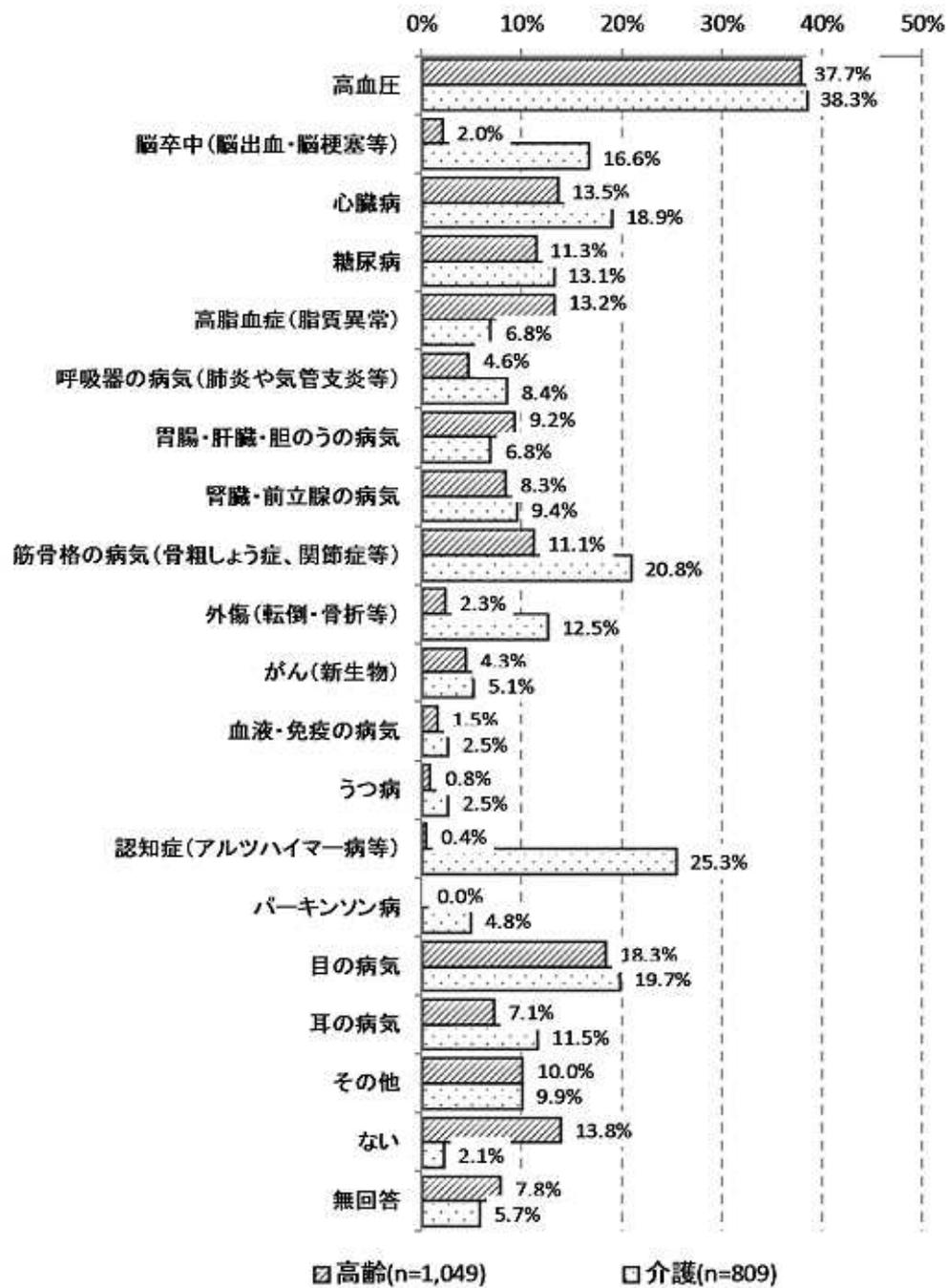
9)健康について



	n	とても健康	まあまあ健康	あまり健康でない	健康でない	無回答
高齡	1,049人	137人	704人	118人	44人	46人

「まあまあ健康」が67.1%と最も多く、「とても健康」を含めると80.2%の方が“健康”と回答しています。

10 現在治療中、または後遺症のある病気



高齢者(n=1,049人)、介護(n=809人)

	高血圧	脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	心臓病	糖尿病	高脂血症(脂質異常)	呼吸器の病気(肺炎や気管支炎等)	胃腸・肝臓・胆のうの病気	腎臓・前立腺の病気	筋骨格の病気(骨粗しょう症・関節症等)	外傷(転倒・骨折等)
高齢	395人	21人	142人	119人	138人	48人	97人	87人	116人	24人
介護	310人	134人	153人	106人	55人	68人	55人	76人	168人	101人

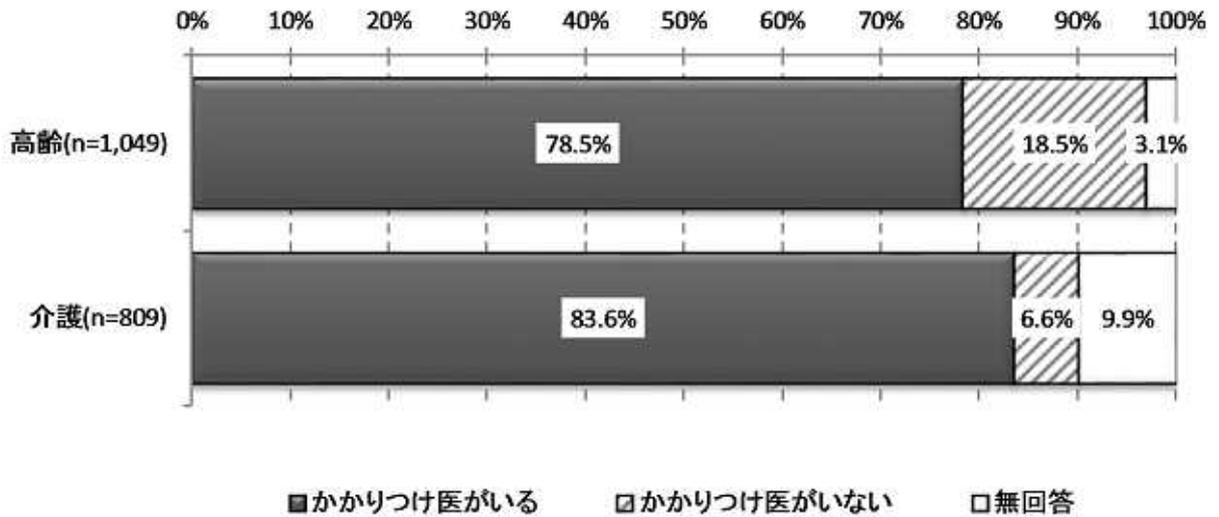
	がん(新生物)	血液・免疫の病気	うつ病	認知症(アルツハイマー病等)	パーキンソン病	目の病気	耳の病気	その他	ない	無回答
高齢	45人	16人	8人	4人	0人	192人	74人	105人	145人	82人
介護	41人	20人	20人	205人	39人	159人	93人	80人	17人	46人

「高血圧」「心臓病」「糖尿病」「高脂血症(脂質異常)」といった生活習慣病の割合が多くなっています。

この他、要介護認定者では「認知症(アルツハイマー病等)」が25.3%と4人に1人の割合となっています。また、生活習慣病の積み重ねでなる「脳卒中」も多く、かつ「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」も多くなっています。

高齢者、要介護認定者ともに「目の病気」も約2割みられます。

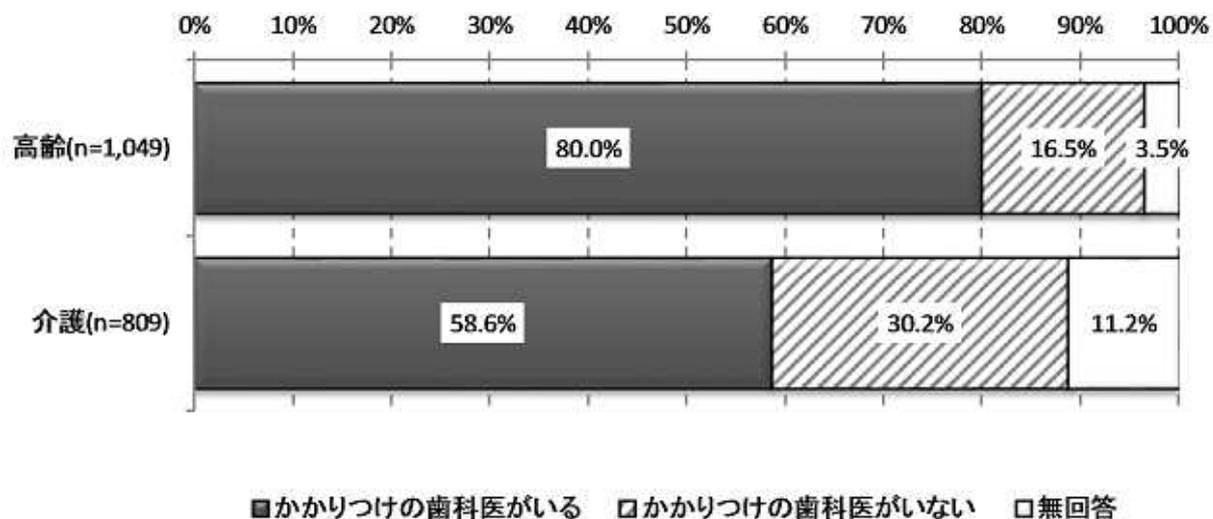
11) かかりつけ医の有無



	n	かかりつけ医 がいる	かかりつけ医 がない	無回答
高齢	1,049人	823人	194人	32人
介護	809人	676人	53人	80人

高齢者、要介護認定者とも8割前後が、「かかりつけ医がいる」としています。

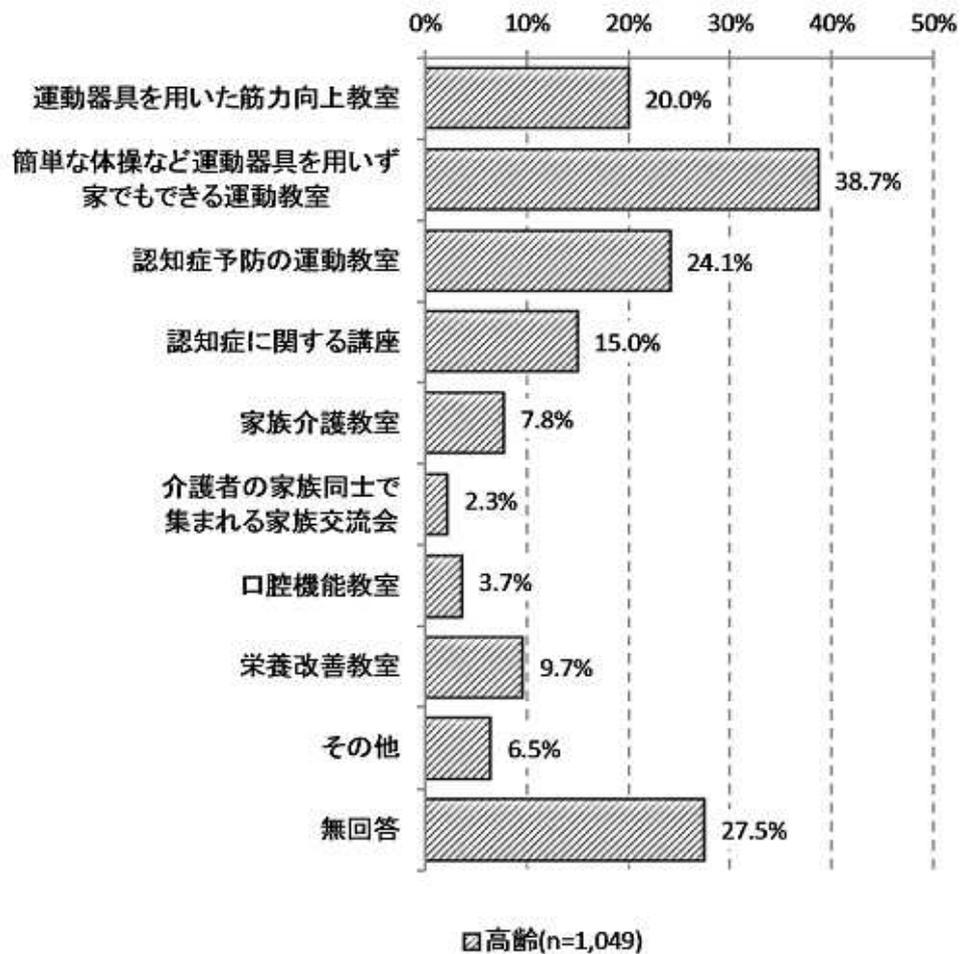
12) かかりつけ歯科医の有無



	n	かかりつけの 歯科医がいる	かかりつけの 歯科医がない	無回答
高齢	1,049人	839人	173人	37人
介護	809人	474人	244人	91人

高齢者では80.0%が「かかりつけの歯科医がいる」としていますが、要介護認定者では58.6%にとどまり、30.2%が「かかりつけの歯科医がない」としています。

13 介護予防のために受けてみたいサービス

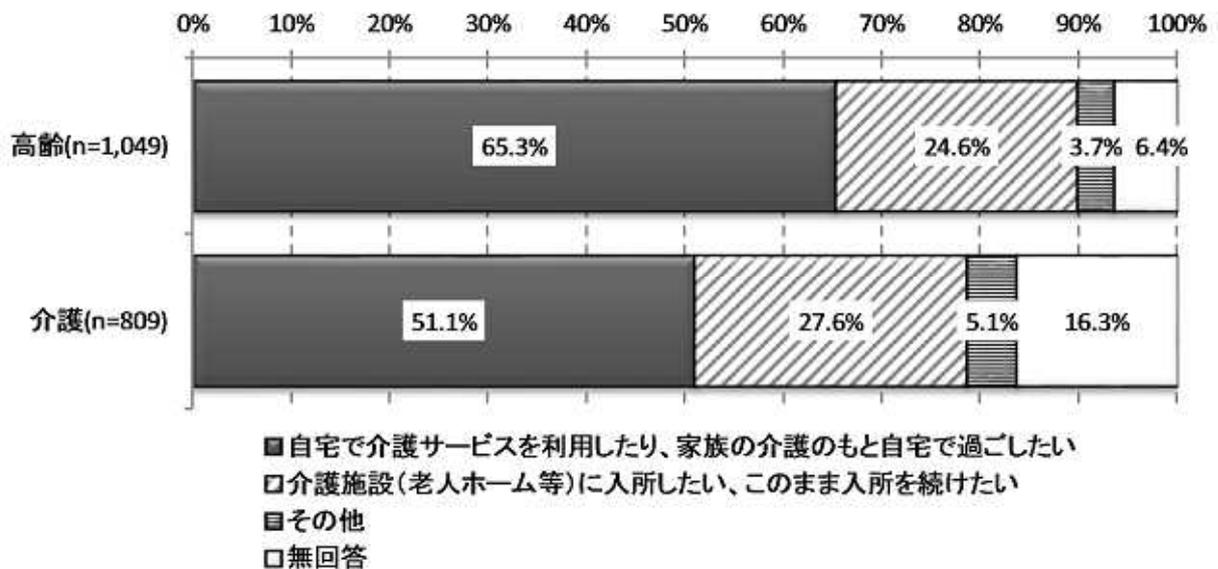


	n	運動器具を用いた筋力向上教室	簡単な体操など運動器具を用いず家でもできる運動教室	認知症予防の運動教室	認知症に関する講座	家族介護教室	介護者の家族同士で集まれる家族交流会	口腔機能教室	栄養改善教室	その他	無回答
高齢	1,049人	210人	406人	253人	157人	82人	24人	39人	102人	68人	288人

介護予防のために受けてみたいサービスとしては、「運動器具を用いた筋力向上教室」と「簡単な体操など運動器具を用いず家でもできる運動教室」を合わせた 58.7% が“運動教室”を希望しています。

なお、“認知症教室”については、講座より運動教室の希望が多くなっています。

14) 将来介護が必要となった場合の希望

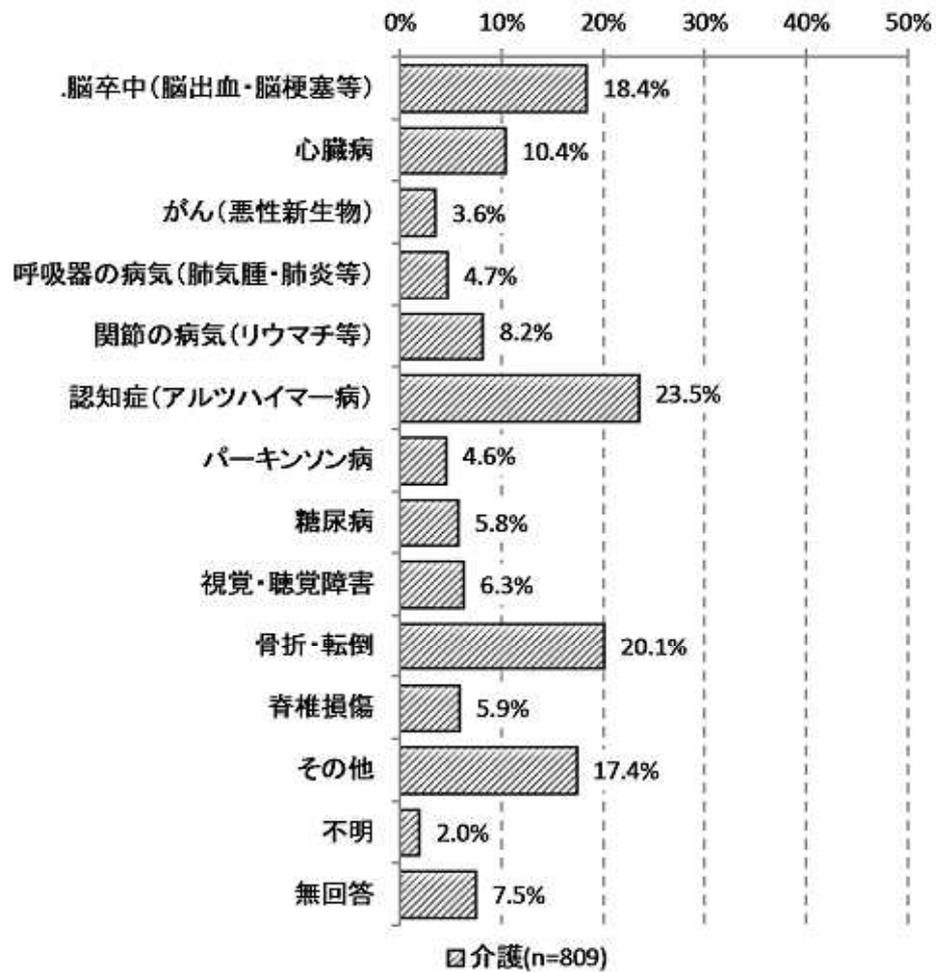


	n	自宅で介護サービスを利用したり、家族の介護のもと自宅で過ごしたい	介護施設(老人ホーム等)に入所したい、このまま入所を続けたい	その他	無回答
高齢	1,049人	685人	258人	39人	67人
介護	809人	413人	223人	41人	132人

高齢者では、「自宅で介護サービスを利用したり、家族の介護のもと自宅で過ごしたい」65.3%、「介護施設(老人ホーム等)に入所したい、このまま入所を続けたい」が24.6%となっています。

また、要介護認定者でも、将来介護が必要となった場合は、「自宅で介護サービスを利用したり、家族の介護のもと自宅で過ごしたい」51.1%、「介護施設(老人ホーム等)に入所したい、このまま入所を続けたい」が27.6%となっています。

15) 介護認定が必要になった主な原因



	n	脳卒中 (脳出血・脳梗塞等)	心臓病	がん(悪性新生物)	呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等)	関節の病気(リウマチ等)	認知症(アルツハイマー病)	パーキンソン病
介護	809人	149人	84人	29人	38人	66人	190人	37人

	n	糖尿病	視覚・聴覚障害	骨折・転倒	脊椎損傷	その他	不明	無回答
介護	809人	47人	51人	163人	48人	141人	16人	61人

介護認定が必要になった主な原因については、「認知症(アルツハイマー病)」「骨折・転倒」「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」が約2割ずつとなっています。

第3章

基本理念と基本目標

1 基本理念

年齢を重ねても幸せな笑顔で過ごせる町、また、地域での支え合いを大切に
するぬくもりのある町とするため、「お互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせる
まち はやま」を基本理念として事業を遂行していきます。

お互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせるまち はやま

2 基本目標

基本理念に基づき、次の4つの目標を掲げ、施策の整理、検討、実施を図るもの
とします。

基本目標1：元気で健康な状態を維持する

基本目標2：地域でお互い助け合いながら暮らしていく

基本目標3：認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

**基本目標4：年齢を重ね介護が必要な状態となっても、
可能な限り、葉山町で暮らしていけるまちとする**

基本目標 1：元気で健康な状態を維持する

葉山町の特徴として、高齢化率は高いものの、要介護認定率は県内平均に比べ低く、また、町民アンケートの結果を見ても比較的元気で健康な高齢者が多いことが挙げられます。

これからも元気で健康な状態を維持できるよう、介護予防事業の充実、在宅医療・介護の連携、老人クラブやシルバー人材センター、ミニデイサービス、ふれあいいいききサロンなどの住民主体の活動支援を行ってまいります。

平成 26 年 1 月 1 日時点で神奈川県全体の平均高齢化率は 22.5% (葉山町は 29.8%) ですが、神奈川県全体の第 1 号被保険者に対する平均要介護認定率は 16.0% (葉山町は 15.1%) となっております。

基本目標 2：地域でお互い助け合いながら暮らしていく

町民アンケートの結果を見ると、地域とのかかわりについて、「心配事や愚痴を聞いてくれる人はいない」との回答は高齢者全体の 4.4% で最も低く、「よく会う友人・知人との関係」では、「近所・同じ地域の人」が高齢者全体の 40.3% と最も多くなっております。

しかしながら、地域では、制度の谷間にあって困難を抱えているケース、公的なサービスだけでは対応しきれないケース等が発生しています。

地域コミュニティの活力を更に発展させるべく、社会福祉協議会のはやま住民福祉センター、町内会・自治会、民生委員・児童委員との連携を密にまいります。

基本目標3：認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

葉山町の特徴として、平成26年10月1日時点の65歳以上高齢者に占める「認知症日常生活自立度」以上の方の割合は8.8%となっており、全国的な数値と比較すると低い状況にあります。

しかしながら、町民アンケートの結果を見ると、要介護認定が必要となる最も大きな原因は認知症（アルツハイマー病）となっていることから、認知症を正しく理解し、早期発見、早期治療へつなげられる体制づくりを行うため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことの重要性を周知するとともに、地域ニーズを把握し医療と介護の連携促進につなげられるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ってまいります。

「認知症日常生活自立度」とは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態をいいます。

厚生労働省の発表では、全国の65歳以上高齢者に対する認知症日常生活自立度以上の方の割合は、平成22年で9.5%、平成37年で12.8%と推計されております。

基本目標4：年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、葉山町で暮らしていけるまちとする

町民アンケートによると高齢者全体の80.2%が「持ち家戸建て」に居住しており、また、高齢者全体の86.5%が「このまま現在の場所に住み続けたい」、59.1%が「自宅で介護サービスを利用したり、家族の介護のもと自宅で過ごしたい」と回答しています。

第6期には在宅で夜間も安心して過ごすことができるよう、夜間対応型訪問介護事業所を新たに整備するとともに、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等、在宅介護サービスの充実、緊急通報システム、配食サービス、徘徊高齢者SOSネットワーク等の見守り活動の更なる普及、推進を図り、可能な限り自宅で住み続けられるように努めてまいります。

また、在宅での看取りが可能になるよう、訪問看護事業所の整備を目指します。

更に、重度の介護が必要になった場合に対応するため、地域密着型介護老人福祉施設（29床以下の特別養護老人ホーム）の整備を行います。

3 第5期計画期間中の実施状況及び第6期の目標

基本目標1：元気で健康な状態を維持する

【第5期の実施状況】

高齢者生きがいと健康づくり推進事業、高齢者元気はつらつ教室、筋力向上教室等各種介護予防事業を実施するとともに、短時間リハビリを中心とした通所介護事業所を整備してまいりました。

また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医の重要性を周知するため、広報はやまに医師、歯科医師のインタビュー記事を中心とした特集記事を掲載しました。

老人クラブ、シルバー人材センター（旧 生きがい事業団）に対し、活動補助を行ってまいりました。

【第6期の目標】

町民アンケートによると、運動教室に対する要望が強く、特に「簡単な体操など運動器具を用いず家でも出来る運動教室」への要望が38.7%と高かったことから、運動教室を拡充してまいります。

医療と介護の連携については、平成25年度に発足した逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会小委員会に引き続き参加し、医療と介護の連携が図れる環境づくりに努めてまいります。

また、老人クラブ、シルバー人材センターに対し、引き続き活動補助を行い、高齢者の生きがいづくりを促進してまいります。

逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会小委員会とは、地域医療対策に関する課題及び課題解決に向けた取り組みについて検討し、その結果を逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会へ報告する委員会です。

基本目標2：地域でお互い助け合いながら暮らしていく

【第5期の実施状況】

個別課題を通じて地域課題を抽出し、地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実に目的として、医療、介護、そして住民が参加する地域ケア会議を開催してきました。

また、地域の状況を理解し支援するため、小地域福祉活動推進協議会にも参加してまいりました。

役場福祉課窓口で、「はやま市民活動ガイドブック」「葉山町の小地域福祉活動情報」を配架し、住民活動の周知に努めてまいりました。

【第6期の目標】

元気な高齢者等が支え手となり、お互いさまの地域づくりを行うため、引き続き小地域福祉活動推進連絡会に参加していくとともに、社会福祉協議会と連携し、生活支援コーディネーターを設置し、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発、ネットワーク化を目指していきます。

また、地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実に目指し、地域ケア会議をより充実したものにしてまいります。

介護予防通所介護、介護予防訪問介護については、社会福祉協議会、小地域福祉活動推進組織、町内会・自治会、NPO団体等と連携し、平成29年4月までに市町村独自事業である総合事業へ移行していきます。

基本目標3：認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

【第5期の実施状況】

広報はやまでの認知症特集記事の掲載、認知症サポーター養成講座、認知症講演会、認知症予防教室の開催を通して、認知症の理解を促進し、認知症施策の推進に努めてまいりました。

【第6期の目標】

認知症になる前から認知症について知り、早期発見・早期治療につなげていくことが重要な課題であるため、認知症施策の推進に努めてまいります。

そのために、認知症サポーター養成講座や認知症講演会、認知症予防教室の充実を図ってまいります。

また、認知症普及啓発パンフレットの作成など、認知症の理解を広めていき、認知症と思われる症状があったり、あるいは認知症による介護が必要となる前に、どのような医療・介護サービスを受ければ良いのかを示す認知症ケアパス¹の作成を目指していきます。

更に、地域包括支援センターの機能を強化し、認知症初期集中支援チーム²、認知症地域支援推進員³の設置を目指していきます。

- 1 認知症ケアパスとは、地域ごとに認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを指します。
- 2 認知症初期集中支援チームは、初期の段階で医療と介護との連携のもとに認知症の人や家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行います。
- 3 認知症地域支援推進員は、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談事務等を行います。

基本目標4：年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、葉山町で暮らしていけるまちとする

【第5期の実施状況】

小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を行う等、在宅介護サービスの充実に努めてまいりました。

また、緊急通報システムの仕様を見直し、人感センサーや希望者には警備員による駆けつけを可能とするとともに、介護用品支給事業も対象者をこれまで要介護4以上だったものを要介護3以上とするなど、在宅介護、見守り事業の充実に努めてまいりました。

徘徊高齢者SOSネットワークについても、関係機関が一同に介する連絡会を開催した上で要綱改正をし、新たに葉山警察署、葉山町消防本部と連携することとし、現在、神奈川県からの広域依頼や葉山警察署からの夜間要請にも対応しております。

更に、地域包括支援センター、介護保険事業所と連携し、一体となって高齢者虐待対応に取り組むとともに、町内特別養護老人ホームに対し、町民の優先入所を要望し、改善に努めてまいりました。

【第6期の目標】

小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の普及・推進を図るなど、介護サービスの充実を図るとともに、在宅で夜間も安心して過ごすことができるよう、夜間対応型訪問介護事業所を新たに整備し、かつ、在宅での看取りを視野に、訪問看護事業所の整備を目指していきます。

また、緊急通報システムの更なる充実を図るとともに、配食サービス、徘徊高齢者SOSネットワークの普及促進に努めてまいります。

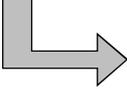
更に、介護度が重度になっても葉山町でお過ごしいただけるように、葉山町民しか入所できない地域密着型介護老人福祉施設(29人以下の特別養護老人ホーム)を整備するとともに、町内特別養護老人ホームに引き続き町民優先入所を要望することで特別養護老人ホーム入所待機者数を減らし、高齢者の安心を提供してまいります。

4 施策の体系

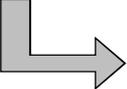
【基本理念】

お互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせるまち はやま

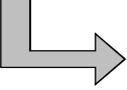
基本目標 1：元気で健康な状態を維持する

- 
- 1 医療と介護の連携
 - 2 介護予防事業
 - 3 介護予防ケアマネジメント事業
 - 4 総合相談支援事業・権利擁護事業
 - 5 包括的・継続的マネジメント事業
 - 6 社会参加の促進
 - 7 就業の支援

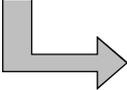
基本目標 2：地域でお互い助け合いながら暮らしていく

- 
- 1 地域福祉活動への支援
 - 2 生活支援コーディネーターの設置
 - 3 地域ケア会議の開催
 - 4 生きがいミニデイサービス事業
 - 5 高齢者虐待防止への取り組み
 - 6 災害時における対策

基本目標 3：認知症になっても安心して暮らせるまちをつくる

- 
- 1 認知症について理解する
 - 2 認知症予防事業の実施
 - 3 認知症ケアパスの作成、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の設置

基本目標 4：年齢を重ね介護が必要な状態となっても、可能な限り、葉山町で暮らしていけるまちとする

- 
- 1 ひとり暮らし高齢者等への支援体制
 - 2 要介護高齢者の把握
 - 3 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進
 - 4 介護給付等費用適正化事業
 - 5 予防給付サービスの推進
 - 6 介護給付サービスの推進
 - 7 地域密着型サービスの推進
 - 8 その他サービスの推進

第 2 部：各論

基本目標 1

元気で健康な状態を維持する

1 医療と介護の連携

かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、家族の病歴を意識しながら、自分の健康状態を把握し管理していくこと、また、医療と介護の両方を必要とする状態になった高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供することを目的に居宅に関する医療機関と介護サービス事業者など関係者による連携を推進することが重要となっています。

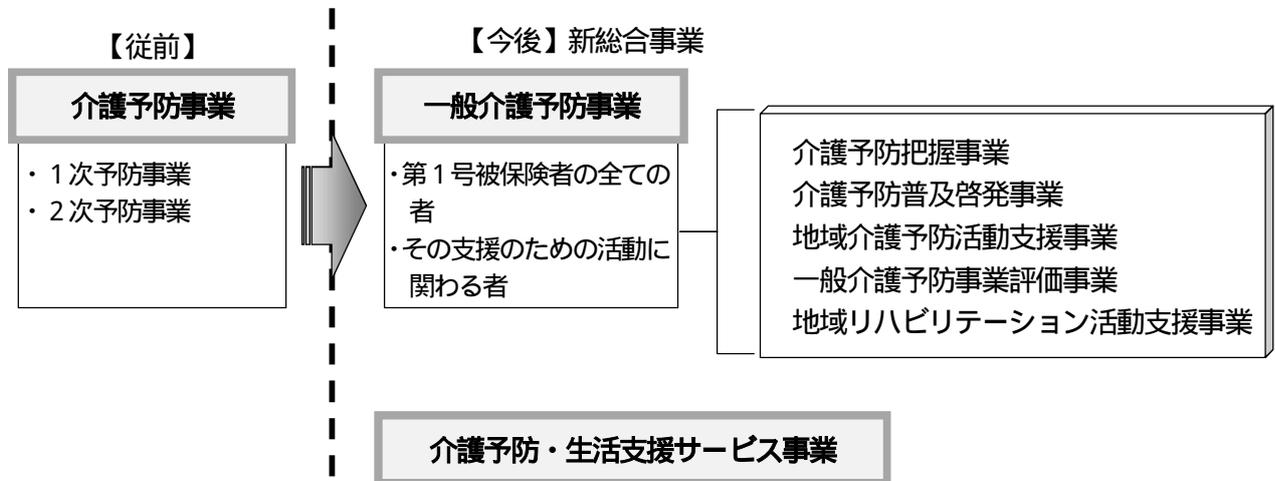
そこで、広報はやま等を活用し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持つことの重要性を周知していくとともに、医療と介護の連携を促進するため、逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会小委員会に参加し、逗子市と協働し逗葉医師会・逗葉歯科医師会の協力のもと、その環境づくりに努めてまいります。

具体的には、在宅医療の連携拠点の設置、チーム医療や情報提供体制の構築、後方支援病院の調整を進めるとともに、医療と介護の連携強化を図るため、逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会と行政のほかに、介護職も含めた多職種研修等を実施していきます。

また、日頃からの介護保険事業所、かかりつけ医との連携のもと、短期入所生活介護事業所において看取り介護が行われた場合、「短期入所生活介護看取り加算金」を事業所に交付することでいざという時に病院や施設ではなく、短期入所生活介護事業所での看取りができるという選択肢を町民に提供し、医療と介護の連携推進を図るとともに、人生の最期を自宅で迎えることへの支援をしてまいります。

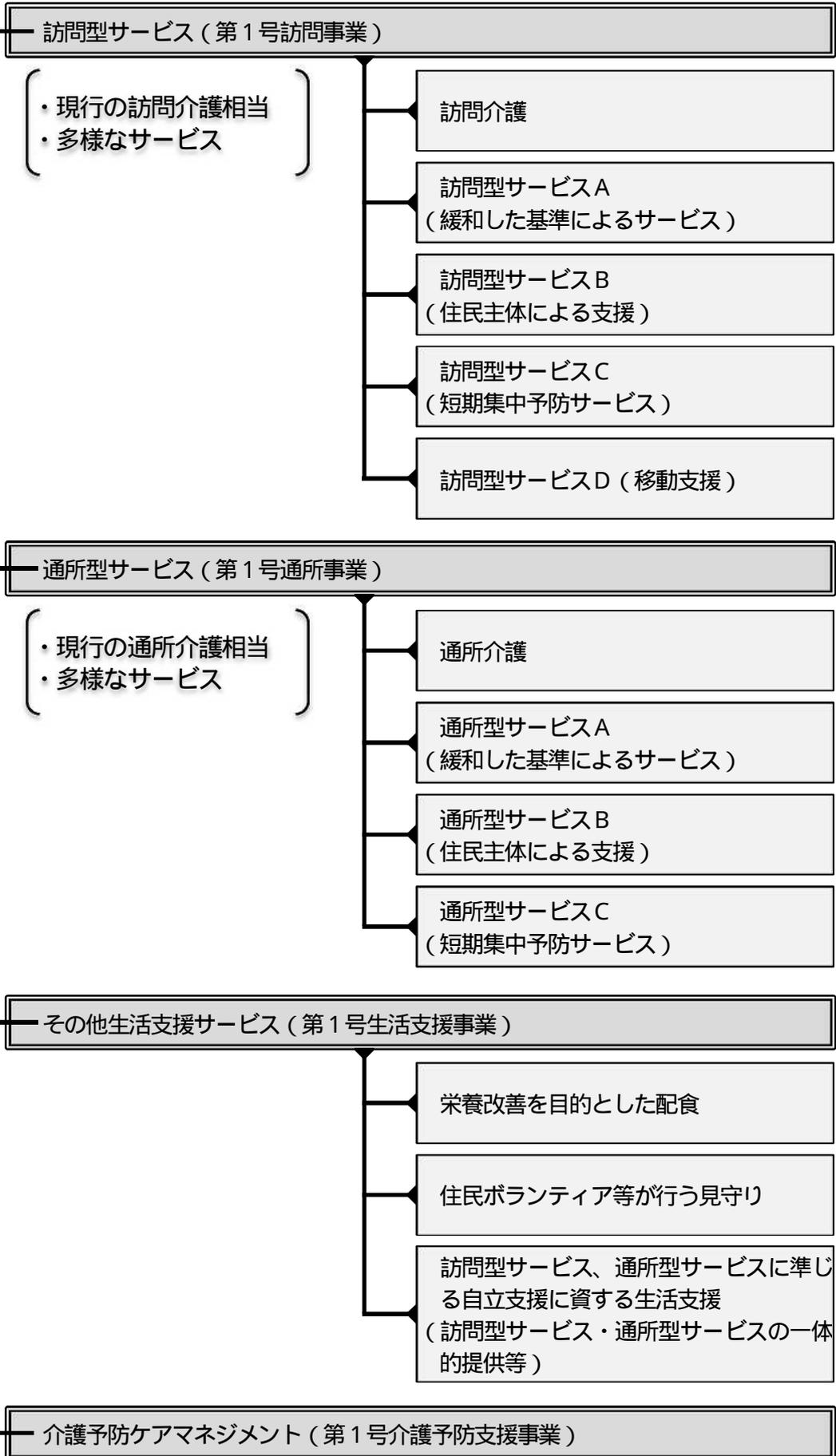
2 介護予防事業

介護予防事業は、今後介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）における「一般介護予防事業」「介護予防・生活支援サービス事業」に移行されます。



葉山町は、平成28年度までは、従前の介護予防事業を行い、平成29年4月より新総合事業に移行する予定です。（ただし、一部モデル事業として平成28年度より実施する可能性はあります。）

介護予防・生活支援サービス事業



(1) 一般介護予防事業

介護予防把握事業

医療機関、町内会・自治会、民生委員・児童委員等地域住民、地域包括支援センター、本人・家族等からの相談・情報提供による把握を行ってまいります。

介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行います。

1) 高齢者元気はつらつ教室

【事業内容】

運動機能の低下が見られる高齢者に対しての運動機能評価、運動の集団指導を行い、高齢者の運動器の機能向上を目的に実施します。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ参加人数	249	250	250

【取り組みの方向】

介護予防事業を推進するため、今後とも事業を継続させていただきます。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ参加人数	300	300	300

2) 口腔機能向上教室

【事業内容】

嚥下機能の低下は誤嚥性肺炎を招く恐れがあるため、歯科医、歯科衛生士、言語聴覚士等による口腔機能向上教室及び嚥下機能の低下に対応した調理、低栄養予防の食事についての教室を実施します。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ参加人数	20	10	20

【取り組みの方向】

介護予防事業を推進するため、今後とも事業を継続させていただきます。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ参加人数	20	20	20

3) 訪問型介護予防事業

【事業内容】

地域包括支援センターと連携し、閉じこもり、認知症等のある高齢者宅に訪問し、日常の介護等の相談を受けます。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ参加人数	15	17	20

【取り組みの方向】

介護予防事業を推進するため、今後とも事業を継続させていきます。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ参加人数	20	20	20

4) 【新規】介護予防運動教室

【事業内容】

介護予防事業を推進するため、複数のメニューから自由に選択し自分に合った運動を行える介護予防運動教室を実施します。

【取り組みの方向】

毎月 1 回、半年コースで介護予防運動教室を実施します。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ参加人数	300	300	300

地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

1) 生きがいミニデイサービス事業

【事業内容】

地域の人たちとの交流を通じて、介護予防、生きがいづくり、住民同士のつながりをつくる事業を実施する地域ボランティアグループを支援する事業です。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ参加人数	3,800	3,521	3,900

【取り組みの方向】

介護予防に資する地域福祉活動の一環として、今後とも事業を実施してまいります。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ参加人数	4,000	4,100	4,200

一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画等運営委員会で第6期介護保険事業計画の進行管理を行うことで、目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

1) 地域ケア会議

【事業内容】

個別ケースの課題分析を通じて地域の課題を発掘していきます。

更に、その支援内容の検討を通して高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その地域課題を地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実につなげていきます。

実績値	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込み)
開催数	-	3	3

【取り組みの方向】

今後とも地域づくり・社会資源開発や施策等の充実に資するよう事業を継続させていきます。

目標値	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
開催数	4	4	4

(2) 二次予防事業

平成 28 年度までは二次予防事業を実施してまいります。

1) 筋力向上教室

【事業内容】

歩行等の基本動作に必要な筋力を向上させるため、トレーニングマシン等を用いた筋力向上の事業です。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ参加人数	14	14	15

【取り組みの方向】

介護予防事業として継続し、平成 29 年度からは介護予防普及啓発事業として実施します。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	
延べ参加人数	20	20	

3 介護予防ケアマネジメント事業

要支援 1、2 の方は地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成します。その後、事業の実施（サービスの提供）が行われ、その効果等を評価します。

(1) 介護予防・予防給付に関するケアマネジメント事業

サービスの提供はその期間を限定し、具体的な目標をたて心身の状況や生活機能が低下した原因に応じた総合的、効果的な支援計画を作成します。

そして一定期間経過後に目標の達成状況を評価し、必要に応じて支援計画の見直しを行います。

4 総合相談支援事業・権利擁護事業

社会福祉士が中心となって、介護保険サービスにとどまらない様々な支援をするために、関係者間のネットワークを構築し、高齢者の心身の状態や家庭環境等の実態を把握して、サービスに関する初期相談対応や継続的・専門的相談支援、高齢者の権利擁護への対応を行う事業です。

(1) 地域におけるネットワーク構築

本町では、地域包括支援センターを中心に、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所の連絡会を開催し、ケアマネジャー同士の交流や、小地域におけるコーディネーターである小地域福祉活動推進組織、民生委員・児童委員との交流を行うことにより、関係者のネットワークの構築を図っています。

また、社会福祉協議会では、日常生活圏域において町内会・自治会、民生委員・児童委員など広く地域福祉関係者が連携し、誰もが自分らしく安心して生活し続けられるよう、小地域福祉活動推進組織や、ふれあいいいきいきサロン等の設立・運営を支援するとともに、ニーズ把握、担い手の育成や参加の促進、関係者のネットワーク作りを進めています。

今後とも、社会福祉協議会や居宅サービス事業所と連携し、効率的・効果的に支援を必要とする高齢者を早期に見出し、総合相談につなげ、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。

(2) 実態把握

総合相談支援業務を適切に行うために、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行います。

(3) 総合相談

的確な状況把握等を行った上で、専門的な援助が必要かどうか、緊急性があるかどうかを判断し、情報提供、関係機関の紹介等を行います。

専門的な援助が必要な場合、または緊急性がある場合には、訪問等をして詳細な情報収集を行い、課題を明確にし、支援計画を策定します。支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、効果の有無を確認します。

(4) 権利擁護

実態把握や総合相談の過程で、権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、成年後見制度利用支援、老人福祉施設等への措置、虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等の対応策をとります。

5 包括的・継続的マネジメント事業

主任ケアマネジャーが中心となって実施する、他職種協働や地域の関係機関・社会資源(ボランティア等)との連携によるケアマネジメントの支援を目的とした事業で、ケアマネジャーに対する相談・指導・助言等及び包括的・継続的ケア体制の構築等を行います。

(1) 日常的個別指導・相談

地域のケアマネジャーに対し、ケアプランの作成技術を指導し、サービス担当者会議の開催を支援するなど、専門的な見地からの個別指導・相談への対応を行います。

また、必要に応じて、地域包括支援センターの他の職種や関係機関とも連携し、事例検討会や研修、制度や施策等に関する情報提供を実施します。

(2) 支援困難事例等への指導・助言

ケアマネジャーが抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの他の職種や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行います。

(3) 包括的・継続的なケア体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域のケアマネジャーと関係機関の間の連携を支援します。

また、ケアマネジャーが地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

(4) 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成

ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場を設定するなどケアマネジャーのネットワークを構築します。

6 社会参加の促進

行政による公的サービスの充実と合わせて地域の福祉課題の解決に向け、民生委員・児童委員、町内会・自治会等との連携した取り組みが求められています。

多くの高齢者にこれまでの知識や経験を生かして防犯活動、交通安全活動、町内会・自治会活動など様々な取り組みにご尽力いただいております、町ではそのための環境整備に努めてきました。

高齢者の方々は交通安全や防災、防犯、福祉など様々な分野で重要な役割を担っており、今後さらなる活動の活性化のために、高齢者がこれまでの豊富な知識や経験を生かしてご参加いただけるよう支援していきます。

1) 老人クラブへの活動支援

【事業内容】

老人クラブ活動への支援を行い、ボランティア活動、生きがい活動と健康づくりなどの活動を行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者が地域で生きがいを持って暮らしていけるよう、老人クラブの活動支援を行います。

2) 老人クラブ補助金交付事業

【事業内容】

20の単位クラブ及び老人クラブ連合会に対して、その運営をより充実させるため助成を行っています。

実績値	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込み)
交付先団体数	22	22	20

【取り組みの方向】

20の単位クラブ及び老人クラブ連合会に対して、その運営をより充実させるため助成を行います。

目標値	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
交付先団体数	20	20	20

3)ねんりんふれあいの集い事業(芸能大会)

【事業内容】

60歳以上の高齢者を対象に高齢者の親睦を図るため、毎年7月の第1週の水曜日に老人クラブ連合会主催の芸能大会を行っています。

【取り組みの方向】

今後も高齢者の親睦を図るため、毎年7月の第1週の水曜日に老人クラブ連合会主催の芸能大会を行っていきます。

4)ねんりんふれあいの集い事業(いきいの日事業)

【事業内容】

福祉文化会館に60歳以上の高齢者が集まり、保健師あるいは看護師による健康・介護予防・疾病予防の受講や、相互の親睦を図るなど、介護予防と住民の交流を深める事業です。1回あたり70名程度の参加を見込み、毎月2回実施します。

実績値	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込み)
開催数	24	24	24

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の健康・介護予防・疾病予防及び相互の親睦を図るため、1回あたり70名程度の参加を見込んで毎月2回実施してまいります。

目標値	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
開催数	24	24	24

5)ねんりんふれあいの集い事業(囲碁・将棋練習会)

【事業内容】

老人クラブ友好会が中心となり、福祉文化会館に60歳以上の高齢者が集まり、毎週3日(木・土・日(第4土曜日は休み))福祉文化会館に高齢者が集まり、相互の親睦を図るため囲碁・将棋練習会を行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の相互交流・親睦を図るため、毎週3日(木・土・日(第4土曜日は休み))福祉文化会館で囲碁・将棋練習会を行っていきます。

6)ねんりんふれあいの集い事業(社交ダンス教室)

【事業内容】

高齢者の生きがい活動の支援及び相互交流を図るため、原則毎週月曜日に福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にダンス教室を行っています。(年4回、発表会も行っています。)

実績値	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込み)
延べ参加人数	2,827	3,146	3,000
延べ利用回数	50	51	50

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の生きがい活動の支援及び相互交流を図るため、原則毎週月曜日に福祉文化会館でダンス教室を行っていきます。

目標値	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
延べ参加人数	3,000	3,000	3,000
延べ利用回数	50	50	50

7)ねんりんふれあいの集い事業(スポーツ(リズム体操)教室)

【事業内容】

高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、原則第2・第4月曜日に体操の講師を呼び、福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にリズム体操を行っています。

実績値	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込み)
延べ参加人数	511	529	550
延べ利用回数	24	24	24

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の介護予防及び相互交流を図るため、原則第2・第4月曜日に体操の講師を呼び、福祉文化会館で60歳以上の高齢者を対象にリズム体操を行っていきます。

目標値	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
延べ参加人数	600	600	600
延べ利用回数	24	24	24

8)高齡者くつろぎの場事業

【事業内容】

高齡者の心身の健康の保持を目的に、余暇と団体行動の場として8か所の町内会館・自治会館を8のつく日に開放しています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齡者の心身の健康の保持を目的に余暇と団体行動の場として8か所の町内会館・自治会館を8のつく日に開放します。

9)趣味の作品展

【事業内容】

日頃の趣味活動から生まれた作品（手芸品、写真、絵画、書道等）を福祉文化会館に展示しています。（年1回、3日間開催）

【取り組みの方向】

今後とも、老人クラブの活動支援の一環として年1回、3日間開催します。

10)歩こう会

【事業内容】

高齡者の介護予防及び相互交流を図るため、年2回（春・秋）町内を散歩する会を老人クラブ連合会主催で、60歳以上の高齡者を対象に行っています。

【取り組みの方向】

今後とも、高齡者の介護予防及び相互交流を図るため、年2回（春・秋）町内を散歩する会を老人クラブ連合会主催で、60歳以上の高齡者を対象に行っていきます。

7 就業の支援

1) 就労支援

【事業内容】

シルバー人材センターでは、高齢者が生きがいを持って生活することを目的に、おおむね 60 歳以上の人を対象に、家庭や事業所、公共団体などから有償で仕事をうけ、これを登録した会員に斡旋しており、高齢者に働く機会を提供しています。

【取り組みの方向】

今後とも、シルバー人材センターを通じ、高齢者の就労支援を行っていきます。

基本目標 2

地域でお互い助け合いながら暮らしていく

1 地域福祉活動への支援

町民アンケートの結果を見ると、地域とのかかわりについて、「心配事や愚痴を聞いてくれる人はいない」との回答は高齢者全体の 4.4%で最も低く、「よく会う友人・知人との関係」では、「近所・同じ地域の人」が高齢者全体の 40.3%と最も多くなっております。

しかしながら、今後、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実させていくことが求められています。

本町では、社会福祉協議会が住民の困りごとを住民とともに解決する事を基本とするコーディネーターとして「はやま住民福祉センター」を立ち上げ、地域福祉活動を推進しております。

また、日常生活に根ざした支援活動を行う小地域福祉活動が、社会福祉協議会支援のもと行われています。

元気な高齢者が支え手となりお互いさまの地域づくりを行うため、今後社会福祉協議会との連携を更に深め、地域福祉活動への支援を行ってまいります。

2 生活支援コーディネーターの設置

要支援者は掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっていますが、排泄、食事摂取などの身の回りの行為は自立している方が多い状況です。

このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域とつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につながると期待されております。

生活支援サービスの充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化が必要になっており、その担い手として市町村ごとに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を設置することが求められています。

本町では、これまで地域福祉活動の支援を行ってきた社会福祉協議会と協議し、第6期計画期間中に生活支援コーディネーターを設置してまいります。

3 地域ケア会議の開催（再掲）

【事業内容】

地域には様々な課題が発生しており、困難事例も年々増加しております。

地域ケア会議は、介護事業者、地域住民、対象者家族などが個別ケースの支援内容の検討をし、高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その地域課題を地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実につなげていきます。

また、生活支援サービスの充実のため、社会福祉協議会と連携して地域ケア会議の場を通じて社会資源の開発を目指していくこととします。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
開催数	-	3	3

【取り組みの方向】

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
開催数	4	4	4

4 生きがいミニデイサービス事業（再掲）

【事業内容】

地域の人たちとの交流を通じて、介護予防、生きがいづくり、住民同士のつながりをつくる事業を実施する地域ボランティアグループを支援する事業です。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ参加人数	3,800	3,521	3,900

【取り組みの方向】

介護予防に資する地域福祉活動の一環として、今後とも事業を実施していきます。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ参加人数	4,000	4,100	4,200

5 高齢者虐待防止への取り組み

近年、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっており、その種類には、身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄など様々です。

平成 18 年 4 月からは、虐待を防止するための高齢者虐待防止法が施行されており、本町では平成 23 年度に葉山警察署に対し通報時に速やかに対応できるよう、休日夜間を含めた連携体制を確認しております。

今後は、高齢者虐待防止パンフレットを作成し、高齢者虐待の通報や届出窓口を住民に周知してまいります。

更に、高齢者虐待の防止と要介護者支援を円滑に進めるため、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、総合相談、早期発見、見守り、サービス提供による介入等を行うためのネットワークの整備を図るとともに、養護者の介護負担を軽減するため、在宅サービスの充実等に努めます。

施設での高齢者虐待防止対策としましては、これまで特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設で高齢者の権利擁護について研修会を実施してまいりましたが、今後も施設等に対し研修会を実施していきます。

また、成年後見制度につきましては、高齢者が尊厳ある生活を維持するために社会福祉協議会と連携し、相談・利用支援及び普及・啓発を行ってまいります。

高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

- 1 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。
- 2 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- 3 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5 経済的虐待：養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

6 災害時における対策

東日本大震災等、近年の高齢者等の被災状況を踏まえ、災害時における要援護高齢者の避難支援として、葉山町地域防災計画のもと、関係機関の連携により、安全な避難誘導や支援体制を構築していく必要があります。

本町では、災害時に避難所での生活が困難である重度の在宅高齢者等を施設に一時避難させるため、町内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設と、平成20年に協定を締結するとともに、高齢者をこれらの施設まで搬送するため、葉山町社会福祉協議会が所有する車両を使用する協定も締結しています。

また、平成23年度からは地域の実情を把握している民生委員・児童委員協議会に対し、民生委員活動の一助になるよう65歳以上単身高齢者リストを提供してきました。

今後は、町防災部局が作成する災害時要援護者リストを活用し消防本部、警察署、民生委員・児童委員、町内会、自治会等と連携しながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための体制整備に努めるとともに、町内居宅介護支援事業所等と災害時における対応等について検討していきます。

基本目標 3

認知症になっても

安心して暮らせるまちをつくる

1 認知症について理解する

町民アンケートの結果によると、要介護認定が必要となる最も大きな原因は認知症（アルツハイマー病等）となっていることから、介護予防のためにも認知症を正しく理解し、早めに医療機関に相談することが大切です。

年齢相応の物忘れは誰にでも訪れてくるものであり、いたずらに認知症を恐れて生活を送ることのないよう、正しい知識が必要になってきます。

そこで、単なる物忘れか、認知症による物忘れかを確認する、認知症簡易チェックサイトを開設し、予防に努めてまいります。

また、認知症は、かかりつけ医がいることで早期発見できる場合があります。家族が「ちょっとおかしいな」「物忘れとは違うかな」と感じた際は、かかりつけ医に相談できる体制づくりを目指していきます。

近所にひとり暮らしの高齢者がいる場合には、地域の方が「服装に乱れがないか」「家の中は整理されているか」などを見守りの中で変化を感じられるように、地域包括支援センターを中心に地域との連携に努めてまいります。

更に、歯科の観点では、しっかりと噛んで食べることで、脳に血液が行き渡ることから、最近の研究では、自分の歯でしっかりと噛んでいる人は認知症になりにくいとも言われております。

町民アンケートでは、「かかりつけ歯科医」を持っている割合は、要介護認定を受けていない高齢者では 80.0%ですが、要介護認定者は 58.6%となっており、かかりつけ歯科医を持つことの重要性について更なる周知が必要と考えます。

生涯美味しいものを自分の口で食べていくためにも、日頃からの口腔ケアを心がけ、歯に問題がなくても定期的な歯科検診を受診するよう、広報はやま等を通して周知してまいります。

認知症の診断・治療

§ 早期診断・早期治療が大事なわけ

認知症はどうせ治らない病気だから医療機関に行っても仕方がないという人がいますが、これは誤った考えです。認知症についても早期受診、早期診断、早期治療は非常に重要です。

§ 治る病気や一時的な症状の場合がある

正常圧水頭症とか、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫などの場合、脳外科的な処置で劇的に良くなる場合もあります。甲状腺ホルモンの異常の場合は、内科的な治療で良くなります。薬の不適切な使用が原因で認知症のような症状がでた場合は、薬をやめるか調整すれば回復します。ところが、こうした状態のまま長期間放置すると、脳の細胞が死んだり、恒久的な機能不全に陥って回復が不可能になります。一日も早く受診することが重要です。

§ 早い時期に受診することのメリット

アルツハイマー病では、薬で進行を遅らせることができ、早く使い始めると健康な時間を長くすることができます。病気が理解できる時点で受診し、少しずつ理解を深めていけば生活上の障害を軽減でき、その後のトラブルを減らすことも可能です。障害の軽いうちに障害が重くなった時の後見人を自分で決めておく（任意後見制度）等の準備や手配をしておけば、認知症であっても自分らしい生き方を全うすることは可能です。

出典：認知症サポーター養成講座標準教材（特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会作成）

口腔機能の健康への影響

§ 口腔機能は、人が社会の中で健康な生活を営むための原点

口腔機能は、食べることやコミュニケーションにかかわる重要な役割を果たします。口腔機能が低下すると食べ物の種類が制限されるので、免疫力の低下から病気になりやすくなります。また、食事や会話に支障をきたすと人との付き合いがおっくうになります。そのため家に閉じこもりがちになると、身体的にも精神的にも活動が不活発になり、高齢者では寝たきりや認知症の引き金ともなります。

口腔機能は、「咀嚼（かみ砕く）・嚥下（飲み込む）・発音・唾液の分泌など」に関わり、その役割を大別すれば「1．食べる、2．話す」となります。要するに人が社会の中で健康な生活を営むための原点ともいうべき機能です。

口腔機能と健康との関係

§ 社会的にも健康な生活を送るためには口腔機能の維持が重要

高齢者の活動性が低下する要因は2つあります。

ひとつは、「身体機能の衰え」です。口腔機能が低下すると食物の種類が制限されるので、栄養の偏りやエネルギー不足になりがちです。その結果、筋力や免疫力の低下が起こります。また免疫力が低下すると様々な病気にかかりやすくなります。特に肺炎などの感染症にかかると、高齢者はそれがもとになって寝たきりになる場合があります。

もうひとつの重要な要因は「人との交流の機会を失うこと」です。活動の中で人との交流が生まれますが、そのためには人と楽しく食事をし、コミュニケーションするための口腔機能を維持することが不可欠です。とりわけ「食べる」ことは、それ自体が生きがいになるとともに、社会とのつながりが徐々に薄れる高齢者にとって、誰かと食事をともにすることが人間関係を豊かにする場を提供する重要な機会でもあります。

このように高齢者が、身体的、精神的、更には社会的にも健康な生活を送るためには口腔機能を維持することが欠かせないのです。

出典：厚生労働省「口腔機能の健康への影響」東京医科歯科大学医学部口腔保健学科寺岡加代

2 認知症予防事業の実施

1) 認知症予防教室

【事業内容】

認知症の種類や予防に効果のある食事などを学ぶとともに、簡単な運動やマジックを行うことで認知症予防につなげます。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ参加人数	-	-	50

【取り組みの方向】

これまでの消防地下講堂での開催に加え、町内会館でも開催していきます。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ参加人数	100	100	100

2) 認知症講演会

【事業内容】

認知症の早期発見、早期予防を目的として、外部講師に依頼し認知症講演会を実施しております。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)
延べ参加人数	39	62	168

【取り組みの方向】

今後とも認知症施策推進のため事業を継続していきます。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ参加人数	100	100	100

3)徘徊高齢者SOSネットワークシステム連絡会

【事業内容】

認知症（徘徊）高齢者の家族の希望により、警察や各行政関連機関、交通機関などが連絡を取り合って、徘徊高齢者を早期に発見してご家族のもとに帰すことを目的としています。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
連絡会(回)	0	0	1

【取り組みの方向】

警察、地域包括支援センター、公共交通機関、他自治体などと連絡を取り合い、徘徊高齢者を早期発見し、ご家族のもとに帰れるよう徘徊高齢者SOSネットワークの充実に努めます。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
連絡会(回)	1	1	1

4)認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため各種団体と調整し、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーター養成講座を開催していきます。

5)家族への支援

認知症高齢者を介護する家族への支援として、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と協働で家族介護者の集い、家庭介護教室を実施していきます。

3 認知症ケアパスの作成、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の設置

「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す認知症ケアパスの作成に努めてまいります。

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、医療や介護サービスへのアクセス方法やどのような支援を受けることができるのかを早めに理解することが、その後の生活に対する安心感につながることから、認知症普及啓発パンフレットの作成などを行います。

また、医療・介護・地域住民との連携が重要となることから、地域包括支援センターの機能を強化した上で、協働して認知症初期集中支援チーム¹、認知症地域支援推進員²の設置を目指してまいります。

- 1 認知症初期集中支援チームは、初期の段階で医療と介護との連携のもとに認知症の人や家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行います。
- 2 認知症地域支援推進員は、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談事務等を行います。

地域包括支援センターは、第6期計画期間中において人員増を図った上で積極的に地域に向き地域課題の発掘、解決策の構築を図るとともに、逗葉医師会、逗葉歯科医師会、行政、社会福祉協議会と連携し、医療・介護・地域住民との連携拠点の核となるよう目指してまいります。

また、団塊の世代が全員75歳以上となる平成37年度を見越した場合、将来的に現在の1ヶ所の地域包括支援センターでよいのかについて、第6期計画期間中に必要に応じて各種アンケート調査を行った上で、第7期計画以降において柔軟な対応ができるよう検討してまいります。

基本目標 4

年齢を重ね介護が必要な状態となっても、
可能な限り、葉山町で暮らしていけるまち
とする

1 ひとり暮らし高齢者等への支援体制

平成 26 年 9 月 1 日時点の葉山町における 65 歳以上単身世帯は 2,258 世帯となっており、全世帯数 14,313 世帯に対し 15.8%となっております。

今後、高齢化率の進展に伴い、ますます単身高齢者世帯、あるいは高齢者のみ世帯が増加すると見込まれます。

本町では、民生委員・児童委員、保健師を中心に、75 歳以上のひとり暮らしの高齢者（要支援・要介護認定者を除く）への訪問活動を行い、高齢者の健康状態の把握に努めています。

またひとり暮らしの高齢者は普段自立した生活を送っていても、急な体調悪化の際に必要な援助が求められない場合があるため、緊急通報システムや、配食サービスにおける安否確認などのサービスの充実を図ります。

1) 緊急通報システム

【事業内容】

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、または家族の事情により、ほぼ通年日中ひとり暮らしとなる高齢者等で、貸与機器が設置できる電話回線を有し、身体上慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある者に対し、緊急通報システム装置を無償で貸与してきました。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用者数	806	871	900

【取り組みの方向】

今後も引き続き対象者に対し緊急通報システムを無償で貸与していくとともに、対象者を拡大し、普及推進を図ります。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用者数	1,320	1,400	1,500

新たに、世帯員全員が 75 歳以上高齢者世帯で、要介護 1 以上の方がいて、その方が心疾患等により安否確認が必要な場合、緊急通報システムを貸与することとしました。（課税世帯は自己負担金有り）

2) 配食サービス

【事業内容】

食事をつくるのが困難な在宅の高齢者及び重度障害者（以下「高齢者等」という。）の世帯に食事を配達することによって、高齢者等の食生活の改善及び安否確認を行います。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用者数	608	513	600

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者等の食生活改善、安否確認事業として継続していきます。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用者数	600	600	600

3) 生活支援型デイサービス

【事業内容】

介護保険には該当しないが、生活支援が必要と認められるおおむね 65 歳以上の高齢者に対し、日中施設で機能低下の防止訓練、入浴や食事のサービスを提供しています。（週 1 回まで）

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用者数	95	100	100

【取り組みの方向】

今後とも、介護予防事業推進のため事業を継続させていただきます。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用者数	100	100	100

4) 無料入浴サービス事業

【事業内容】

ひとり暮らしのため不安がある、設備的にも危険が伴うなどの理由で入浴が思い通りにできない方々を主に、福祉文化会館で、看護師が入浴前後の身体チェックを行い、入浴してもらうことで、安全で衛生的な生活の一助とし、介護を予防する事業として行っています。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用者数	823	769	800

【取り組みの方向】

今後とも、介護予防事業推進のため事業を継続させていただきます。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用者数	800	800	800

5) 在宅高齢者住宅改修助成事業

【事業内容】

介護保険制度や障害者施策に該当しない 65 歳以上の町内在住の高齢者に対し、住み慣れた住宅で安全で快適な生活が送れるよう必要な住宅改修に要する費用の一部（工事費の 2 分の 1 を上限 10 万円まで）を助成しています。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用者数	5	10	5

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者福祉施策の一環として事業を継続させていただきます。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用者数	5	5	5

6) 戸別ごみ収集(「家庭ごみふれあい収集」事業)

【事業内容】

身体機能の低下によってごみ出しができない、かつ身近な人などの協力が得られない高齢者に対し、クリーンセンターの職員が家まで戸別収集に行き、安否確認をしています。(週 1 回)

7) 養護老人ホームへの措置

【事業内容】

原則 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由で居宅での生活が困難な方が入所できる施設です。町の措置決定があれば入所できます。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用者数	3	4	4

【取り組みの方向】

今後とも、高齢者の居住の安心を図る観点から、必要な者への支援を行ってまいります。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用者数	4	4	4

2 要援護高齢者の把握

要介護者等の実態を、毎月の介護認定審査会と合わせて、健診等の高齢者向け事業や、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医師、民生委員・児童委員、介護サービス事業者等の関係機関の連携により把握していきます。

要介護状態に陥るおそれのある高齢者についても、地域包括支援センターを中心に、関係事業や関係機関と連携しながら実態把握を目指します。

介護給付対象サービス及び地域支援事業の供給事業者については、ケアマネジャー、介護サービス事業者との情報交換や近隣の自治体との連携を取ることで、各サービスの供給量の把握を行います。

3 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進

地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などによる活動等、各種活動のネットワークづくりを強化し、要援護者に対する日常的な見守り活動や、助け合い関係づくりを推進していきます。

また、75歳以上の要支援・要介護認定を受けていない単身高齢者に対し、町保健師が訪問し必要な支援につなげる等、見守り活動を引き続き行ってまいります。

4 介護給付等費用適正化事業

地域の中で、認知症高齢者の安全を見守り、介護をする家族の安心と負担を支える事業を推進するとともに、介護給付の適正化につながる各種事業を実施します。

(1) 介護給付費適正化事業

不要なサービスが提供されていないかの検証、制度の趣旨や良質な事業展開のための情報提供、連絡協議会の開催などの適切なサービス提供のための環境整備、介護給付費の適正化を行います。

(2) 介護給付適正化

介護給付適正化には、サービスの適正化（提供されるサービスの必要性・効果の確認、事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求の是正等）及び保険財政の適正化（計画の見込みを大きく上回って給付されていることの是正等）があります。

介護保険事業者に対し給付適正化に向けた研修会を開催するとともに、国民健康保険団体連合会に給付適正化情報の抽出などを依頼し、保険者として適正な給付管理を行ってまいります。

(3) 国民健康保険団体連合会との連携

神奈川県国民健康保険団体連合会において、保険者等が介護費用適正化対策のために活用できるよう、認定者の状況や事業所の状況に関する各種の情報を提供する体制が整備されます。このシステムを活用して、給付の適正化に取り組みます。

5 予防給付サービスの推進

(1) 介護予防サービス

1) 介護予防訪問介護

【事業内容】

居宅において介護を受ける要支援者を対象に、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、その方の居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をします。

なお、平成29年度までに介護予防訪問介護は新総合事業へ移行いたします。

実績値	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込み)
延べ利用人数	999	1,009	914

目標値	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
延べ利用人数	920	920	10

2) 介護予防訪問看護

【事業内容】

訪問看護が必要と主治医が認めた要支援者を対象に、その居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

実績値	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込み)
延べ利用人数	69	109	118

目標値	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
延べ利用人数	153	199	259

3) 介護予防訪問リハビリテーション

【事業内容】

要支援者を対象に、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）が自宅を訪問し、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	10	16	20

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	22	24	27

4) 介護予防居宅療養管理指導

【事業内容】

要支援者を対象に、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が、療養上の管理及び指導をします。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	220	310	390

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	429	472	519

5) 介護予防通所介護

【事業内容】

デイサービスセンターなどに通って、食事や入浴、健康チェック、レクリエーション、リハビリなどを受けるサービスで、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を選択できます。

なお、平成 29 年度までに介護予防通所介護は新総合事業へ移行いたします。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	637	854	1,198

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	1,318	1,450	10

6) 介護予防通所リハビリテーション

【事業内容】

介護老人保健施設などに通って、心身機能の維持、回復のためのリハビリテーションを受けるサービスで、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を選択できます。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	735	757	740

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	747	755	762

7) 介護予防短期入所生活介護

【事業内容】

要支援者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	22	48	36

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	36	36	36

8) 介護予防短期入所療養介護

【事業内容】

要支援者を対象に、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	6	6	4

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	4	4	4

9) 介護予防特定施設入居者生活介護

【事業内容】

有料老人ホーム等の施設に入居している要支援者を対象に、当該特定施設が計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話をします。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	1 8 8	2 6 1	2 6 0

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	2 6 3	2 6 5	2 6 8

10) 介護予防福祉用具貸与

【事業内容】

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要支援者を対象に、日常生活上の便宜を図るため、また、要支援者の機能訓練のために福祉用具(対象品目が定められています)を貸与します。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	5 8 0	7 7 7	8 5 2

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	9 3 7	1 , 0 3 1	1 . 1 3 4

11) 特定介護予防福祉用具販売

【事業内容】

要支援者を対象に、日常生活を送る上で必要な福祉用具の購入に対し、その費用の一部を支給します。(対象品目が定められています)

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	34	63	62

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	61	60	59

(2) その他サービス

1) 介護予防住宅改修

【事業内容】

要支援者を対象に、自宅の廊下、トイレ等の手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修に必要な費用の一部を支給します。(対象工事が定められています)

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	4 4	8 1	8 4

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	8 5	8 6	8 7

2) 介護予防支援

【事業内容】

要支援認定を受けた方が、介護予防サービスを利用するためには、地域包括支援センターが作成するケアプランが必要となります。要支援認定を受けた方が適切なサービスを利用できるように、地域包括支援センターが利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護予防サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡や調整を行います。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	2 , 2 8 7	2 , 6 2 8	2 , 8 7 0

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	3 , 1 5 7	3 , 4 7 3	3 , 8 2 0

6 介護給付サービスの推進

(1) 居宅サービス

1) 訪問介護

【事業内容】

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排泄などの身体の介護や買物、洗濯、掃除、炊事などの生活の援助を行うサービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	3,234	3,199	3,310

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	3,409	3,512	3,617

2) 訪問入浴介護

【事業内容】

家庭で入浴することが困難な寝たきりの方などに対して、入浴車が自宅を訪問し、簡易浴槽を使って、居室で入浴できるサービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	417	374	314

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	308	302	296

3) 訪問看護

【事業内容】

自宅で療養している方に対して看護師等が訪問し、必要な看護を提供するとともに、家族に対して看護方法等の指導を行うサービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	1,073	992	1,170

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	1,182	1,194	1,206

4) 訪問リハビリテーション

【事業内容】

理学療法士（PT）や作業療法士（OT）が自宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	86	134	108

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	106	104	102

5) 居宅療養管理指導

【事業内容】

自宅で療養している方に対して、医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養する上での指導やアドバイスを行うサービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	3,479	3,689	4,070

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	4,314	4,573	4,847

6) 通所介護

【事業内容】

デイサービスセンターなどに通って、食事や入浴、健康チェック、レクリエーション、リハビリなどを受けるサービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	2,909	3,209	3,634

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	3,997	3,737	4,111

平成 28 年度より、定員 18 名以下の通所介護事業所は市町村が指定する地域密着型通所介護事業所に移行されます。

7)通所リハビリテーション

【事業内容】

介護老人保健施設などに通って、心身機能の維持、回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	1,849	1,870	1,814

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	1,832	1,850	1,869

8)短期入所生活介護

【事業内容】

介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に短期間入所し、食事や着替え、入浴など日常生活の介護を受けるサービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	1,282	1,335	1,530

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	1,683	1,851	2,036

9)短期入所療養介護

【事業内容】

保健・医療施設に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士から、医学的管理のもと、リハビリなどを受けるサービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	1 8 4	1 9 8	1 9 6

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	1 9 8	2 0 0	2 0 2

10)特定施設入居者生活介護

【事業内容】

特定施設として指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス等に入所している方が、入浴、排せつ、食事、その他の日常生活上の介護やリハビリなどを介護保険で利用できるサービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	1 , 1 8 1	1 , 2 0 8	1 , 4 2 2

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	1 , 5 6 4	1 , 7 2 1	1 , 8 9 3

11) 福祉用具貸与

【事業内容】

日常生活を送る上で必要な福祉用具(対象品目が定められています)を貸与し、高齢者の生活の自立を支援します。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	3,827	3,930	4,400

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	4,620	4,851	5,094

12) 特定福祉用具販売

【事業内容】

日常生活を送る上で必要な福祉用具の購入に対し、その費用の一部を支給します。(対象品目が定められています)

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	112	103	108

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	109	110	111

(2) 施設サービス

1) 特別養護老人ホーム

【事業内容】

自宅での生活が困難な要介護者に対して、入浴や排せつ、食事など生活全般の介護などを行う施設です。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	1,629	1,755	2,540

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	2,591	2,669	2,749

2) 介護老人保健施設

【事業内容】

病状が安定している要介護者に対して、在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療的ケア、リハビリテーション、日常生活の介護を行う施設です。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	1,522	1,439	1,378

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	1,392	1,406	1,420

3) 介護療養型医療施設

【事業内容】

長期の療養を必要とする要介護者に対して、療養上の管理や看護、リハビリなどを行う施設です。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	74	63	80

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	80	80	80

(3) その他サービス

1)住宅改修

【事業内容】

自宅の廊下、トイレ等の手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修に必要な費用の一部を支給します。(対象工事が定められています)

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	106	98	90

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	91	92	93

2)居宅介護支援

【事業内容】

介護支援専門員が、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	6,779	6,907	7,322

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	7,688	8,073	8,476

7 地域密着型サービスの推進

1) 認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症高齢者専用の通所介護サービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	293	281	262

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	265	267	270

2) 介護予防認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症高齢者専用の介護予防通所介護サービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	8	15	24

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	24	24	25

3) 認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

認知症はあるものの共同生活が可能の方が、日常生活の介護を受けながら9人程度の少人数で共同生活するサービスです。

実績値	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込み)
延べ利用人数	281	295	288

目標値	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
延べ利用人数	291	294	297

4) 小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

サービスの拠点への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問、宿泊を組み合わせることで居宅における生活の継続を支援するサービスです。

実績値	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込み)
延べ利用人数	18	76	204

目標値	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
延べ利用人数	224	247	472

5) 介護予防小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

サービスの拠点への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問、宿泊を組み合わせることで居宅における生活の継続を支援するサービスです。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数	15	19	16

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	16	16	16

6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業内容】

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

実績値	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用人数			5

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	120	120	120

7) 夜間対応型訪問介護

【事業内容】

夜間に定期的な巡回または随時の通報により、介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活できるよう援助します。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	10	10	10

6) 地域密着型介護老人福祉施設

【事業内容】

定員が 29 人以下の原則葉山町民しか入所できない特別養護老人ホームです。自宅での生活が困難な要介護者に対して、入浴や排せつ、食事など生活全般の介護などを行います。

平成 27 年度中に公募を行い、平成 29 年度中の開設を目指してまいります。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	-	-	29

「年間延べ人数」とは、1年間を通して各サービスを利用された回数(件数)を人数に置き換えて記載しております。
(例:小規模多機能型居宅介護の平成24年度の年間延べ人数とは、18人が12月利用されるのではなく、小規模多機能型居宅介護を1年間で18回(延べ18人)利用したことを指します。)

7) 地域密着型通所介護

【事業内容】

平成 28 年度より、定員 18 人以下の通所介護事業所は市町村が指定する地域密着型通所介護事業所に移行されます。

目標値	平成 27 年度 (見込み)	平成 28 年度 (見込み)	平成 29 年度 (見込み)
延べ利用人数	-	660	726

8 その他サービスの推進

1) 高額介護サービス費

【事業内容】

介護保険サービスの1割負担額が重くなりすぎないように、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担額が発生した場合に、基準額を超えた分について払い戻しを行うものです。

実績値	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込み)
給付費(円)	39,482,358円	42,397,575円	43,173,212円

目標値	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
給付費(円)	46,061,330円	48,364,396円	50,782,616円

2) 高額医療・高額介護合算費

【事業内容】

介護保険サービスの1割負担額と医療費の一部負担金等の合計額が高額となった場合、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担額分について払い戻しを行うものです。

実績値	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込み)
給付費(円)	6,100,075円	7,680,383円	7,506,031円

目標値	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
給付費(円)	8,190,000円	8,599,500円	9,029,475円

3) 特定入所者介護サービス等費

【事業内容】

介護保険施設(短期入所も含む)に入所している低所得者層の人に対して、居住費(滞在費)、食費に一定の自己負担限度額を設けて、負担が重くなり過ぎないようにするものです。

実績値	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込み)
給付費(円)	77,716,310円	85,823,600円	92,515,804円

目標値	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)
給付費(円)	88,434,801円	94,625,237円	93,050,591円

第 3 部：介護保険事業の適正な運用について

第1章

介護保険サービス事業の見込み

1 被保険者数等の今後の見込み

(1) 被保険者数の推計

計画期間における総人口及び第1号・2号被保険者数については以下のように推計しています。

第6期計画期間中は、第1号被保険者、第2号被保険者ともに増加していきませんが、65歳～74歳の前期高齢者はゆるやかに減少していきます。

団塊の世代が全員75歳以上となる平成37年までを推計すると、第1号被保険者、第2号被保険者ともに減少していきませんが、75歳以上後期高齢者が増加し続けるため、高齢化率としては上昇し続けると推計されます。

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
第2号被保険者	40 - 64歳	11,872人	11,934人	11,941人	12,102人	11,902人
	第1号被保険者					
第1号被保険者	65歳以上	10,230人	10,334人	10,338人	10,187人	9,973人
	(65 - 74歳)	5,232人	5,155人	5,003人	4,492人	3,507人
	(75歳以上)	4,997人	5,179人	5,335人	5,695人	6,466人
高齢化率		30.4%	30.8%	31.0%	31.0%	31.3%

推計値は小数点第1位を四捨五入して表示しているため、見た目の数字の合算が表示されている合算値と一致しない場合があります。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は年々増加していきませんが、その内訳を見ると、要支援者では要支援1、要介護認定者では要介護1を中心として、現在の構成と同じ割合で増加していくと見込まれます。

本町の特徴である比較的元気な高齢者が多い現状を将来にわたっても維持し、少しでも長く介護度が重くならないよう、介護予防事業、在宅サービスを中心とした介護サービスの充実が必要となっております。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
認定者数計	1,674人	1,730人	1,776人	1,872人	2,056人
要支援1	311人	326人	338人	362人	389人
要支援2	186人	191人	195人	204人	223人
要介護1	350人	360人	368人	385人	421人
要介護2	261人	269人	275人	289人	318人
要介護3	227人	235人	240人	253人	281人
要介護4	181人	187人	192人	203人	226人
要介護5	158人	163人	167人	176人	196人

推計値は小数点第1位を四捨五入して表示しているため、見た目の数字の合算が表示されている合算値と一致しない場合があります。

2 介護サービスの利用見込量の推計

(1) 予防給付サービスの見込量

			見込み				
			6期計画			7期計画	9期計画
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス	介護予防訪問介護	給付費(千円)	16,642	16,808	1,657	0	0
		人数(人)	76	77	8	0	0
	介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	給付費(千円)	2,362	2,598	2,858	3,804	6,126
		回数(回)	61.0	68.0	74.0	99.0	159.0
		人数(人)	11	12	13	17	28
	介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,277	1,405	1,545	2,056	3,312
		回数(回)	26.0	31.0	37.0	65.0	161.0
		人数(人)	1	2	2	4	9
	介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	3,500	4,201	5,041	8,710	21,674
		人数(人)	27	32	38	66	165
	介護予防通所介護	給付費(千円)	46,712	56,054	5,605	0	0
		人数(人)	119	142	14	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	30,961	32,509	34,134	39,515	50,432
		人数(人)	63	66	69	80	103
	介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	585	615	645	747	953
		日数(日)	11.0	11.0	11.0	11.0	12.0
		人数(人)	3	3	3	3	3
	介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	240	242	245	252	265
		日数(日)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		人数(人)	1	1	1	1	1
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	3,278	3,606	3,967	5,280	8,503	
	人数(人)	77	84	93	123	199	
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	954	1,002	1,052	1,217	1,554	
	人数(人)	1	1	1	1	1	
介護予防住宅改修	給付費(千円)	6,358	6,676	7,010	8,115	10,357	
	人数(人)	1	1	1	1	1	
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	29,500	32,450	35,695	47,510	76,516	
	人数(人)	23	25	28	37	59	

			見込み				
			6期計画			7期計画	9期計画
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
(2) 地域密着型 介護予防 サービス	介護予防認知症 対応型通所介護	給付費(千円)	1,460	1,605	1,766	2,351	3,786
		回数(回)	12.5	13.8	15.1	20.1	32.3
		人数(人)	2	2	3	4	6
	介護予防小規模 多機能型居宅介 護	給付費(千円)	739	1,108	1,164	1,347	1,720
		人数(人)	1	2	2	3	4
	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	介護予防地域密 着型通所介護(仮 称)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	14,653	16,119	17,731	23,599	38,007	
	人数(人)	230	253	279	371	597	

(2) 介護給付サービスの見込量

			見込み				
			6期計画			7期計画	9期計画
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス	訪問介護	給付費(千円)	190,354	196,064	201,946	220,672	255,819
		回数(回)	5,297.0	5,456.0	5,620.0	6,141.0	7,119.0
		人数(人)	232	239	246	269	312
	訪問入浴介護	給付費(千円)	16,690	16,856	17,025	17,541	18,436
		回数(回)	121.0	115.0	116.0	121.0	127.0
		人数(人)	24	24	25	25	27
	訪問看護	給付費(千円)	55,320	60,853	66,938	89,094	143,487
		回数(回)	686.0	755.0	830.0	855.0	899.0
		人数(人)	99	109	120	123	130
	訪問リハビリテーション	給付費(千円)	3,641	3,823	4,015	4,647	5,931
		回数(回)	99.0	104.0	110.0	127.0	162.0
		人数(人)	8	9	9	11	14
	居宅療養管理指導	給付費(千円)	34,365	37,801	41,581	55,345	89,133
		人数(人)	220	242	267	355	572
	通所介護	給付費(千円)	277,589	256,49	282,141	375,531	604,796
		回数(回)	2,781.0	2,570	2,521	3,762	6,058
		人数(人)	297	275	270	402	647
	通所リハビリテーション	給付費(千円)	123,390	127,092	130,905	143,043	165,826
		回数(回)	1,222.0	1,259.0	1,297.0	1,417.0	1,642.0
		人数(人)	143	148	152	166	193
	短期入所生活介護	給付費(千円)	98,115	107,926	121,957	177,081	285,191
		日数(日)	1,009.0	1,110.0	1,110.0	2,004.0	2,934.0
		人数(人)	127	140	158	230	370
	短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	18,237	19,149	20,107	23,276	29,707
		日数(日)	123.0	129.0	136.0	157.0	200.0
		人数(人)	15	15	16	19	24
	短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	1,413	1,455	1,499	1,638	1,899
日数(日)		8.0	9.0	9.0	10.0	11.0	
人数(人)		1	1	1	1	1	
福祉用具貸与	給付費(千円)	60,261	63,274	66,438	76,910	98,159	
	人数(人)	364	382	401	464	592	
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	2,359	2,383	2,407	2,480	2,606	
	人数(人)	1	1	1	1	1	
住宅改修費	給付費(千円)	8,107	8,188	8,270	8,521	8,955	
	人数(人)	1	1	1	1	1	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	261,369	279,665	299,242	366,584	514,153	
	人数(人)	112	119	128	157	220	

			見込み				
			6期計画			7期計画	9期計画
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
(2) 地域密着型 サービス	定期巡回・随時対 応型訪問介護看 護	給付費(千円)	1,113	1,558	1,781	1,892	1,989
		人数(人)	1	7	8	8	8
	夜間対応型訪問 介護	給付費(千円)	61	245	257	298	380
		人数(人)	1	5	5	5	5
	認知症対応型通 所介護	給付費(千円)	25,617	26,897	28,242	32,694	41,727
		回数(回)	178.0	187.0	196.0	227.0	290.0
		人数(人)	22	24	25	29	37
	小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	49,340	88,811	115,455	199,505	496,434
		人数(人)	19	34	44	76	189
	認知症対応型共 同生活介護	給付費(千円)	71,516	73,661	75,871	82,907	96,111
		人数(人)	24	24	24	24	24
	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
		人数(人)	0	0	0	0	0
	地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	給付費(千円)	0	0	32,713	72,131	92,060
		人数(人)	0	0	15	29	29
複合型サービス	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
地域密着型通所 介護	給付費(千円)		48,856	53,742	71,530	115,199	
	回数(回)		489	538	716	1,154	
	人数(人)		52	57	76	123	
(3) 施設サービ ス	介護老人福祉施 設	給付費(千円)	530,685	573,139	618,990	779,750	1,145,708
		人数(人)	200	216	233	294	431
	介護老人保健施 設	給付費(千円)	357,016	360,586	364,192	375,227	394,368
		人数(人)	131	132	134	138	145
	介護療養型医療 施設	給付費(千円)	8,942	7,153	5,723	0	0
		人数(人)	3	2	2	0	0
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	99,038	103,990	109,189	126,400	161,322	
	人数(人)	619	65	682	790	1,008	

平成 27 年度制度改正事項

介護予防訪問介護、介護予防通所介護サービスが地域支援事業化されます

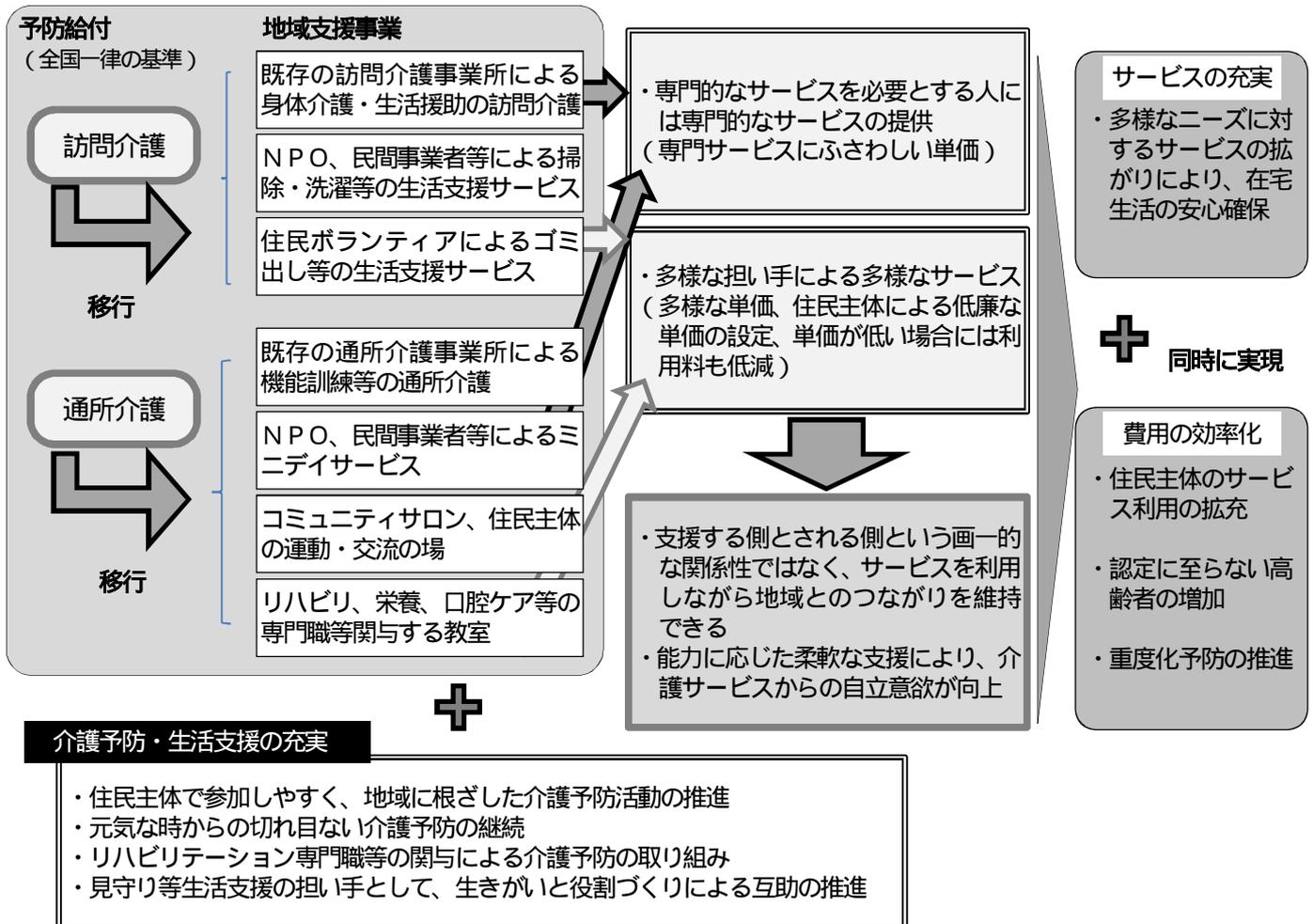
予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行させます。

財源構成は現在の介護給付と同じ国・都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料です。

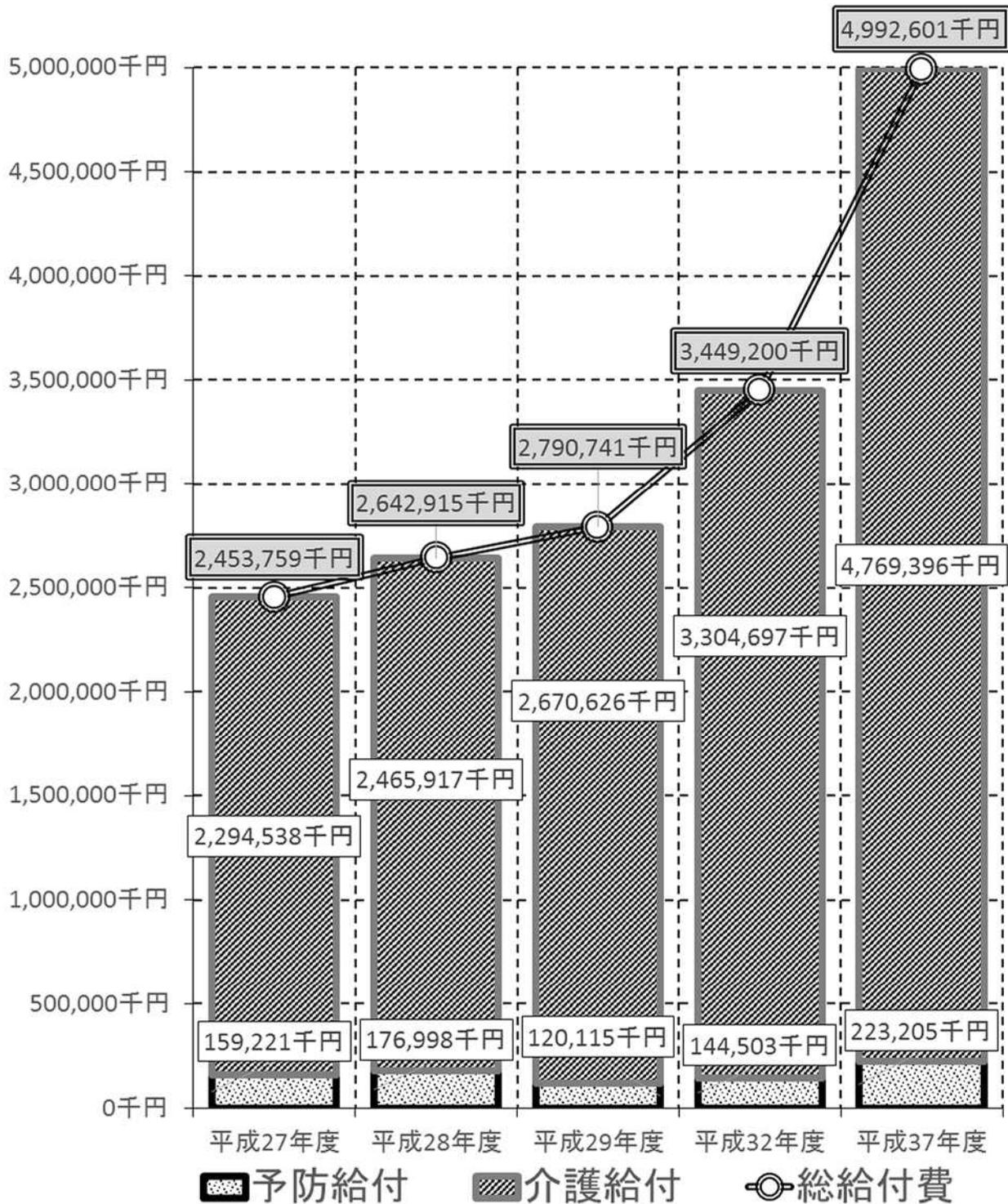
既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。なお、高齢者は支え手側に回ることもあります。

本町の方針としては、平成27年度は現行の予防給付を実施し、平成29年4月より地域支援事業へ移行させる予定となっております。

また、既存の介護事業所による既存のサービスは継続させる予定ですので、利用者の皆さんが安心してサービス利用ができるよう配慮してまいります。



3 介護保険事業にかかる総費用の見込み



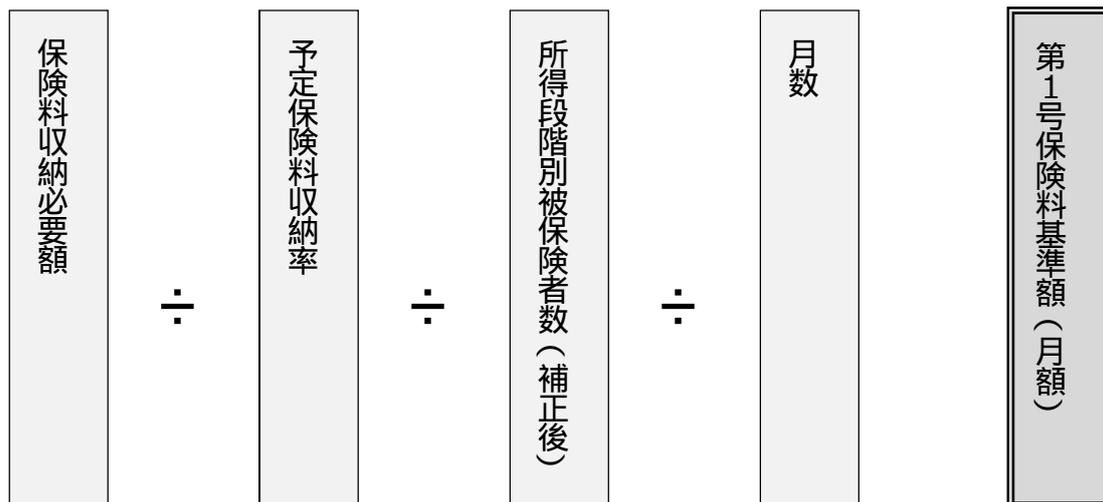
第2章

葉山町の介護保険料

1 保険料の設定

(1) 介護保険料設定の考え方

第1号被保険者の月額基準額については、介護保険事業の運営に必要な金額（保険料収納必要額：介護給付・予防給付、地域支援事業費などの総計）を、介護保険料を負担する被保険者数の人数で割ることで、以下のように算出を行っています。



利用者負担については、制度として高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、社会福祉法人による利用者負担軽減措置等が実施され、低所得者に対する一定の配慮がなされています。

また、一定以上の所得がある第1号被保険者の方の利用者負担については、1割から2割に引き上げます。

(2) 保険料収納必要額

介護給付費は、介護サービス費用から利用者の自己負担分を除いて、保険給付される額です。この他に、施設入所者の食費等補助（特定入所者介護サービス費等給付額）などを計上したものが標準給付費見込額となります。

この標準給付費見込額について、平成 27 年度から 29 年度の 3 か年合計でおよそ 82.5 億円の給付を見込みました。地域支援事業費については 3 か年合計でおよそ 1.7 億円を見込んでいます。

保険料設定の基礎となる保険料収納必要額はおよそ 19 億円、予定保険料収納率については 98.0%と見込んでいます。

	合計	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
標準給付費見込額	8,245,600,362	2,576,200,148	2,760,838,652	2,908,561,561
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	7,791,645,533	2,431,660,846	2,606,851,591	2,753,133,095
総給付費	7,887,415,000	2,453,759,000	2,642,915,000	2,790,741,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響補正係数		22,098,153.8749	36,063,408.7388	37,607,904.8603
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	95,769,467	22,098,154	36,063,409	37,607,905
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	267,144,183	88,434,801	94,625,237	93,050,591
特定入所者介護サービス費等給付額	315,700,769	98,199,250	105,073,198	112,428,321
補足給付の見直しに伴う財政影響補正係数		9,764,448.9704	10,447,961.0000	19,377,730.0000
補足給付の見直しに伴う財政影響額	48,556,586	9,764,449	10,447,961	19,377,730
高額介護サービス費等給付額	145,208,342	46,061,330	48,364,396	50,782,616
高額医療合算介護サービス費等給付額	25,818,975	8,190,000	8,599,500	9,029,475
算定対象審査支払手数料	6,816,883	1,853,171	2,397,928	2,565,784
審査支払手数料一件あたり単価		43	52	52
審査支払手数料支払件数	138,553	43,097	46,114	49,342
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
地域支援事業費	170,410,759	34,996,000	36,323,640	99,091,119
総合事業費	74,506,314	3,968,000	4,364,800	66,173,514
包括的支援事業・任意事業費	95,904,445	31,028,000	31,958,840	32,917,605
調整交付金見込額	257,865,000	75,483,000	86,690,000	95,692,000
調整交付金見込交付割合		2.9%	3.1%	3.3%
後期高齢者加入割合補正係数		0.9785	0.9701	0.9645
所得段階別加入割合補正係数		1.1179	1.1178	1.1176
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
市町村相互財政安定化事業交付額	0			
保険料収納必要額	1,905,937,465			
予定保険料収納率	98.0%			

(3) 第 1 号被保険者の保険料基準額の算定

第 1 号被保険者の保険料基準額は、平成 27～29 年度の 3 か年における標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額の一定割合（22%）を、所得段階別負担割合で調整した平成 27～29 年度の第 1 号被保険者延べ人数で除して求められます。

標準給付費見込額 (A)	8,245,600,362円
地域支援事業費 (B)	170,410,759円
第1号被保険者負担分相当額 (C = (A + B) × 22%)	1,851,522,447円
調整交付金相当額 (D = A × 5%)	412,280,018円
調整交付金見込額 (E)	257,865,000円
準備基金取崩額 (F)	100,000,000円
保険料収納必要額 (G = C + D - E - F)	1,905,937,465円
予定保険料収納率 (H)	98.00%
所得段階別加入割合で補正した被保険者数 (I)	34,028人
第 6 期介護保険料基準年額 (J = G / H / I)	57,154円
第 6 期介護保険料基準月額 (K = J / 12月)	4,800円

保険料収納必要額

第 1 号被保険者負担分（標準給付費見込額 + 地域支援事業費）に対して、プラス要因（調整交付金差引見込額など）とマイナス要因（介護給付費準備基金、財政安定化基金など）を加味した額となります。

調整交付金

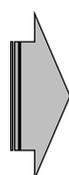
市町村間の介護保険料の格差を調整するために、国から市町村に交付されるもので、市町村ごとの第 1 号被保険者中の 75 歳以上の方の割合と、所得水準によって交付額が決定されます。

介護給付費準備基金

介護保険事業特別会計において発生した剰余金等を積み立て、財源不足時に取り崩して充当するために設置されている基金です。今期計画においては、介護給付費準備基金の取り崩しを行うことで、保険料の上昇を抑制しています。

第 6 期計画以降も、介護保険サービスの利用量は増加していくものと見込まれ、給付費も上昇していくものと思われませんが、今期計画においては準備基金を取り崩すことにより保険料の上昇緩和を図っているため、保険料基準額については、月額 4,800 円とし、長期的に安定した事業運営ができるように保険料を設定します。

第 6 期計画中の第 1 号被保険者保険料基準額（月額）



4,800 円

2 保険料段階の設定

介護保険料は、低所得の負担を軽減するために、所得段階を設定しています。これまで葉山町は11段階に区分していましたが、第6期計画においては、よりきめ細かく所得に応じた段階設定とするため、14段階に区分します。

所得段階	対象者	基準割合	保険料	
			(年額)	(月額)
第1段階 (新設定)	・生活保護受給の方又は老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の方 ・本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50	28,800円	2,400円
第2段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方(第1段階に該当しない方)	0.70	40,320円	3,360円
第3段階	・本人及び世帯全員が町民税非課税の方(第1段階、第2段階に該当しない方)	0.72	41,472円	3,456円
第4段階	・本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれており、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.95	54,720円	4,560円
基準額 第5段階	・本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれている方(第4段階に該当しない方)	1.00	57,600円	4,800円
第6段階 (新設定)	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.25	72,000円	6,000円
第7段階 (新設定)	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	1.26	72,576円	6,048円
第8段階 (新設定)	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	1.27	73,152円	6,096円
第9段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.53	88,128円	7,344円
第10段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.56	89,856円	7,488円
第11段階 (新設定)	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	1.75	100,800円	8,400円
第12段階 (新設定)	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	1.78	102,528円	8,544円
第13段階 (新設定)	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.10	120,960円	10,080円
第14段階 (新設定)	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の方	2.12	122,112円	10,176円

世帯非課税(第1段階~第3段階)については、今後新たに公費による軽減の仕組みが導入され、更なる負担軽減が図られる予定となっております。

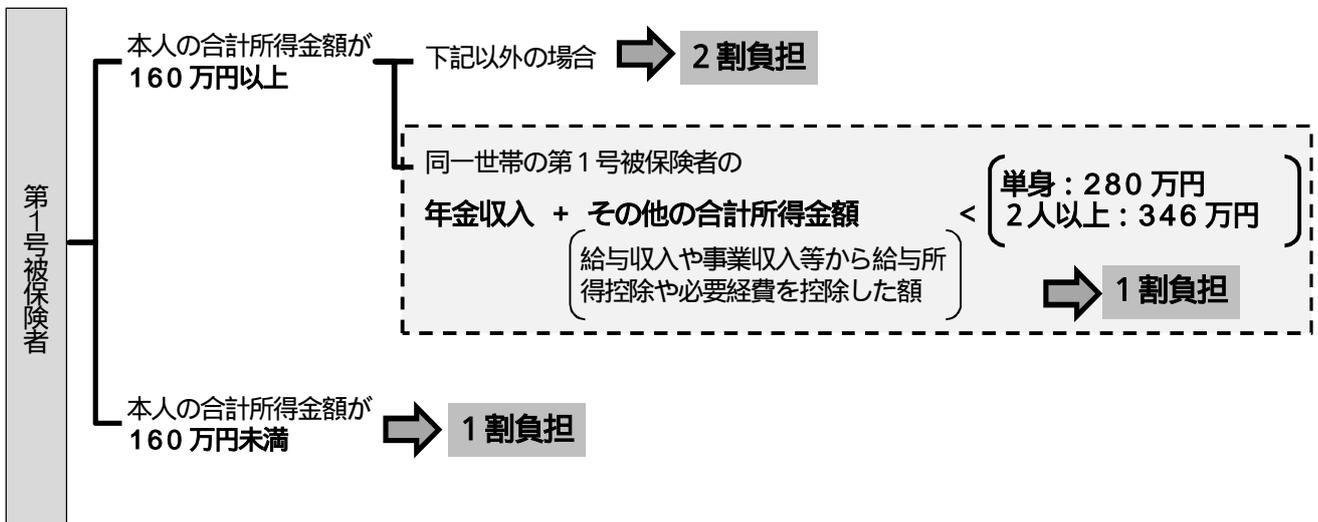
平成 27 年度制度改正事項

一定所得以上の利用者の負担が 2 割になります（平成 27 年 8 月施行）

平成 27 年 8 月より、合計所得金額 160 万円（単身で年金収入のみの場合年収 280 万円）以上の利用者の負担割合が 2 割となります。

ただし、合計所得金額が 160 万円以上であっても「年金収入 + その他の合計所得金額⁽¹⁾」が単身で 280 万円、2 人以上世帯で 346 万円未満⁽²⁾の場合は 1 割負担となります。

- 1 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる額（公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額）を除いた額。
- 2 280 万円に国民年金の平均年額（5.5 万円 × 12）を加算した額



- 1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額
- 2 被保険者の上位 20% に該当
- 3 280 万円 + 5.5 万円（国民年金の平均額） × 12 = 346 万円

第3章

介護保険事業の適正な運営

1 サービスの質の向上

(1) 身体拘束の廃止に向けた取り組み

現在介護の現場では、「身体拘束ゼロ」の実現に向け、様々な取り組みが進められています。

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、身体機能の低下をまねく恐れもあります。

葉山町では、介護サービス事業者や町民に向けて、身体拘束の廃止の広報活動や啓発活動に積極的に取り組みます。

(2) 各種介護保険サービスの充実

第5期計画において小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備するなど在宅介護サービスの充実の推進に努めてまいりました。

第6期計画においては、夜間対応型訪問介護事業所、訪問看護事業所の整備など在宅介護サービスの更なる充実を行うとともに、地域密着型介護老人福祉施設の整備を行い、施設サービスの充実にも努めてまいります。

(3) 苦情相談等への対応

サービス利用者やその家族からの声を役場、社会福祉協議会（あんしんセンター）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）などで受け付けるとともに、サービスに対する不満や苦情内容に対し迅速に対応していきます。

また、介護相談員の施設への派遣を通じて、利用者の日常的な不満や疑問を受け付け、問題の発見や解決を通じて苦情等の発生を未然に防ぐとともに、問題点があれば改善を促します。

(4) 高齢者への権利擁護への取り組み

近年、振り込め詐欺や、悪質な商法のトラブルに、高齢者のみならず一般成人までもが巻き込まれるケースが増えています。

葉山町ではこれまでに、主に社会福祉協議会が運営するあんしんセンターで、認知症などの十分な判断ができない高齢者に対して、介護サービスの利用等も含めて支援してきました。

今後とも、葉山警察署、地域包括支援センター、訪問サービス事業者、保健師、家族、地域住民や関係機関との連携を更に強化し、公正な契約締結の支援を行います。

また、窓口を利用しやすくするための広報活動も強化します。

(5) 施設サービスの整備方針について

<平成29年度までの施設整備計画>

区分		第4期計画期間			第5期計画期間			第6期計画期間		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
福祉施設 介護老人	定員数(人)	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	利用者数(人)	142	139	133	142	146	156	157	158	159
老人福祉施設 地域密着型介護	定員数(人)	0	0	0	0	0	0	29	29	29
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	29
保健施設 介護老人	定員数(人)	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	利用者数(人)	118	113	114	122	116	111	115	115	115
医療施設 介護療養型	定員数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人)	9	8	6	8	3	3	3	3	3
共同生活介護 認知症対応型	定員数(人)	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	利用者数(人)	25	24	24	24	24	24	24	24	24
特定施設 介護専用型	定員数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数(人)	294	284	277	296	289	294	299	300	330
	要介護3 以上比	76.5%	74.6%	75.8%	80.4%	79.6%	79.6%	81.0%	81.0%	81.0%

外の特定施設 介護専用型以	定員数(人)	261	261	261	291	291	291	291	291	291
	利用者数(人)	82	89	114	117	123	131	132	133	134

平成21年度から平成25年度までは「介護保険事業状況報告」の年度末数値を採用し、平成26年度は9月月報値、平成27年度以降は推計値です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数は、平成 25 年度は前年度比で 48 名減と大きく減少し、平成 26 年度は前年度比 11 名増とほぼ横ばいになっており、今後 3 年間で大幅に増加するとは想定されません。

平成 27 年度から介護保険制度が改正され、特別養護老人ホームへは、原則要介護 3 以上でないと入所はできなくなることから、待機者は大幅に減少すると見込まれます。

また、平成 25 年度、平成 26 年度の 2 回、町内 2 事業所に対しアンケート調査を行ったところ、特別養護老人ホーム入所待機者全体は減少しており、そのうちの葉山町民の待機者数も減少しております。

町民アンケートの結果によると、町内の介護施設についての設問で「増やすべきである」との回答は 54.5%、要介護 3 以上の在宅高齢者で「施設申込みをしている方」は 39.7%であり、施設整備の希望は高齢者全体の約半数に止まり、また、要介護 3 以上の在宅高齢者のうち 52.2%の方は申込みをしていないという回答結果となりました。

このことは、現在は在宅で生活し施設入所の必要はないものの、将来への不安から施設整備を希望している方が高齢者の約半数となっていると考えられます。

そうしたことから、第 6 期計画では、まずは確実に葉山町民の入所が見込まれる 29 床の地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備した上で特別養護老人ホーム入所待機者の状況を注視し、その上で必要と判断すれば第 7 期以降に 30 床以上の特別養護老人ホームの施設整備について検討していくこととします。

地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)とは、29人以下の特別養護老人ホームで、原則所在市町村民しか入所することができないため、整備されれば確実に29人の葉山町民が特別養護老人ホームに入所することができます。

【特別養護老人ホーム入所待機者数】

施設所在地が葉山町内外であることを問わず、葉山町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年10月1日	0人	0人	29人	39人	50人	48人	44人	210人
平成25年10月1日	0人	0人	28人	30人	35人	30人	39人	162人
平成26年10月1日	0人	2人	22人	40人	46人	30人	33人	173人



(要介護3以上の特別養護老人ホームへの入所希望者数)

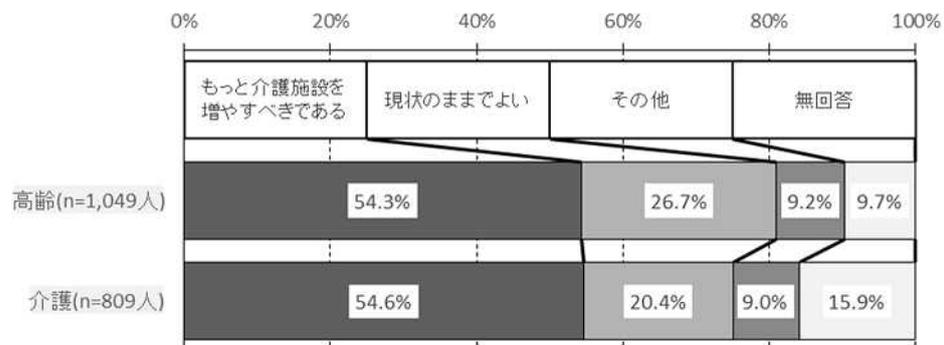
	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成24年10月1日	50人	48人	44人	142人
平成25年10月1日	35人	30人	39人	104人
平成26年10月1日	46人	30人	33人	109人

町内2施設における要介護3以上の特別養護老人ホーム入所待機者数

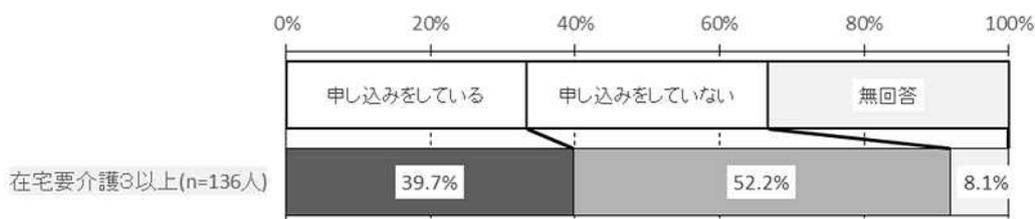
	待機者全体	(うち葉山町民)
平成25年7月1日	325人	122人
平成26年6月1日	290人	102人

【町民アンケート結果】

町内の介護施設について



介護施設への申込みの有無(在宅要介護3以上)



地域密着型介護老人福祉施設（29人以下の特別養護老人ホーム）

前述の通り、第6期計画期間中の定員30人以上の大規模な特別養護老人ホームの整備は見送りますが、平成37年度までの葉山町の高齢者数の見込みを見ると、75歳以上の後期高齢者数は増加し続けていく見込みです。

更に、平成24年度から26年度までの特別養護老人ホーム利用者数は年々ゆるやかながら上昇しており、今後もゆるやかに上昇していくと見込まれます。

葉山町の要介護認定者は80歳以上から急増することから、長期的な視野に立つと、在宅生活の継続が困難になる方に対する安心を提供する必要があります。

特別養護老人ホーム入所待機者のうち約半数は現在入院中、あるいは本人・家族がもう少し自宅での生活を希望していると言われております。

当町で平成26年11月に町内特別養護老人ホームに対し調査したところ、今すぐ入所したいと考えている要介護3以上の方は、入所待機者の約半数に当たる50名程度と推計いたしました。

また、施設の入所待機者のうち、上位には葉山町民以外の他市民が多数含まれていることから、町民が確実に入所できる施設が必要と考えます。

そこで、現在の葉山町の特別養護老人ホーム入所待機者に見合う定員数を考慮し、29人以下の小規模かつ、原則葉山町民しか入所のできない地域密着型介護老人福祉施設の新設が最も望ましいと判断し、確実に葉山町民の施設入所の要望に伝えていくこととします。

第6期計画期間中は、緊急通報システムの充実、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所の普及・促進、町内初の夜間対応型訪問介護事業所や訪問看護事業所の整備など、様々な居宅介護サービスの充実を図ることで町民の在宅生活への支援を行ってまいります。

更に、町内施設への町民入所率は向上したとはいえ、平成26年6月1日現在63.5%であり、今後更に向上させる余地はあると考えられるので、引き続き町内施設に対し町民優先入所を要望することで、町内の特養待機者解消につなげていきます

なお、地域密着型介護老人福祉施設の公募の際は、地域住民が交流できるよう、地域に開かれた施設であることを条件づけていくことで、地域包括ケアの推進に努めてまいります。

【高齢者人口の推移及び推計】

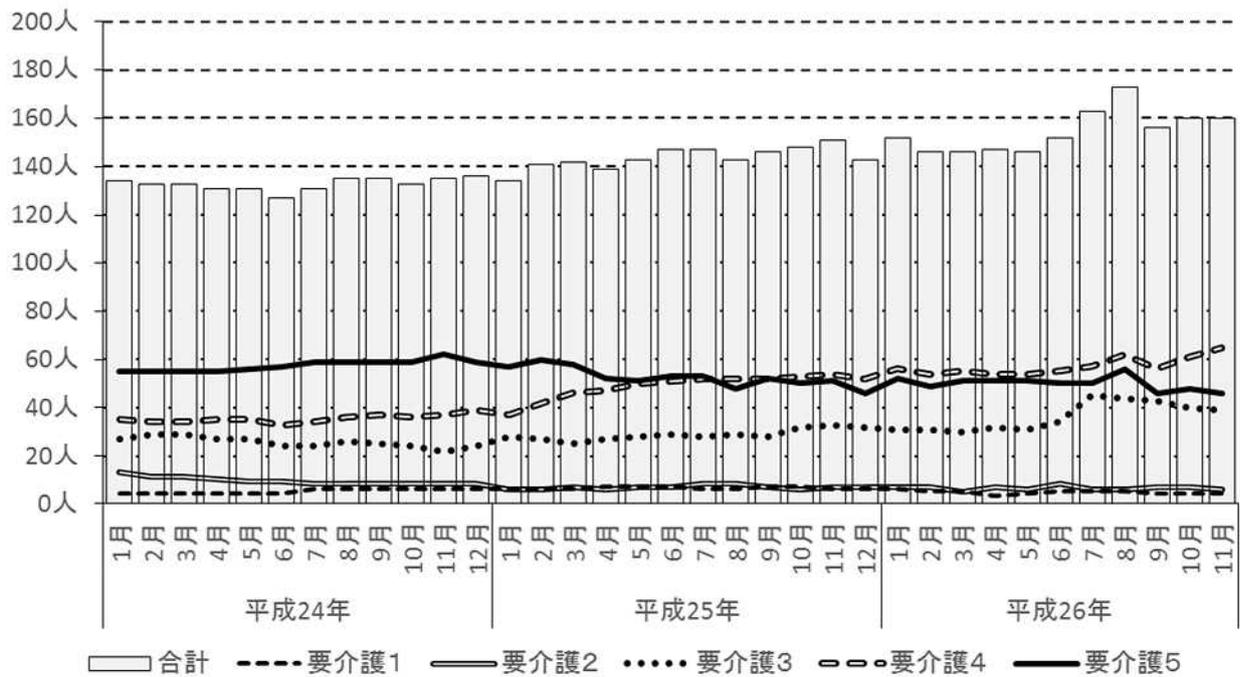
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 37 年度
65 歳 ~ 74 歳	4,979 人	5,122 人	5,261 人	5,232 人	5,155 人	5,003 人	3,507 人
75 歳以上	4,457 人	4,562 人	4,725 人	4,997 人	5,179 人	5,335 人	6,466 人
合 計	9,436 人	9,684 人	9,986 人	10,230 人	10,334 人	10,338 人	9,973 人
高齢化率	27.9%	28.8%	29.8%	30.4%	30.8%	31.0%	31.3%

【平成 26 年 2 月 3 日時点の葉山町 65 歳以上要介護認定者年齢別内訳】

	65 歳 ~ 69 歳	70 歳 ~ 74 歳	75 歳 ~ 79 歳	80 歳 ~ 84 歳	85 歳 ~ 89 歳	90 歳 ~ 94 歳	95 歳 ~ 99 歳	100 歳以上	合計
介護	47 人 3.3%	114 人 7.9%	195 人 13.5%	337 人 23.4%	399 人 27.7%	240 人 16.6%	92 人 6.4%	19 人 1.3%	1,443 人

【特別養護老人ホーム利用者数の推移】

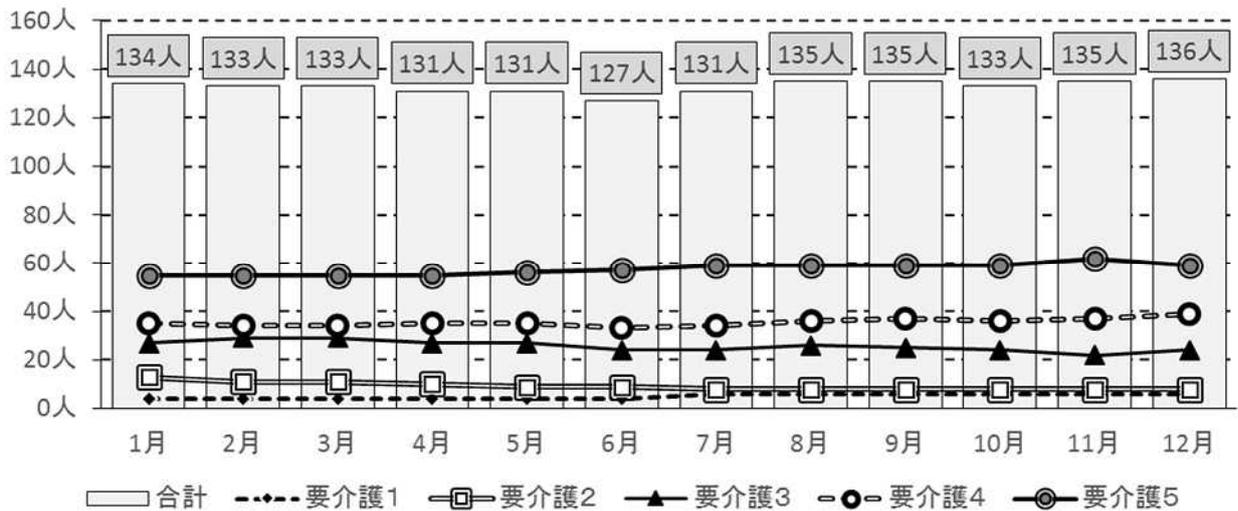
(平成 24 ~ 26 年の推移)



介護保険事業状況報告月報(施設介護サービス受給者数)による。

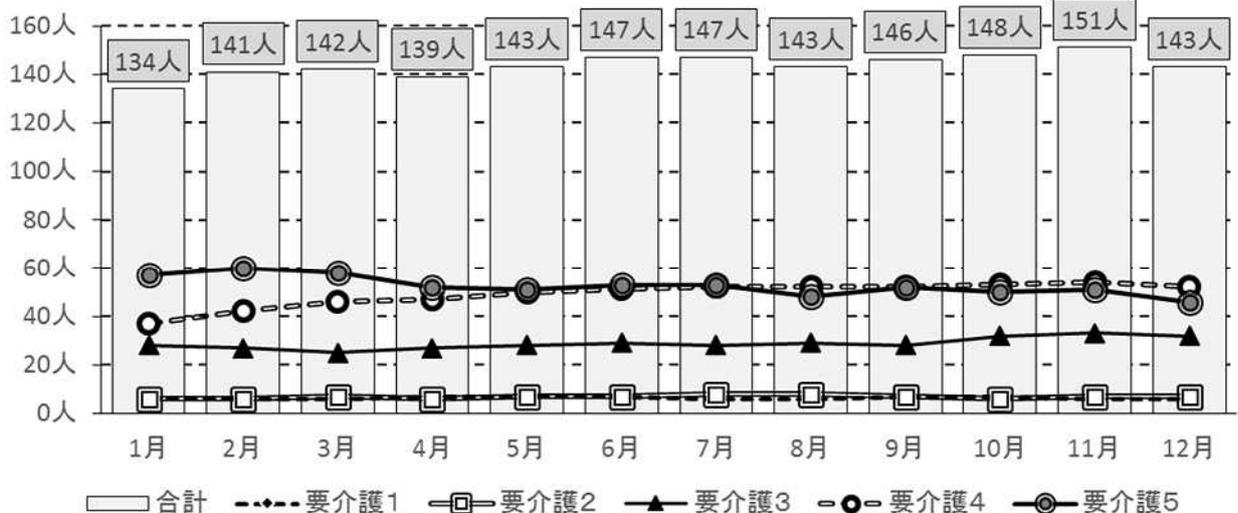
(平成 24 年の月次推移)

	平成 24 年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
要介護1	4人	4人	4人	4人	4人	4人	6人	6人	6人	6人	6人	6人
要介護2	13人	11人	11人	10人	9人	9人	8人	8人	8人	8人	8人	8人
要介護3	27人	29人	29人	27人	27人	24人	24人	26人	25人	24人	22人	24人
要介護4	35人	34人	34人	35人	35人	33人	34人	36人	37人	36人	37人	39人
要介護5	55人	55人	55人	55人	56人	57人	59人	59人	59人	59人	62人	59人
合計	134人	133人	133人	131人	131人	127人	131人	135人	135人	133人	135人	136人



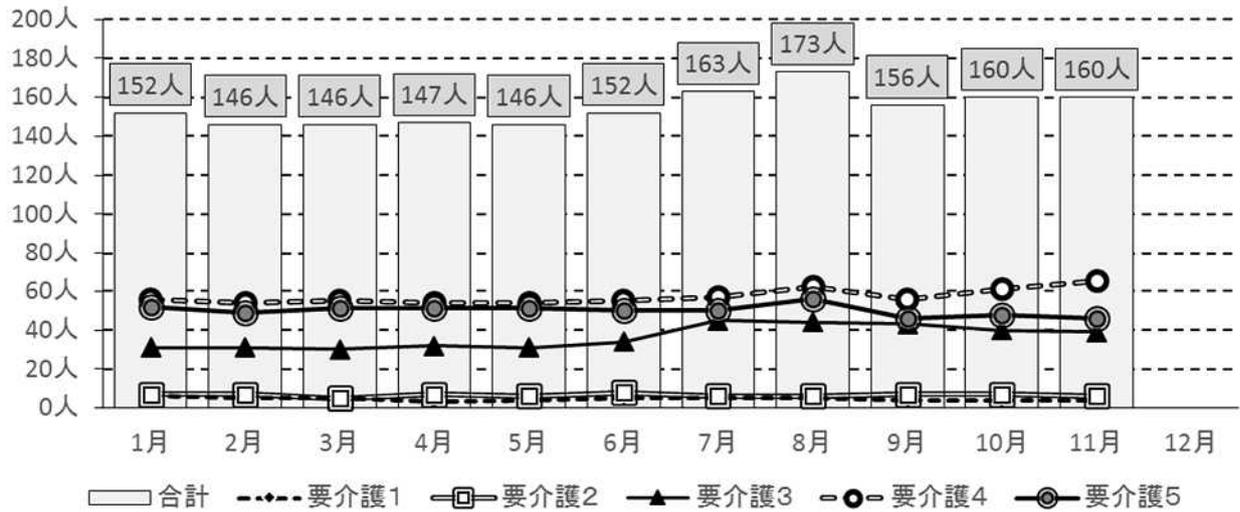
(平成 25 年の月次推移)

	平成 25 年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
要介護1	6人	6人	6人	7人	7人	7人	6人	6人	7人	7人	6人	6人
要介護2	6人	6人	7人	6人	7人	7人	8人	8人	7人	6人	7人	7人
要介護3	28人	27人	25人	27人	28人	29人	28人	29人	28人	32人	33人	32人
要介護4	37人	42人	46人	47人	50人	51人	52人	52人	52人	53人	54人	52人
要介護5	57人	60人	58人	52人	51人	53人	53人	48人	52人	50人	51人	46人
合計	134人	141人	142人	139人	143人	147人	147人	143人	146人	148人	151人	143人



(平成 26 年の月次推移)

	平成 26 年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
要介護1	6人	5人	5人	3人	4人	5人	5人	5人	4人	4人	4人	
要介護2	7人	7人	5人	7人	6人	8人	6人	6人	7人	7人	6人	
要介護3	31人	31人	30人	32人	31人	34人	45人	44人	43人	40人	39人	
要介護4	56人	54人	55人	54人	54人	55人	57人	62人	56人	61人	65人	
要介護5	52人	49人	51人	51人	51人	50人	50人	56人	46人	48人	46人	
合計	152人	146人	146人	147人	146人	152人	163人	173人	156人	160人	160人	



【葉山町内所在の特別養護老人ホームへの入所待機者（平成26年11月現在）】

特別養護老人ホーム入所待機者数

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
85名	130名	129名	103名	89名	536名

うち、葉山町民

特別養護老人ホーム入所待機者数（葉山町民）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
42名	48名	60名	29名	32名	211名

要介護3以上 121名

要介護3以上で、今すぐの入所が必要な

葉山町民 50名程度

【町内特別養護老人ホームの町民入所率】

	利用者数	うち葉山町民	町民利用率
平成25年7月1日	158名	92名	58.2%
平成26年6月1日	159名	101名	63.5%

介護老人保健施設（老人保健施設）の整備方針

第5期計画期間中、平成25年度の給付費は平成24年度に比べ約2,000万円の減少となっており、平成26年度も平成25年度に比べ約1,200万円程度減少していくと見込まれております。

また、介護老人保健施設は特別養護老人ホームの入所待機場所となっている側面もあり、施設整備では特別養護老人ホームを優先すべきと考えます。

そこで、第6期計画期間中は地域密着型介護老人福祉施設の整備を優先することにし、介護老人保健施設の新規整備は行いません。

ただし、介護老人保健施設は病院と在宅との中間施設であり、かつ在宅復帰に向けたリハビリを行う重要な施設でもあることから、第6期事業計画において給付費の推移などを見守り、第7期計画以降において施設整備をするかどうか引き続き検討してまいります。

介護療養型医療施設の整備方針

平成29年度末で廃止が予定されているため、今後も施設整備は行いません。

(6) 居住系サービスの整備方針について

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備方針

認知症対応型共同生活介護事業所は認知症があっても共同生活を営める方が対象となっており、対象者が限定されております。

また町内 2 事業所に対する認知症対応型共同生活介護事業所への待機者が多くない現状もあることから、第 6 期計画期間中は整備を見送り、その間、町民の要望や待機状況を把握し、第 7 期計画以降において施設整備をするかどうか検討していきます。

介護専用型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

町内に介護専用型以外の特定施設が十分に整備されている状況から、新規の整備は行いません。

介護専用型以外の特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

介護専用型以外の特定施設については、第 3 期介護保険事業計画では、平成 18 年度に開設した 111 床の施設をもって施設整備を一旦終了し、平成 26 年度に軽度者の増加に対応するため既存施設の 30 床増床を行いました。

平成 26 年 7 月 1 日現在の町内 4 事業所の利用率は 83.5%、町民入居率は 54.0% であり、第 6 期計画期間中の新たな整備は必要ない状況です。

2 サービスの適切な利用の促進

(1) 事業者間の連携

事業者に対する各種制度や研修等の情報提供を進めるとともに、サービスの適切な利用に向けて、介護保険事業者間の情報交換や連携・調整ができるような機会の提供に努めます。

(2) 介護給付等の適正化

介護給付等の適正化は、不適切な給付を削減すること、利用者に対する適切な介護サービスを確保すること、また、それらを通じて介護費用のむやみな増大を抑制し、持続可能な介護保険制度を構築することにあります。本計画において、これらの目的を達成するため、介護給付等の適正化を推進していきます。

そのため、ケアプランの点検、ケアマネジャーへの支援を通じて、利用者が必要とするサービスを効果的・効率的に提供するためのサービスの選択・調整機能の適正化を進めます。

葉山町では、国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、適正な介護サービスの提供に向けた指導の実施に努めるとともに、これまでと同様、神奈川県との連携を保ちながら、適正な保険給付を目指します。

3 利用者への情報提供

(1) 情報提供・公開

介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」を実現するために情報の提供・公開を推進します。

神奈川県では介護サービス情報公表制度にもとづき、神奈川県介護サービス情報公表センターにおいて介護サービス利用者が介護サービスを比較検討するために活用できる事業所情報などを提供していることから、本制度の利用促進に向けて、普及・啓発を進めていきます。

(2) 制度の普及啓発

町民への介護保険制度の普及・啓発に向けて、広報はやま、町のホームページ、各種パンフレット等の媒体を中心に情報提供の充実に努めます。

4 低所得者への配慮

制度上で様々な低所得者対策が行われています。利用者やその家族に対し、これらの制度内容の周知に努めます。

保険料の減免

災害による住居の損壊や、生計維持者が死亡した等の理由で、保険料の納付が難しい場合に、介護保険料の減免を受けられるものです。

特定入所者介護（予防）サービス費の支給

介護保険施設（短期入所を含む）に入所している低所得者の人に対して、居住費（滞在費）、食費に一定の自己負担限度額を設けて、負担が重くなり過ぎないようにするものです。

社会福祉法人等による減額の運用

所得が低く特に生計が困難な人について、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減するものです。

特別養護老人ホーム旧措置者に対する負担軽減

介護保険法の施行前の措置制度の時から、継続的に特別養護老人ホームに入所されている人に対して、介護保険導入に伴い措置制度の時の負担水準を超えないよう、利用者負担額を減額するものです。

障害者ホームヘルプ利用者負担に対する軽減措置

障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者で、介護保険制度の適用を受けることになった人に対して、継続的なサービス利用の促進を図るため、利用者負担の軽減措置を行うものです。

高額介護サービス費の支給

介護保険サービスの1割負担額が重くなりすぎないように、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担が発生した場合に、基準額を超えた分について払い戻しを行うものです。

高額医療・高額介護合算療養費の支給

医療費と介護サービス費が高額になった場合、それぞれ別々に自己負担の一部が払い戻しされていますが、医療費と介護サービス費の自己負担の合算額が高額になった場合にも、自己負担の一部について払い戻しを行うものです。

平成 27 年度制度改正事項

1 特定入所者介護（予防）サービス費の見直し（平成 27 年 8 月施行）

配偶者の所得の勘案

現在は、利用者が世帯分離をした場合には世帯分離前の状況に関わらず本人が住民税非課税であれば、特定入所者介護（予防）サービス費の対象になっていますが、配偶者については、世帯分離されていたとしてもその所得を勘案します。

預貯金等の勘案

特定入所者介護（予防）サービス費の支給に当たっての勘案要素として「資産」を追加し、預貯金等（単身の場合は 1,000 万円以下、夫婦の場合は 2,000 万円以下）を勘案することにします。

【対象預貯金】

- 1 預貯金、信託、有価証券 自己申告+通帳の写し等の添付
- 2 その他の現金 自己申告
- 3 負債 自己申告+借用書等の写しにより預貯金等の額から差し引きます

非課税年金の勘案

遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額もこの額に含めて判定します。

負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット個室	ユニット準個室	従来型個室	多床室	
第 1 段階	本人及び世帯全員が町民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者等	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円
第 2 段階	本人及び世帯全員が町民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の人等	820 円	490 円	490 円 (420 円)	320 円	390 円
第 3 段階	本人及び世帯全員が町民税非課税であって、利用者負担段階第 2 段階以外の人等	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	320 円	650 円

介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

2 高額介護サービス費の見直し（平成 27 年 8 月施行）

高額介護サービス費の限度額（一般世帯月額 37,200 円）について、医療保険の現役並み所得⁽¹⁾に相当する人がいる世帯に限定して 44,400 円に引き上げられます。

	自己負担限度額（月額）
現役並み所得相当	44,400 円（世帯）
一般	37,200 円（世帯）
市町村民税世帯非課税等	24,600 円（世帯）
年金収入 80 万円以下等	15,000 円（個人）

平成 27 年度制度改正事項

- 1 現役並み所得の考え方は次の通りです。
世帯内に課税所得^(2) 1 4 5 万円以上の第 1 号被保険者がいる場合は、現役並み所得相当として、自己負担限度額が 4 4 , 0 0 0 円となります。
ただし、に該当しても、同一世帯内にいる第 1 号被保険者の収入^(3)の合計が 5 2 0 万円(世帯の第 1 被保険者が本人 1 人のみの場合は 3 8 3 万円)に満たない場合は、一般(3 7 , 2 0 0 円)となります。
- 2 課税所得とは、収入から公的年金等控除、必要経費、基礎控除、給与所得控除等の地方税法上の控除金額(年少扶養控除廃止に伴う調整控除を含む。)を差し引いた後の額で、高齢者医療制度の現役並み判定を用いている課税所得と同じ概念です。
- 3 収入とは、所得税法上の収入金額であり、公的年金等控除、必要経費等を差し引く前の金額で、高齢者医療制度の現役並み判定に用いている収入と同じ概念。退職所得に係る収入金額は除きます。非課税年金等の非課税収 も除きます。

5 事業評価の仕組み

(1) 介護保険事業

介護保険給付額、サービス量が事業計画とかけ離れていないかを、サービスごとに毎年チェックし評価します。

また、国民健康保険団体連合会から、保険者等が介護費用適正化対策のために活用できるように、認定者の状況や事業所の状況に関する各種の情報を提供されるシステムを活用して、各サービスの適正な利用が行われているかをチェックします。

(2) 介護予防事業

地域支援事業の中の介護予防事業について、事業参加者の声を収集するとともに、参加者の各種データを蓄積・整理し、状態の維持・改善等の分析を進め、事業実施の効果を検討していきます。

第 4 部：資料編

1 葉山町介護保険事業計画等運営委員会

(1) 葉山町介護保険事業計画等運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例(平成7年葉山町条例第13号)に基づき設置された葉山町介護保険事業計画等運営委員会(以下「委員会」という。)の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、葉山町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進行及び改定に関することについて審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、委員9名以内で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、次期改定計画の策定が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

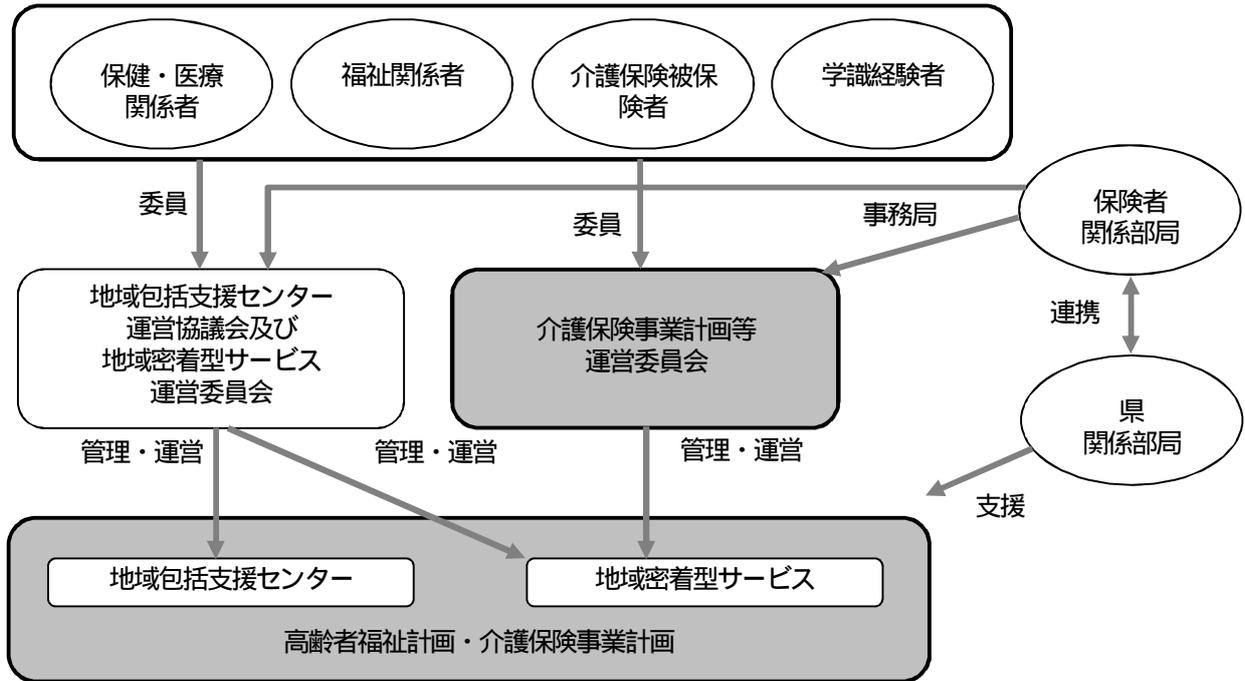
(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 関係機関との連携



(3) 委員名簿

委員名		所属機関	選出区分
会長	山本 恵子	神奈川県立保健福祉大学	規則第3条2項2号 (知識経験を有する者)
副会長	二瓶 東洋	逗葉医師会	規則第3条第2項3号 (保健医療関係者)
委員	沼田 謙一郎	逗葉歯科医師会	要綱第3条第2項3号 (保健医療関係者)
委員	有友 光代	介護保険被保険者(町民公募)	規則第3条第2項1号 (被保険者)
委員	永田 和子	介護保険被保険者(町民公募)	規則第3条第2項1号 (被保険者)
委員	中川 智子	葉山町民生委員・児童委員協議会	規則第3条2項4号 (福祉関係者)
委員	加藤 智史	葉山町社会福祉協議会	規則第3条2項4号 (福祉関係者)
委員	伊澤 伸一(～平成26年3月) 加藤 克真 (平成26年4月より交代)	葉山清寿苑	規則第3条2項4号 (福祉関係者)
委員	佐藤 弘美(～平成26年3月) 重松 美智子 (平成26年4月より交代)	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	規則第3条2項4号 (福祉関係者)

(敬称略)

(4) 委員会の経過

年度	開催日		主な議題	
平成25年度	第一回	平成25年1月31日	(1)	委員委嘱
			(2)	会長及び副会長の選任について
			(3)	委員会の運営について
			(4)	高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
			(5)	平成21年度～平成23年度(第4期計画期間)における各事業の事業実績について
	第二回	平成25年7月11日	(1)	平成24年度における各事業の事業実績について
			(2)	町内サービス事業所向けアンケートについて
	第三回	平成26年1月16日	(1)	町内事業所向けアンケート結果について
			(2)	町民アンケートについて
(3)			町内医療機関向けアンケートについて	
平成26年度	第四回	平成26年5月29日	(1)	委員の交代について
			(2)	平成25年度(第5期計画期間)における各事業の実績報告について
			(3)	町民アンケート結果報告について
			(4)	町内医療機関向けアンケート結果報告について
			(5)	町内介護保険事業所アンケートについて
	第五回	平成26年8月28日	(1)	町内事業所アンケート結果について
			(2)	全国介護保険担当課長会議資料について
			(3)	第6期葉山町介護保険事業計画基本理念・基本目標について
			(4)	葉山町第6期介護保険事業計画将来推計値について
			(5)	町民アンケート集計結果分析について
	第六回	平成26年10月30日	(1)	第6期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画(案)について
	第七回	平成26年12月4日	(1)	第6期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画(案)について
			(2)	第6期 介護保険料基礎資料について
	第八回	平成27年1月29日	(1)	第6期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画(案)について
(2)			第6期 介護保険料(案)について	

2 葉山町の高齢者サービス関係機関・施設

機関・施設	内容・機能
葉山町 福祉課	次の係を置き、各種事業を実施するとともに、各種手続きの申請や相談等の窓口を設置しています。【社会福祉係・介護高齢係・障害福祉係】
葉山町 保健センター	保健、栄養、健康などの相談や事業を実施するとともに、医師会、その他の医療機関との連携を担当する部署です。 訪問指導、予防接種、献血推進等を行っています。
福祉文化会館	高齢者の健康増進・生きがい創造、デイサービス、福祉団体・ボランティア団体活動などの福祉活動の拠点と、芸術鑑賞などの文化・学習活動の場の拠点の複合施設です。 高齢者のダンス教室、スポーツ教室、囲碁・将棋、高齢者趣味の作品展、高齢者演芸大会等の開催場所です。
社会福祉協議会	福祉サービスに関する行政と民間との立場を超えた協働体制を図り、民間活動の担い手であるボランティア、自治会、NPO、民間企業など、様々な方々の参画による地域福祉活動の推進を行う組織です。 小地域福祉活動・ボランティア活動推進・福祉教育・当事者活動の支援と組織化・総合的相談・在宅福祉サービス・権利擁護事業・地域福祉ネットワーク等を実施しています。
あんしんセンター (社会福祉協議会内)	認知症や知的障害・精神障害のために十分な判断ができない者、身体が不自由等の理由により福祉サービスの利用や、日常のお金の管理、財産の保管が困難な者に、地域で安心して生活が送れるようにお手伝いします。
地域包括支援センター (社会福祉協議会内)	地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメントの3つの事業を管理し、地域の高齢者の心身の健康、生活の安定を包括的に支援することを目的とした中核機関です。
逗葉地域医療センター	逗子市及び葉山町が行う地域医療対策の円滑な推進を図るため、社団法人逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会の協力の下に患診療事業、特定健診事業、介護予防健診事業及び訪問看護事業を行い、健康保持増進と福祉の向上に寄与することを目的としています。
生きがい事業団	高齢者の生きがいを目的に、様々な仕事の斡旋をしています。
老人福祉センター	福祉文化会館内に設置しています。無料入浴サービス、老人いこいの日の開催場所となっています。
老人クラブ	各地域の高齢者により、50人以上で組織されている団体が、ボランティア活動、生きがいと健康づくりのための各種活動を行っています。 平成26年度現在22団体があり、老人クラブ連合会を組織し、各クラブ間の連携を保ちながら、各種事業を実施しています。

高齢者の権利擁護、生活相談等は、葉山町地域包括支援センター(046(877)5324)へご相談ください。

振り込め詐欺、還付金詐欺が疑われるケースは、葉山警察署生活安全課(046(876)0110)へご相談ください。

葉山町
第6期
(平成27年度～平成29年度)
高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成27年3月

発行 葉山町保健福祉部福祉課
〒240-0192
神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135
電話 046-876-1111 (代表)
FAX046-876-1717

この計画書は、葉山町ホームページからダウンロードすることもできます。

(<http://www.town.hayama.lg.jp/>)